硝子製造従事者學歷別分類

	中途退學	卒　業
尋常小學校	34%	57%
高等小學校	—	9

硝子製造従事者檢查結果

段階點	智能%	握力%	背筋力%	肺活量%	直線目測%
14	—	—	—	—	—
13	—	—	2	1	3
12	—	1	3	5	6
11	2	2	5	12	25
10	9	17	21	28	22
9	20	39	24	35	17
8	28	30	37	16	21
7	41	11	8	3	6
6	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
平　均	8.0	8.7	8.9	11.1	9.7

菓子製造従業者學歷別分類

	中途退學	卒　業
尋常小學校	2%	32%
高等小學校	—	60
中等學校	3	2
專門學校	—	1

菓子製造従事者檢查結果

段階點	智能%	握力%	背筋力%	肺活量%	空間辨別%
14	—	—	—	—	—
13	—	—	—	2	—
12	—	1	—	3	14
11	3	5	5	15	19
10	43	31	30	45	33
9	32	46	33	28	8
8	19	16	17	7	7
7	3	1	10	—	19
6	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
平　均	9.2	9.3	9.0	9.9	9.7

適性検査結果平均成績表

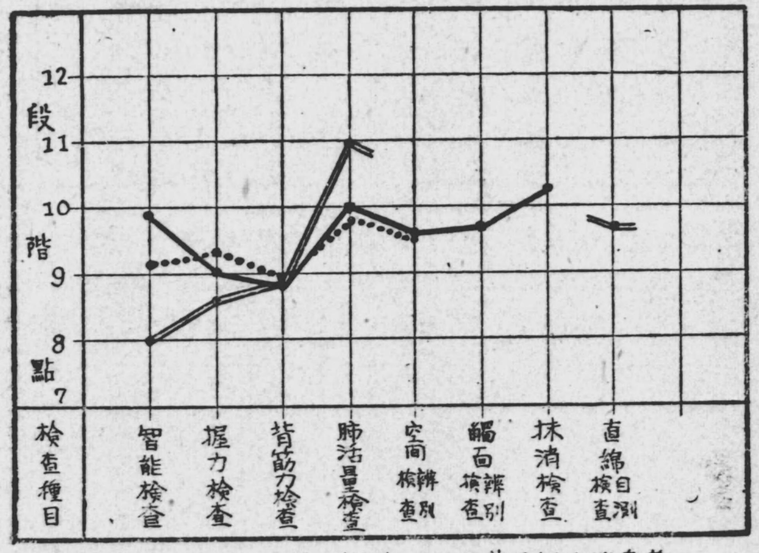

商業従事者	檢査合計員數	81名	檢査平均年齢	30.2歳
硝子製造従事者	同	116名	同	32.9歳
菓子製造従事者	同	101名	同	33.2歳

れば左の如くである。

一、鍛工に於ける「スチームハンマー」のハンドル持　二、熔鑛爐の「クレーン」下　三、其の他力作業を餘り必要とせざる單一なる高熱作業等。

大阪府下に於ける菓子製造従事者　本檢査に於いては粟起菓子、米菓子、燒菓子、華菓子、飴菓子生菓子、餅菓子、饅頭菓子、パン等の製菓に従事せる者一一六名につき性能檢査を施行したものである。其の結果によれば別表の如く智能、握力、背筋力等普通段階（一〇點）より劣れるは、智能に於いては作業が單一なると、握力、背筋力に於いては「手先作業」であつて、餘り力作業を必要とせなかつた結果である。また肺活量が普通段階にあるは作業が普通狀態にあるを示すものである。檢査成績より見て、商業従事者よりも普能段階幾分低位にあるも、總體的には商業従事者と同樣の職種が可なるものと考察せらる然し　一、製藥工場に於ける製藥作業　二、インキ、ネリ物作業等も適職と思考さる。（大阪府立産業能率研究所發表の職種配置資料による）

◆　◆　◆

以上の適性檢査は總て勞務配置―採用者側の勞務管理の必要に基き施行せられる檢査方法の一例であつて、轉廢業者諸君は採用者が斯る方法

を以つて多數の人々の中から適材を發見し適職を選定するのであるこいふことを、單に參考までに知つて置く程度で、これに對し深くこだはる必要はないと思ふ。筆者は本章に於いて、職業選擇の必要上、轉業能力を知るために自己判斷の參考として若干說明を試みたものであるが、抑々人間の精神及肉體こいふものは、しかく文字や數字で說明し得るほど單純に出來てゐないものである。だから機械器具などで測定した所謂科學的檢査方法なるものも、量的、靜的、計數的には正確であり得ても、質的、動的、感情的にはごの程度にまで信賴してよいか疑問であるこ考へる。何故ならば人間が「輝しい希望」を持ち、或は「歡喜に滿ちた心」を持つて働くならば公式以上の力量こ能率を擧げ得られるからである。なほ之等の檢査の結果が恰も人間の「價値」を定めるかの如く誤解を招く虞があるここに注意しなければならない。元來之等の檢査の目的は多數の人々の一般的な類型を知り、且つそれこ職業この關係を明かにする—換

言するこ一定の人間の集團に、一定の作業條件で作業をさせて得られた量的な差異を統計的にまこめたものであつて、決して個人の價値を測定する目的を持つてゐないここである。隨つて筆者が轉廢業者諸君に望むここころのものは、之等性能測定の方法を參考こして自己の轉業能力を判斷するこ共に、之等の標準なるものは轉業者諸君の努力こ勇氣こによつて標準以上の働きが爲し得られるものであるこいふここを茲に繰返し强調するものである。

要するに傳來の事業や苦心經營の事業或は恩顧深き主家を去つて、轉廢轉職の一大決心を樹立し、皇恩限り無き國策線に添ふここなつた以上、身体や能力が適性檢査により、單に不向きだこ云ふ理由だけで悲觀すべきものではなく、筆者が其の筋の責任の地位にある人より聞くここころによれば、「日々飯がおいしく喰べられて便通がある人なれば、特に痼疾の無い限り決して體質を悲觀すべきものでなく、その人の努力次第

にてたゞへ賤業に従事してゐた人でも、重要産業に働せて見た結果、十分に環境に慣れて普通の仕事であれば必ず出來るものである」と力説された。だからまして折角轉業される人々には自身を信じて、飽くまでも國家のため重要産業方面に職を求め、決して今更不急不要産業に職を求めてはならない。戰時下是非とも産業戰士として勇往邁進されんことを切に望む次第である。また重要産業の仕事の中には事務もあれば、倉庫番等力量を要せざる仕事もある。だから年齢の關係などにて勞務に堪へない人々と雖も、適當な職域があるのであるから、國民職業指導所とよく懇談して其の方向を誤らぬことが何よりも大切である。

（一七―五―一〇記）

第五章　どうして廢業するか（整理方法及金融施設利用方法）

國家が中小商工業者の轉廢業問題を重視し、轉廢業施設を完備してゐることは第三章に於いて説明した通りである。而して中小商工業者諸君にして産業組織の再編成上、若くは物動計畫に基く物資需給調整の結果轉廢業を餘儀なくされた場合、或は時局の重大性を深く認識し、進んで國家のために重要産業に轉出し、または歸農を爲さんとする人々は、如何にして現在從事してゐる仕事を整理するか。即ち店舗または工場を持つてゐる關係から原材料、商品、營業用什器、工業設備なども適當に處分しなければならない。更に負債もあらう。店員、勞務者等の從業員に解雇手當も支給せなければならないであらう。之等を整理し、且つ所要資金を調達することが、轉業前に解決せなければならない先決問題であ

る。ところが轉廢業は當局から企業整備要綱が發表され、それに基いて工業組合、商業組合または統制會社等の公共團體が指圖して集團的に爲す場合と、それ等公共團體の斡旋によらず個人單獨で轉業する場合の二た通りあるが、公共團體の斡旋による場合の方が量的には壓倒的多數であるから、それを主にして以下說明することにした。

大體重要商品の製造業者若くは販賣業者に對しては、其の商品の種類により商工省若くは農林省から夫々企業整備要綱が發表され、それに基いて公共團體は業者に適當な整理統合方針を樹立し、且つ轉廢業資金の調達、給與、償却方法等を審議決定の上主務省の承認を受け、所屬組合員に發表して企業統合と轉廢業とを同時に行ふのが一般的な方法である。だが茲で問題となるのは公共團體の主腦者の指導能力と政治的才能如何であつて、若も其の公共團體にして指導者に其の人を得なければ業者は勿論のこと、國家、產業、消費者は多大の損失と迷惑を被るといふことになる。即ち指導者なる者が我邦の戰時統制經濟若くは計畫經濟の本質を辨へずして、ひたすら統制を劃一强化することのみが國家の要請に應へる所以だと誤認して、所謂「統制の行過政策」を採用して得々としてゐる場合、また其の反對に統制に反對せざるまでも、統制を回避し、飽まで自由主義的思想を以つて整備統合と轉廢業問題に觸れず、徒に解決を遷延するが如き場合等、此の兩極端は何れも現在の戰時下にあつて無益有害である。要するに問題は主務省の根本方針に從ひ、最も實情に適した—戰時下の國民生活の安定と生活必需品の生產及配給の確保を目的として合理的、實際的な解決をしなければならないのである。即ち理想に走らず、陋習にこらはれない政策を實施することが絕對に必要である。

偖、中小商工業は前述の通り、夫々所屬の商工團體によつて新企業の編成—統合によつて殘留する者と轉廢業する者との二者に別れる。統合體に殘る人々は將來の生活を保證されるが、轉廢業者に對しては殘存企

業者から相應の共助金を支出することになつてゐる。然し殘存企業者の所屬する組合が貧弱なる場合には政府より一名に對し三百圓程度の補助金が出ることになつてゐる。組合の共助には三通りある、一は轉廢業者の營業設備、工場設備、機械器具、原材料等を同業統合體が買ひ取る場合に、共助の精神を含めて、その物の價値以上に買ひ取ることである。二は轉廢業する組合員に對し、金錢を給付することである、俗に涙金と稱するが如きものである。三は原材料の配給高、販賣の實積等を營業權と見做し、一口何程と見積り、又機械を組合で登錄して居る如き場合はその權利等を買ひ取ることである。

而して統合體または殘留組合員が買ひ取る能はざるものは、國民更生金庫を利用して、機械器具、事業設備、土地建物等を買上げ、または管理處分の引受け、負債整理等に要する資金の融通を受けることが出來るのである。斯くして「人は國民職業指導所へ、物は國民更生金庫へ」と

夫々行くべき途がつけてあるから、轉廢業者は一日も早く國策線に添つて、その方向に進むべく舊態の整理を急がねばならないのである。

一、國民更生金庫利用方法

（一〇一頁「國民更生金庫」參照）

轉廢業せんとする者は、その所屬組合の理事長と相談して、左記所載の申込書其他の書式に據る調書を二通（一通は府縣知事宛一通は國民更生金庫理事長宛）作製し、これを所屬組合を通じて、二通共に府縣知事（本件所管課）に提出するのである。（大阪府は臨時職業指導部が設けられて、本件を所管されてゐる）

轉廢業者がこの申込書や其他の書式を調へることは、相當骨の折れることで、從來一枚の戸籍謄本を區役所で取るにも、代書人を煩はした習慣の持主がこんな面倒な書類を作製することは、並大抵の苦勞ではなく、そのために提出が遲れることは甚だ遺憾とするところで、これは忙しい中にも組合の書記長と協力して、作製されることが最も良い方法であると思ふ。

地方廳に提出された申込書と附屬書類は、一應係官の手により調査され、專門業者等と諮り評價規準を定める。評價規準は既に中央主務省で品種別に定まつてゐるが、定まつてゐない品物は地方廳で定めるの

である、この規準評價を携へて、調査員が現場へ出張して、現物を規準に照し合せて評價するのであつてその作製されし評價を、專門委員會にかけて審議される。その答申に基いて、更にこれを地方評價委員會に諮問し、これを地方長官に答申して、その決定が認可されるのである。

知事が認可した後國民更生金庫にその決定通知をするのである。金庫は物を檢收し、賣却納金の上、評價引請け金額を支拂ふことゝなるのであるが、評價決定が濟むと便宜金庫より、組合が支拂を受けることが出來る。

國民更生金庫の設立されしことは社會政策的意味を多分に持つものにして、評價に對しては十二分の恩惠的評價をなすは勿論、既に數ケ月前に廢業せし者と雖も、その業態を繼續し居るものと認めて評價されるのである。また過去三ケ年間の平均純益を一割還元したものより總營業用資產の評價額（土地、建物、機械器具、商品、原材料、無體財產（特許權等））を引き去りし殘りの金額を營業權的要素として認められるのである。

又轉業資金として、軍需產業に轉ずる爲に要する資金、統合體に參加する資金も貸附けされるのである。申込書と共に提出すべき收支計算書の作製、營業權的要素の算出等に困難を感ずる向多く、また係官の資產評價規準作製に時日を要することなどで、處理進行に相當時日を要するといふ批難があつたが別項所載の如く緊資金融通業務の開始に依り、資金の貸付を急速に實行されることゝなつた。

尙左記通牒を熟讀の上規程書式により申込書其他の書式を作製するのである。

轉廢業者ノ資產引受竝ニ資金借入ノ申込等ニ關スル件

（昭和十六年八月八日附一六振興第二〇三二號
商工省振興部長ヨリ大阪府知事宛）

轉廢業者資金評價地方委員會ノ運用等ニ關シテハ、不取敢本年二月二十六日附振興部第五四六號ヲ以テ、及申進置候處、今般國民更生金庫法ニ基ク國民更生金庫ノ設立セラレタルニ當リ其ノ一部ヲ變更致候條、爾今左記ニ依リ御取扱相成樣致度此段及申進候也

記

一、轉廢業者ニシテ資產ノ管理處分ノ引受又ハ資金ノ融通ヲ受ケントスルモノアルトキハ別紙樣式（一）ノ申込書ニ樣式（二）ノ附屬書ヲ添付シ地方長官宛及國民更生金庫理事長宛各一通ヲ作成ノ上所屬組合等ノ團體ヲ經由シテ管轄地方長官ニ進達セシムルコト

二、組合等ノ團體ニ所屬セザル轉廢業者ニ關シテハ申込書及附屬書各二通ヲ直接管轄地方長官ニ提出セシムルコト

三、地方長官ハ申込書及附屬書ヲ調査シ組合等ノ團體ノ共助施設ヲモ併セ考慮シタル上、別段支障ナキモノト認メタル場合ニ於テハ國民更生金庫宛ノ申込書及附屬書ヲ同金庫ニ廻付シ之ト同時ニ商工大臣ノ定ムル資產評價基準ニ基キ調査員ヲシテ右資產ノ實地ニ就キ具體的ニ調査セシムルコト

四、地方長官ハ轉廢業者資產評價地方委員會ニ具體的評價額ヲ諮問スルコト

五、地方長官ハ右委員會ノ答申ニ基キ評價額ヲ決定シ之ヲ國民更生金庫ニ通達スルコト

六、轉廢業者ノ資産評價ニ關シテハ別紙様式（三）ニ依リ毎年三月六月九月及十二月ノ末日現在ヲ以テ當該四半期ニ於ケル處理狀況ヲ作成シ翌月十日迄ニ意見ヲ具シ報スルコト

七、調査員ノ運用ニ當リ道府縣令ヲ以テ之ニ關スル規程ヲ制定スル場合ニ於テハ別紙「轉廢業者資産評價調査員規程準則」ヲ參照ノコト

申込書　（大阪府指定ノモノ）

引受希望資産	別紙ノ通リ	引受希望資産額	圓
借入希望金額	圓		
借入資金ノ用途	舊債償還 圓 舊業務整理 圓 轉業轉職 圓	申込ノ事情	廢業 休業 縮小 企業合同
		所屬組合等團體名	

右ニ依リ營業用資産ノ引受（資金ノ融通）相煩度別紙附屬書相添此段及申込候也

年　月　日

住所（職業）
氏名　㊞

大阪府知事　三邊長治　殿
國民更生金庫理事長　大口喜六　殿

附屬書（一）

| | | |

第五章　どうして廃業するか

附属書（二）

狀況	使用人	
備考		

総督業用資産處分一覧表

総督業用資産			同上内譯					
			共助ニ依ル資産			賣却又ハ自己保有資産		更生金庫委託資産
名稱	數量	金額	名稱	數量	金額	名稱	數量	金額
計								
組合等ノ共助金								
備考			其ノ他ノ共助					

第五章　どうして廃業するが

資産調書（昭和　年　月　日末現在）

資産				負債			
科目	金額	摘要		科目	金額	摘要	
固定資産				固定負債			
機械器具				擔保付			
什器				支拂手形			
建物				其他			
○○○				○○○			
土地							
○○○							
○○○							
流動資金				流動負債			
現金				支拂手形			
預金				買掛代金			
有價證券				支拂諸費用			
受取手形				稅金			
賣掛代金				給料			
貸金				利息			
商品在高				其他			
電話				○○○			
未收利息				○○○			
其他							
○○○							
○○○							
繰延費用				負債合計			

未經過保險料	
其他	
○○○	
○○○	
資産合計	

收支計算書

	年別又ハ期別 / 科目				平均額	%
總收入	代息益引入製代 上利收値越 賣入産入期繰越 品收動繰越 製收不仕雜後品 ○○○○ 計					
總支出	費引賃金却費與賃製代 料歩倒 原支勞貸消雜役員家期繰越 自前品 ○○○○ 計					
差引純益						
還元率						
總營業價格						
諸稅						
借入金利息						

借入金額

借入先	借入用途	當初借入金	現在殘高	利率	償還方法	借入年月日	償還期日	償還延帶高及延帶利息

管理又ハ處分委託營業用資産調（土地之部）

所在地番	地目	地積	用途	金額	單價	權利義務設定ノ有無	備考	鑑定額	評價額

管理又ハ處分委託營業用資產調　（建物之部）

所在地番	構造	用途	坪數	建築年月日	金額	單價	權利義務設定ノ有無	備考	鑑定額	評價額

管理又ハ處分委託營業用資產調　（機械、器具、什器、工作物等）

所屬土地又ハ建物番號	名稱	構造用途	能力又ハ寸度	個數又ハ延長	製作所名	購入又ハ製造年月日	金額	賃借契約ノ有無	備考	鑑定額	評價額

管理又ハ處分委託營業用資產調　（商品、諸原料）

所在	品名	品質	數量	仕入單價	金額	備考	鑑定額	評價額

敷地建物機械ノ配置見取圖

	最モ近キ場所ノ著名目標ヨリ現場ニ至ル略圖 （成ルベク詳細ニ）

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給ニ關スル件

（昭和十六年九月五日附一六振興第五六七九號）
（商工、大藏、農林三次官より大阪府知事宛）

時局ノ要請ニ應ジ轉廢業ヲ餘儀ナクセラレタル中小商工業者ニ對シテハ、政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ先ヅ其ノ所屬組合等ノ同業者團體等ヲシテ相互共助ヲ行ハシムルコト極メテ肝要ナルヲ以テ、今般別紙「轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱」ニ依リ轉廢業者ニ對スル共助施設ヲ實施セシムルト共ニ、共助施設ニ必要ナル資金ノ借入ニ對シテハ利子ヲ補給スルコト、相成候ニ付テハ、貴管下ニ於テモ右趣旨ニ則リ周到ナル指導監督ヲ爲シ、以テ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキ樣格別ノ配慮相成度依命此段及通牒候也

別紙

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

一、趣旨

轉廢業ニ對スル施策ハ政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ同業者ノ共助ニ依ルノ要アリ、從ツテ時局ノ要請ニ應ジ轉廢業セントスル中小商工業者ニ對シテハ、先ヅ同業者ノ組織スル團體等ニ於テ相互共助ノ精神ニ立脚シ、此等轉廢業者ノ資產ノ整理等ヲ行ヒ以テ轉廢業ノ圓滑ナル實施ヲ促進スルモノトス

二、共助ノ主體

商業組合（聯合會ヲ含ム）、工業組合（聯合會ヲ含ム）、小組合、有限會社其ノ他ノ企業合同體及統制會等トス

三、共助ノ種類及方法

同業者ノ共助施設ハ左ノ方法ニ依ルモノトシ具體的ニ行政官廳ノ指導斡旋ヲ受ケタル場合ニ限ルモノトス

（一）營業用資產ノ引取

轉廢業者ガ業務ノ用ニ供シタル機械設備其ノ他ノ資產ノ全部又ハ一部ヲ同業者團體、各同企業又ハ存續企業ニ於テ一定評價額ヲ以テ引取ルモノトス

前項ノ評價額ハ資金ノ借入ヲ要スル場合ニ於テハ轉廢業者資產評價地方委員會ノ答申ニ基キ地方長官ノ決定セル評價額ニ依ルモノトス

（二）金錢ノ給付

轉廢業者ニ對シ一時ニ又ハ數ケ年以內ニ於テ月、半年又ハ年賦ヲ以テ金錢ヲ給付スルモノトス此ノ場合ニ於ケル給付金ノ額ハ原則トシテ轉廢業直前三ケ年間ノ平均年純益額ノ三ケ年分程度ヲ基準トス

前項ノ平均純益額ノ計算ニ付テハ國民更生金庫ニ於テ轉廢業者ノ資產引受ヲ爲ス際ニ於ケル平均純益額ノ計算ニ準ズルモノトス

（三）其ノ他行政官廳ノ承認アリタルトキハ當該業種業態ニ應ジ實情ニ即シタル方法ヲ採用スルコトヲ

得

四、共助資金

第三號ニ依リ共助施設ニ要スル資金ハ共助主體ノ收入スル配給手數料若ハ其ノ收益ノ一部ヲ先ヅ之ニ充當シ又ハ共助主體ニ於ケル既存積立金ノ一部ヲ取崩シ之ニ充當スルモノトシ尙不足スル部分ハ借入金ニ依ルモノトス

借入金ヲ爲シタル場合ニ於テハ爾後ニ於テ收入スベキ配給手數料又ハ收益ノ一部ハ之ヲ借入金ノ償還準備金トシテ積立ツルモノトス

五、共助資金ノ借入

（一）共助資金ヲ借入ルヽ場合ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス

（二）共助資金ノ融通機關ハ差當リ國民更生金庫ノミトス

（三）借入金ノ償還期限ハ据置期間三ケ年以內ヲ含ミ十ケ年以內トス

（四）借入金ノ償還方法割賦又ハ五ケ年以內ノ定期トシ其ノ利率ハ年四分以內トス

六、共助資金利子補助

借入金ニ對シ支拂期限到達シタル利子ノ全額ヲ國庫ヨリ共助主體ニ補給ス

共助資金利子補給ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス

（別紙）

一、組合等ノ團體ニ於テ本資金ノ融通ヲ受ケントスルトキハ共助資金借入申込書（別紙樣式第一號）二通ヲ作製シ一通ヲ管轄地方長官ニ一通ヲ國民更生金庫ノ最寄事務所ニ提出スルモノトス

二、組合等ノ團體ハ共助資金借入申込ト同時ニ共助資金借入利子補給申請書（別紙樣式第二號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣ニ提出スルモノトス

三、地方長官竝ニ國民更生金庫第一號ノ借入申込書ヲ受理シタルトキハ兩者協議ヲ遂ゲタル上地方長官ニ於テ本資金ノ融通ヲ適當ト認メタルモノニ對シ國民更生金庫ニ於テ貸付ヲ爲スモノトス

四、國民更生金庫前號ノ貸付ヲ爲シタルトキハ共助資金貸付報告書（別紙樣式第三號）ヲ商工大臣ニ提出スルモノトス

五、共助資金ヲ借入タル組合等ノ團體以下（單ニ借受主體ト稱ス）ハ支拂期限到達セル利子ノ補給ヲ受ケントスルトキハ共助資金借入利子補給金交付請求書（別紙樣式第四號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス

六、借受主體ハ政府ヨリ支給サルベキ補給金ノ受領ヲ國民更生金庫ニ委任シ得ルモノトス

七、借受主體ハ本資金ヲ一部繰上償還又ハ全額償還シタルトキハ共助資金一部繰上償還報告書（別紙樣式第五號）又ハ共助資金償還報告書（別紙樣式第六號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス

共助資金申込書記載注意事項

第五章　どうして廢業するか

一、一般的事項

1. 本資金の融通を受けんとするものは、先づ前掲昭和十六年九月五日一六振第五六七九號商工次官、農林次官通牒「轉廢業者共助施設及共助資金利子補給實施ニ關スル件」を熟讀の上地方廳の當該企業主管課に就きて充分指導を受けられたきこと

2. 本資金の融通を受けんとするときは、共助資金借入申込書二通を作成し一通を（地方長官宛）大阪府の場合は大阪府職業指導部に、一通を（國民更生金庫理事長宛）國民更生金庫大阪支所に提出すること

3. 借入申込書と共に共助資金借入利子補給申請書一通（商工大臣宛）を大阪府職業指導部に提出すること（右申請書寫三通を作成し、二通を大阪府職業指導部に、一通を國民更生金庫大阪支所に提出すること）

尙申請書には申込書寫一通を添付する必要あるに付留意せられたきこと

4. 本資金の融通が決定せるときは共助資金借入利子補給金交付金請求書其他關係書類を必要とすべきに付大阪府職業指導部に付必ず照會せられたきこと

5. 申込書（大阪府及大阪支所宛二通）に夫々左記書類を添付せられたきこと

イ、組合の場合

一、沿革の大要竝に現在事業概況

一、今次の企業整備竝に共助施設の大要

一、定款

一、役員の氏名、住所、略歷、關係事業及年齡

一、現在組合員數及地區內未加入者數

一、組合員名簿（出資口數、住所、職業の外判明するならば年取扱高を附記せらるゝこと）

一、最近三ヶ年間每年度の事業報告書、財產目錄、貸借對照表及損益計算書（前年度以後最近の分をも提出せらるゝこと）

一、今後の事業計畫竝に收支豫想

ロ、會社の場合

一、沿革の大要竝に現在事業概況

一、今次の企業整備竝に共助施設の大要

一、定款

一、重役の氏名、住所、略歷、關係事業及年齡

一、株主名簿

一、最近三ヶ年間每期の決算報告書、財產目錄、貸借對照表及損益計算書（前年度以後最近の分をも提出せらるゝこと）

第五章　どうして廢業するか

一、今後の事業計畫竝に收支豫想

二、借入申込書に關する事項

1. 資金の用途は（一）轉廢業者の營業用資産の引受何圓（二）金錢の給付何圓（三）其他（行政官廳の承認を受けたる具體的方法を明記すること）何圓と區分して記入すること

2. 償還方法は原則として十ケ年以内の割賦償還（据置期間三ケ年以内を含む）にして半年賦元金均等償還なるを以て」半年賦（毎年三月末及九月末支拂）（其他實情に應じ一月七月末、二月八月末等）」と記入すること

3. 期限は前號に應じ「何年何月末日迄据置、何年何月末日迄に償還」と記入すること

4. 擔保又は保證人は別紙「擔保物明細書」又は「保證人明細書」に記入添付すること

5. 組合又は會社名は共助主體たる商業組合（聯合會を含む）、工業組合（同上）、有限會社其他の企業合同體名を記入すること

6. 大阪府知事名又は國民更生金庫理事長名の何れか一方を抹消すること

三、附屬調書に關する事項

イ、共助計畫に對する財源の内譯に關する分

1. ※欄には（三）其他行政官廳の承認ありたる方法を具體的に記入すること

2. 備考欄には（二）金錢の給付の方法並に（三）其の他の方法（前號參照）を具體的に記入すること

ロ、共助計畫の内容に關する分

1. 各轉廢業者毎に土地、建物、機械設備、商品諸原材料、其他（※※印欄に具體的に記入すること）に區分して記入し適宜繼續用紙を用ふること

2. 最後に土地、建物、機械設備、商品諸原材料、其他（前號參照）に區分したる合計を記入すること

3. 各轉廢業者毎に別紙引取資産明細書（土地、建物、機械設備、商品諸原材料、其他）を添付すること

其他明細書は適宜作成すること

4. ※欄には（三）其他行政官廳の承認ありたる方法を具體的に記入すること

ハ、共助資金償還財源及償還豫定表に關する分

1. ※欄には其他の財源ある場合具體的に記入すること

2. 償還額欄には元金のみ記入すること

3. 償還額は前記（二ノ2）の通り据置期間以後は半年賦元金均等償還なることに留意すること

4. 年度別は歴年に依ること

5. 備考欄に各年度の利息金額（殘元金×年四分）を記入すること

四、擔保明細表に關する事項

1. 總括表擔保内容欄には土地、建物、機械設備、商品諸原材料等明細書（附表）の總括を記入すること

第五章　どうして廢業するか

と

2. 各明細書（附表）は必要に應じ適宜繼續用紙を用ふること

五、利子補給申請表に關する事項

1. 第七行空白欄には借受主體名を記入すること

2. 第八行空白欄には（イ）營業用資產の引取、（ロ）金錢の給付、（ハ）其他（前記二ノ1參照）を記入すること

以上は國民更生金庫より出された注意事項で、尙不明の點は當該各地出張所（大阪は西區靱南通一丁目一〇番地信濃橋野村ビル五階の同大阪支所）に就て問合されるならば、地方廳主管課の指導と相俟つて進行上多大の便宜を得られること、思ふ。

（共助資金第一號）

共助資金借入申込書

（一六ノ一）

一、金　額　金　　圓

一、資金ノ用途　（一）資產ノ引取　圓　（二）金錢ノ給付　圓　（三）（　圓）

一、償還方法　半年賦（每年　月末日及　月末日支拂）

一、期　限　昭和　年　月末日迄据置、昭和　年　月末日迄ニ償還

一、擔保又ハ保證人　別紙明細書ノ通リ

右ニ依リ共助資金融通相受度申込ニ關スル調書相添ヘ此段申込候也

昭和十　年　月　日

（主タル事務所ノ所在地）
（電話番號）
（組合又ハ會社名）
（代表者氏名印）

國民更生金庫理事長　大口喜六殿

（附　録）

共助資金借入申込ニ關スル調書

（一）　共助計畫ニ對スル財源ノ內譯

（二）　共助計畫ノ內容

（三）　共助資金償還財源及償還豫定表

（附一）　共助計畫ノ內容附表ノ一、二、三、四　各　名分

（附二）　擔保明細書（總括表、附表ノ一、二、三、四）

（附三）　保證人明細書

（主タル事務所ノ所在地）

（電話番號）

（組合又ハ會社名）

（代表者氏名）

（一）　共助計畫ニ對スル財源ノ內譯

財源ノ內譯 / 所要額		營業用資產ノ引取	金錢ノ給付	※	計	備考
自己資金		圓				
借入金		圓				
		圓				
計		圓				

(二)　共助計畫ノ内容

轉廢業者ノ氏名	資産ノ内容	數量	引取價格	金錢ノ給付	※	合計	備考
資産ノ引取	土地	坪	圓	圓	圓	圓	
	建物	棟坪					
	機械設備	台					
	商品諸原材料	點					
	※						
	計		圓	圓	圓	圓	
	土地	坪					
	建物	棟坪					
	機械設備	台					
	商品諸原材料	點					
	※※						
	計		圓	圓	圓	圓	

(三)　共助資金償還財源及償還豫定表

年度別	償還額	償還財源						備考
		手數料	使用料	積立金	財産賣却	利益金 ※	計	
昭和　年度	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
昭和　年度								
計								

（附一）　共助計畫ノ内容附表ノ一

（　分）引取資産明細書（土地）

（一六ノ六）

土地番號	市區町村 郡大字	地番	地目	地積	用途	引取價格	備考
				坪		圓	

別紙樣式第三號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地

國民更生金庫

理事長　氏　　名　㊞

商工大臣　　名　宛

共助資金付報告書

今般別紙ノ通貸付仕候條共助資金取扱要綱第四ノ規定ニ依リ此段及報告候也

別紙

一、貸付番號　第　　號

二、借受主體　何々組合

三、貸付年月日　年　月　日

四、貸付金額　　圓

五、貸金ノ用途　轉廢業者ノ營業用資産引取　金錢ノ給付　其他何々

六、利　率　年　分　厘

七、償還方法　半年賦（又ハ何々）

八、据置期限　年　月　日

九、最終償還期日　年　月　日

注意事項　本報告書ニハ償還年次表ヲ必ズ添付スルコト

表次年還償金利元

合組々何　體主受借

貸付元金	利率	貸付年月日	年　月　日
	圓	最終償還期日	年　月　日

償還期日	貸付現在額	償還額		
		償還元金	利息	計

別紙様式第四號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長　氏　　名　㊞

商工大臣名宛

共助資金借入利子補給金交付請求書

昭和　年　月　日附商工省指令　振第　號ニ依リ共助資金借入利子補給方指令相成候處右指令ニ基キ昭和　年度　何半期分利子　何圓　何錢也支拂期限到達致候ニ付補給金交付相成度指令附帶ノ命令條項第二ニ依リ關係書類相添此段及請求候也

添付書類

借受主體	借入金額	借入現在額	利率	据置期限	最終償還期限	利子支拂期限	利子補給金 何年度 上期下期	備考

別紙樣式第五號

年　月　日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長　氏　　名　印

商工大臣名宛

共助資金一部繰上償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通一部繰上償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及御報告候也

記

一、借入年月日
二、借入金額
三、契約上ノ最終償還期日
四、年次表ニ依ル償還金額
五、一部繰上償還年月日
六、償還金額
七、一部繰上償還後ノ元金殘高

注意事項　繰上償還後ノ變更年次表ヲ必ズ添付スルコト

別紙様式第六號

一　　年　　月　　日

主タル事務所ノ所在地
何々組合
理事長　氏　　名　　印

商工大臣名宛

共助資金償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通全額償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及御報告候也

記

一、借入年月日
二、借入金額
三、契約上ノ最終償還期日
四、償還年月日

二、繫資金の實施とその借入方法

厚生金庫は前述の如く、轉廢業する中小商工業者等の資産及負債の整理と其の更生を圖る目的のためにこれ等の業者の資産の管理または處分、資金の融通、債務の引受若くは保證及それ等に附帶する業務を行ひ、更にまた殘存同業者が轉廢業者の共助施設に要する資金に對し、其の融通業務も併せ行つてゐるが、其の取扱ひが頗る面倒で煩雜なため、往々にして最初申込みをしてから六、七ケ月も時日を要する場合が生じ、ためにこれ等の轉廢業者が其の負債の整理、從業員に對する手當金の支出、企業合同體に對する參加出資金の拂込みなど急速に資金を必要とするにも拘らず、實際の用途には間に合はないことが多く、依つてかゝる不便を除くために昭和十六年十二月二十二日附藏銀第三九六七號を以て「繫資金制度」が認可され、轉廢業者に急速に資金を融通することになつたのである。

而して、これが實行に當つては、轉廢業者に對する資金の貸付を爲す場合、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業小組合、工業小組合、有限會社其の他の企業合同團體等に對し、資金を貸付け、而してそれを如上の組合、會社、團體等を通じ當該轉廢業者に貸付けるのである。其の貸付金額は地方廳に於て認定したる引受價格の見込額に對する七割を限度とする。

また組合、會社等に於て其の共助施設のため、急速に資金を必要とする事情ありと認められた場合、其の共助資金の融通を圖るべく貸付けされる。此の場合も地方長官が決定する共助資金貸付金額の見込額の七割を限度とする。

これが借入方法の手續は轉廢業者が所屬組合、會社、團體、若くはこれ等に屬せざる場合は個々に、地方長官及國民更生金庫理事長宛に夫々資産委託の申込書（三七六頁）を提出したる後、本繫資金融通借入申込書（四〇九頁）を所屬組合を通じて國民更生金庫に提出するのである。金庫はこれに對し地方長官の指示を受けることになつてゐる。地方長官は金庫より指示を受くべく問合せがあると、これに對し轉廢業者が所屬組合を通じ既に提出してある資産委託申込書を調査判定の上、一應見込評價格を決定し、これを更生金庫に回示するのである。金庫は地方長官から回示された見込評價額の七割以內に於て、組合に對し貸付を爲すのである。而して殘餘の金額は委託申込書の評價額決定後に支拂はれることになる。それまでは、貸付けられた金額に對しては、轉廢業者は年三分四厘以內、組合、會社、團體の共助資金借入れの場合には年四分以內の利息を支拂ふことになつてゐる。

（一七―五―一四記）

繫資金借入申込書

金錢借用證

借用金額	金	也	
利息	年三分四厘		
辨濟期日	昭和　年　月　日		
利息拂込期	月　日		
元利支拂場所	國民更生金庫		

（引受限度貸付ノ繫貸付用證書）

一、上記ノ通リ正ニ借用致シマシタ

二、借用期限ノ到來ヲ待ツコトナク別紙物件ニ付地方長官ガ其ノ評價額決定ノ上ハ其ノ物件ヲ貴金庫ニ引渡シ右ニヨリ其ノ物件所有者ガ借用スル金錢ヲ以テ上記借用金ヲ返濟致シマス

三、〇〇〇〇所有ノ別記不動產ヲ抵當ニ動產ヲ質ニ供シマシタ

昭和　年　月　日

住所
債務者

住所
保證人又ハ擔保提供者

國民更生金庫　殿

繋資金借入申込・書

金錢借用證

借用金額	金　　也
利　息	年三分九厘
辨濟期日	昭和　年　月　日
利息拂込期	月　日
元利支拂場所	國民更生金庫
用途タル共助	

國民更生金庫

殿

（共助貸付ノ繋貸付用證書）

一、上記ノ通リ正ニ借用致シマシタ

二、借用期限ノ到來ヲ待ツコトナク貴金庫ヨリ共助資金借入ヲナシ其ノ金錢ヲ以テ上記借用金ヲ返濟致シマス

三、○○○○○所有ノ別記不動産ヲ抵當ニ動産ヲ質ニ供シマシタ

昭和　年　月　日

住所

債務者

住所

保證人又ハ擔保提供者

三、商工團體の共助金（轉業資金）

茲にいふ商工團體とは卸小賣商業組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、配給統制會社、製造統制會社、同業組合等を指すのである。而してこれ等の商工團體は如何にして所屬組合員若くは株主の企業を整備統合するか。整備統合後轉廢業者に幾何の轉廢業資金を交付するか。また其の資金を如何なる方法にて調達し、而してそれを償却して行くか。其の手續と順序に就き簡單に說明を加へたいと思ふ。然し一口に企業の整備統合といつても、業種業態により其の方法は自（おのず）から千差萬別で、各團體毎に最も實情に適したる獨自の整備案を樹立しなければならないのである。隨つて物資別、小賣卸の業態別、配給生産の商工別等に區分することは勿論、更に大小企業規模別、地域別、企業繼續年數等をもよく考慮

して、能ふ限り公平な處置を講じなければならないことは是また申すまでもないことである。

だがこれ等の整備統合に當つて最も注意を要する點は、これを計畫立案する商工團體の主腦者—即ち其の役員諸君が轉廢業者と成らずして、殆ど殘存企業者として殘り得る人々のみであるといふことである。隨つて其の人々は自然轉廢業者に薄く、殘存企業者に厚き方法を立案する傾向のあることである。しかあるべきが人情とはいへ當事者は嚴に斯る傾に流れることを愼み、能ふ限り轉廢業者に厚き方法を案出せなければならない。さて一般的な手續に就き以下順次說明するが、前述の如く當事者諸君は理想に走らず、現狀に囚れず、至公至平努めて妥當な企劃を立案し、もつて「轉廢業者諸君が笑つて業界を去る」やうに盡瘁されんことを切望するものである。

企業の整備統合　大體企業の整備統合は、物資別により、商工省、農林省其の他の主管中央行政官廳から夫々整備要綱が發表され、それに基いて商工團體は目下着々と整備中であるが、今日なほ未發表の業態にある者、または地域的特殊事情により地方廳に於いて決定する者等は商工團體に於いて向後適宜調査の上大綱を立案するのである。而して大綱を立案するに就いては整備後生産に支障を來し、或は配給が不圓滑とならぬやう萬全の對策を講ずる必要があるので、當事者は愼重に過去及現狀の業態を調査研究し、確實なる資料及統計を基礎として計畫を樹立しなければならない。

一、業態調査　企業組織の種類、資本金、取扱若くは製造品種、店舖または工場の規模、從業員數、工業設備、兼副業との割合、營業年數等詳細に亘つて業態を調査し適正規模の標準を決定する。即ち現在の情態から見て「量的」若くは「質的」に如何なる店舖及工場を存置することが生産及配給に必要であるかといふことを知るにある。

二、實績調査　實績調査は大體過去三個年分を提出せしめ、其の一個年平均を算定することが常識になつてゐる。然し實績調査は販賣實績、仕入實績、加工實績、製造實績等月別に出來るだけ綿密に調査せなければ非常に不確實な數字が出るので充分注意を要する。特にブローカー的企業者を利し、正當企業者に不公平な處置にならないやうにせなければならない。更に之が轉廢業の基礎數字になるので愼重の上にも愼重を期せられたい。然し弱體企業者、小賣業者、小工場等に於いては帳簿が完備してゐないので、斯る人々に對しては學識、經驗、信用ある人を實績調査委員に選任し、それ等の人々に評定させて決定するの

である。以上實績調査を集計すれば品種別、地域別、店舗別の配給量及額が判明する。工場にあつては其の生産量及額が判明する。即ち「物」の流れ、方向、時期等が判然とするのである。茲に於いて「物動計畫」とにらみ合せて、將來の生産及配給量を推定し、それに必要なる生産設備、若くは配給企業を幾許殘すか、または如何なる規模を最適とするか。更に人口別、地域別、階級別消費者との關係をも考慮して愼重審議の上整備要綱を立案するのである。斯くして出來上つた草案は物資別により主務省なり、或は地方廳の商工課に正否を伺ふのである。尤も諸官廳の當該係官は理論上のことは確かであるが、實情とか商習慣といふものには疎いので、當該係官が充分に理解せらるゝやう最初から信賴するに足る參考資料を添付する必要がある。即ち杜撰なる計畫書類や口頭で說明せられることは可成避けられた方がよいと思ふ。偖、斯やうにして何度も官廳に出頭して諮問に答へ、また官廳に於いても別の角度から種々調査せられて最後に公平適正な整備要綱が出來上るのである。

此の整備要綱が發表されると、商工團體は所屬組合員を集合して要綱と方針を說明し、併せて文書で漏れなく通知する。また企業整備委員を設けて、企業統合の斡旋をするのである。企業統合の方法には、代行人指定制度、企業中核體選拔制度、統合實績若くは統合設備基準制度など種々とあるが、以下簡單に一二の例を說明する。

三、企業統合　先づ統合するには基準が必要である。即ち一定の目標がなければ統合出來ないからである。ところが其の基準は業種業態により基準を異にする。例へば繊物の卸業の如きは卸實績が數百萬圓になり、布帛製品類の如きも五〇萬圓乃至一〇〇萬圓程度であつて、大體卸賣業者の場合は卸實績を基準にしてゐるやうである。だが此の實績も集散地と地方、六大都市と地方都市といふやうに地域的にも格差があつてよい筈である。隨つて品種にもよるが、卸賣業者の卸實績基準は二〇萬圓乃至五〇萬圓程度が適正規模のやうである。更に此の卸實績の外に、企業統合の中核體となるべき者の人的及物的資格なるものに一定の標準を設けて、それを中心として統合させることになつてゐる。即ち基準卸實績さへあれば誰彼の區別なく、統合さへすれば殘存業者となり得ることは整備の目的に添はないので、量よりも質に重きを置いて整理するやうである。然らば人的及物的資格とは何を指すかといへば、人的には（一）企業主が公益優先で働き得る人（二）統合體の指導者たり得る人（三）人格信用ある人（四）經濟統制違反及其の他罰せられたることなき人（五）何年以上か營業を繼續せる人（六）何人以上の從業員を雇つてゐる人（七）誠實業務に盡す人などであつて、また物的には（一）店舖及倉庫面積何坪以上（二）資本金何萬圓以上（三）營業設備何々といふやうな標準を設けて、それに適合した人物を選び企業整備委員が斡旋することになるのである。即ち以上の標準を定める目的は質的にも量的にも飽まで「國家目的」に合致したる者を選び、且つ**我邦の最も健全な中堅階級を保存するにある。**

また工場の場合は生産實績も無論重視されるが、むしろ現有生産設備——機械臺數や電動機を基準とするやうである。但し工場は生産手段が複雜であつて、例へば機械を用ひない手工業、一部機械一部手工の如き半手工業、小規模の家內工業、大規模の機械工業、下請工業等千差萬別で、更に生産の標準が必らず

しも機械にない場合もあり得るので個々の業態に就き夫々獨自の整備案を立て、卸賣業者の如く全國一定の方針で進むことは不可能である。其の他の條件は前記卸商と大同小異であるが、生産實績は一〇萬圓↓五〇萬圓見當が妥當である。

更に小賣商に至つては業種業態により一層内容が複雜多岐に渉り、且つ規模が小さいだけに一定の基準を設けることが困難である。小賣商の場合は卸賣業者または製造業者の如く、商品及原材料の配給の面からだけでなく、地域的特殊事情と職業別階級別消費者の面からも勘案して基準を設ける必要がある。即ち一定の地域内に於ける消費者の職業、人口、所得等によつて夫々計畫を立案しなければならないから、玆に詳細述べることは不可能であるが、大體小賣商は都市に置いては區別または警察署管轄區域別に、地方にあつては郡別または町村別に適當した基準を設けなければならない。（八月頃出版豫定の拙著「小賣商の整理統合」參照されたし）

大體前述の如くにして夫々企業統合を開始し、殘存業者と轉廢業者とに別れるのである。而して轉廢業者に對しては所屬組合または統制會社から轉廢業資金を交付し、或は營業及工業設備を買上げるのである。

轉廢業資金交付要綱　商工團體は前記の如くにして企業の整備統合に着手すると、必然的に組合員中には轉廢業を餘儀なくされる者が生じて來る。即ち計畫的には物動計畫に基く物資の配給減少による事業の縮少ー業者の整理による（一）弱體業者（二）過少實績者（三）小規模設備者等の轉廢業者ー次には何かの資格を有し現業に殘り得る可能性あるも（四）統合體に參加出來ぬ者（五）前途を悲觀して廢業する者などもまた轉廢業者となる。以上現業から離脱する者を**完全轉廢業者**と謂ひ、而して（イ）統合體に參加するも其の代表者とならぬ者ー出資はするも平取締役として、或は單に商業使用人として參加勤務する者を準轉廢業者と稱するのである。是等の轉廢業者に對し、商工團體は共助精神でもつて彼等に轉廢業資金を交付する義務があるのである。

では轉廢業資金交付額を如何にして算定するか。所要資金を如何にして調達するか。如何なる方法にて交付するか。交付の率は何によつて定めるか。資金をどのやうにして償却するかといふことを決定して轉廢業資金交付要綱を作製し、主務大臣若くは地方長官の承認を受けなければならない。同要綱は業種業態により内容及目的を異にするものであるが共通の點を擧げれば大體左記の如くである。

（一七ー五ー二〇記）

轉廢業資金交付要綱（書式例）

一、昭和〇〇年度ニ於テ〇〇〇ノ卸（小賣）實績ヲ有シ昭和十六年〇月〇日（法令又ハ通牒公布ノ日）迄ニ營業ヲ繼續セル者ニシテ〇〇〇〇組合ニ廢業ノ届出（脱退届出）ヲ爲セル者ニ對シ別項所定ノ轉廢業資金ヲ交付スルコト

二、轉廢業資金ハ〇〇〇〇〇〇組合ノ轉廢業特別會計金ヲ以テ充當シ直接轉廢業者ニ交付スルコト

三、轉廢業資金ハ當局ノ斡旋ニヨリ、不取敢本組合ニ於テ其ノ一部又ハ全部ヲ國民更生金庫及其ノ他ノ金融機關ヨリ借入ヲ爲シ之ニ充當シタル後○○○○組合ノ轉廢業資金特別會計金ヲ以テ逐次之ヲ銷却スルコト

四、轉廢業資金交付ノ基礎ハ實績及平等割ノ二本建トスルコト

五、平等割交付金ハ第一項ニ該當スル轉廢業者ニ對シ一名ニ付金○○○圓宛交付スルコト

（註　此の額は小賣商では最低三○○圓程度、また卸商では最低五○○圓見當で實績の多少に拘はらず交付するものである）

六、實績交付金ハ完全轉廢業者ニ對シ左ノ率ニヨリ交付スルコト

但シ完全轉廢業者トハ完全ニ營業ヲ離脫シ、企業統合ニ參加セザル者ヲ謂フ

算定實績額一萬圓以下　千分ノ百

同　三萬圓以下一萬圓ヲ超ユル額　千分ノ九十

同　五萬圓以下三萬圓ヲ超ユル額　千分ノ八十

同　十萬圓以下五萬圓ヲ超ユル額　千分ノ七十

同　十萬圓ヲ超ユル額　千分ノ六十

（註　例へば八萬圓の實績を有する轉廢業者の交付される轉廢業資金は最初の一萬圓は其の一割の一千圓、次の一萬圓から三萬圓までの二萬圓は九分の一千八百圓、三萬圓から五萬圓までの二萬圓は八分

の一千六百圓、最後の五萬圓から八萬圓までの三萬圓は七分の二千百圓で合計六千五百圓、外に平等割五百圓とすれば總計七千圓の轉廢業資金が交付される勘定になるのである。然し以上は卸賣業者の場合であつて小賣業者の場合には「店舗面積」實績、平等割の三本建がよいのではないかと考へる。而して「店舗面積」にしても「繁華街」と「住宅街」とを區別し、更に其の地區を一等地、二等地、三等地の三段位に等差を設けることが公正ではあるまいかと思ふ。これは單に筆者の私案に過ぎないのであるが、小賣業者の轉廢業資金の算定の基礎を何處に置くかといふことは實際重大問題であつて、卸賣業者の實績或は工場の機械台數の場合の如く單純な基準に據ることは不合理であるから、地域的特殊事情、取扱物品の性質、地勢、交通量等凡ゆる角度から檢討して、夫々特殊の基準を設ける必要がある。「店舗面積」の場合の一例を示すならば次の如くである。

六、店舗坪數割交付金ハ完全轉廢業者ニ對シ左ノ率ニヨリ交付スルコト

繁華街一等地　一坪ニ付　金　○　○　○　圓
同　二等地　同　金　○　○　○　圓
同　三等地　同　金　○　○　○　圓
住宅街一等地　同　金　○　○　○　圓
同　二等地　同　金　○　○　○　圓
同　三等地　同　金　○　○　○　圓

但シ一坪未滿ハ算入セズ又地域別等級ハ別表ニ據ル（別表ニ町名別等級ヲ擧ゲル）

七、準轉廢業者ニ對スル實績交付金ハ前項轉廢業資金ノ三分ノ一ニ相當スル額ノ轉廢業資金ヲ交付スルコト

但シ準轉廢業者トハ廢業スルモ企業統合ニ參加（出資又ハ勤務）スル者ヲ謂フ

八、準轉廢業者ニシテ昭和十七年〇〇月〇〇日迄（六ヶ月間程度）ニ統合體ヲ離脫シ完全轉廢業者トナリタル者ニ對シ第六項所定ノ轉廢業資金ノ三分ノ一ニ相當スル額ノ二分ノ一ヲ〇〇〇〇〇〇組合ヨリ交付シ殘餘二分ノ一ヲ當該統合體ヨリ支給スルコト

（註　當初完全に轉廢業せず、何れかの統合體に參加して其の統合體の役員或は商業使用人として働くことになつて組合から三分の一の轉廢業資金の交付を受けたが、都合によりやはり轉業したいといふ者が出て來た場合には組合からまた三分の一の半分、即ち六分の一と、統合體から六分の二の轉廢業資金を交付される仕組である。つまり最初に轉廢業すれば實績の約一割の轉廢業資金が交付されるが、統合してからでは六分六厘に減するわけである。然し統合した以上否應なしに殘存せなければならぬとか、不精無性働くやうでは統合の目的と合致しないので統合後と雖も期限を附し容易に轉廢業爲し得る途を講ずる必要があるからである）

七、轉廢業資金ハ現金又ハ公債ヲ以テ即時支拂フコト

八、轉廢業資金ハ昭和十七年〇〇月〇日迄〇〇〇〇〇〇組合ニ轉廢業ノ屆出ヲ爲シタル者ニ限リ之ヲ交

付スルコト

（註　組合から所屬組合に整備要綱と轉廢業資金交付要綱を發表した時から六個月間の猶豫を置き其の期限内に轉廢業をした者に限定するのである）

九、轉廢業資金ハ〇〇〇〇〇〇組合ニ於テ轉廢業ノ屆出ヲ受理シタル日ヨリ六個月以内ニ順次支拂フコト

十、〇〇〇〇〇〇組合内ニ轉業相談部ヲ設ケ轉廢業者及其ノ家族又ハ其ノ從業員ノ轉業ヲ集團的ニ斡旋スルコト

十一、轉業相談部ハ一個年間存置シ全轉廢業者ガ完全ニ轉業シ得ル迄善導スルコト

十二、轉廢業資金交付規程ハ別ニ之ヲ制定シ商工大臣（又ハ地方長官）ノ認可ヲ受クルコト

（註　工場の場合には前記第六項の實績が機械設備に變り機械一臺に付幾許と決定される。また製造實績と機械設備の二本建でもよいわけである）

前記の如き要綱が決定すれば別記「轉廢業資金交付承認申請書」に添付して主務大臣または道府縣長官宛提出すると承認されるのである。が然し以上は飽まで筆者の試案であるから府縣商工課とよく相談して實情に適した要綱を立案されたい。

轉廢業資金交付承認申請書

昭和〇〇年〇月〇〇日付ヲ以テ公布相成リタル商工省令「〇〇〇〇〇〇〇〇〇規則」ノ施行ニ依リ轉廢業ヲ餘儀ナクサルル本組合所屬組合員ニ對シ別紙要綱ニ基キ轉廢業資金ヲ交付致度候條御承認相成度此段及申請候也

昭和〇〇年〇月〇〇日

〇〇市〇區〇〇町〇丁目
〇〇〇〇〇〇商業組合
理事長　〇　〇　〇　〇　㊞

商工大臣　〇〇〇〇閣下
（〇〇縣知事　殿）

四、營業權と設備の評價

轉廢業者が企業を整理するに當つて、最も困難な問題は所謂「老舖」または「暖簾」と稱する無體財産の「營業權」と、有體財産ではあるが廢棄してしまふ「營業設備」の評價竝に讓渡である。

抑々營業權とは資本主義經濟制度の下に於いては、同種企業のもつ平均純益以上の超過純益を收める能力を指すのであつて、其の能力は（一）技術的若くは人的條件（企業主及使用人の才能、努力、技術、信用、性格等）（二）地理的條件（店舖の位置、交通運輸機關、交通量等の關係）（三）歷史的條件（所謂老舖の名に背かない營業繼續期間の永き者）（四）法的條件（法令により保護されたる事業、長期契約に基く販賣代理權、官廳の指定工場等の如き獨占的權利）（五）資本的條件（企業合同、大資本等）（六）物的條件（優透なる工業設備、高性能の製造機械等）等により生ずるのである。だが之等によつて生ずる權利—即ち將來可能の超過收益は其の營業に附隨し、また營業と共に移轉すべき性質のものであつて、營業と分離することの出來ないものである。而して之が財産としての評價の方法は種々あるが、大體企業の利潤から同種企業の普通利潤を差引きたる超過利潤を資本化する方法が一般的に採用されてゐるやうである。然し此の考へ方は自由經濟時代に、財産として貸借對照表に當

然計上し得る評價、または營業と共に讓渡し得る價格といふ意味で、而も一般的利潤を超へた利潤を目差すものであるが、轉廢業者諸君の營業權が全部斯る標準によつて評價し得られるかどうかは疑問である。即ち之等の營業權によつて生ずる將來の收益を期待し得ないのみならず、場合によつては消滅してしまふからである。また國家の要請に基く廢業者の營業權を斯る觀念で律することは妥當でなく、全く別の角度から檢討しなければならないものと考へる。隨つて轉廢業者の營業權なるものは前述の如き超過利潤を基礎とするものでなくて、收益の有無と利潤の大小に拘はらず、企業を經營することにより或る一定期間內に得たる總收益から總經費を差引きたる殘餘純益金と看做(みな)さるべき性質のものであつて、而も或る特定の個人若くは企業の純益金を指すのでなく、同種同業間に共通したる一般的な收益を營業權として認めるにある。これを換言すると將來可能の收益を目標としたものでなくて、營業を廢止すること

により生ずる損害の一部を過去の收益率により塡補する額といふ意味に解すべきで、嚴密にいへば營業權と稱することに異論があるわけである。だから國民更生金庫に於いてはこれを營業權的要素として取扱つてゐる。讀者の參考のために左に從來の營業權評價方法と國民更生金庫の算定方法とを紹介することにした。

（一七―五―二三記）

還元公式法　從來最も廣く用ひられてゐる營業權の評價方法は、營業一箇年の純益を基準とする方法であつて、これを普通純益を基準とするものと、超過純益を基準とするものとの二種があり、更に之等の方法には年數法と還元公式法との二方法がある。而して還元公式法とは、先づ營業一箇年の純益高を出來るだけ正確に推算し、これを適當の利率で除して資本に還元し、其の還元額から當時營業の所有してゐる有形諸財產の額を控除する方法である。然し普通企業は相當の負債がある筈であるから、此の場合には有形財產から總ての負債を差引いた殘額を、前記の還元額から控除しなければならない。

$$\frac{\text{一箇年純益}}{\text{還元利率}} - (\text{有形財產} - \text{負債額}) = \text{營業權評價額}$$

此の方法は若も營業一箇年の確實なる純益高が正確に算出され、且つ之を資本化すべき適當の利益が正確に決定されるなれば極めて合法的であるが、問題は斯る收益がなほ將來繼續するかどうかといふ危險と

適當の利率――所謂還元利率の基準を何處に置くかといふ點である。將來の危險に就いては營業の種類により說明出來ないが、利率の方は一般には市場金利の二倍程度、若くは株式利廻を標準とするものである。然し中小企業に於いてはもつと高率となり、基礎の强固なる大企業を標準とすることは妥當でないのである。

國民更生金庫の營業權的要素　國民更生金庫に於いても前記還元公式法に準じて評價されるやうである。然し國民更生金庫は營業權を獨立したる資產として、管理處分の委託の引受をしないが、轉廢業者の舊業務用資產の評價額は一應營業を繼續するものとしての妥當なる評價額に依ることにしてあるので、其の評價額の中には營業權的要素も加味されてゐるものと承知ありたい。

さてそれでは國民更生金庫の營業權的要素なるものを、如何にして計算するかといへば、過去三箇年の間の平均純益を一割還元したものより、營業用資產の評價額を控除したる殘りの金額であつて、假に例を擧げて說明すれば次の如くである。

	昭和十四年度　實揚利益金	三、一二八圓　（商品實買差額利益金）
	昭和十五年度　同	二、九九五圓　〃
	昭和十六年度　同	三、三六八圓　〃
イ	三箇年間ノ實揚利益金（右合計）	九、四九一圓
	昭和十四年度　營業經費	二、〇五一圓
	昭和十五年度　同	一、九〇二圓
	昭和十六年度　同	二、二八〇圓
ロ	三箇年間ノ營業經費（右合計）	六、二三二圓
ハ	差引三箇年ノ純益金（イよりロを差引たる額）	三、二五九圓
ニ	一箇年平均純益（ハを三等分した額）	一、〇八六圓
ホ	一箇年平均純益ノ一割還元（ハを十倍したる額）	一〇、八六〇圓
	商品、原材料、半製品等	五、六五〇圓
	營業用什器	二、五五五圓
	機械機具	二、三七〇圓
	營業設備（工場設備）	九七八圓
ヘ	營業用資產（右合計）	一一、五五三圓
	支拂手形	五八〇圓
	未拂買掛商品代金	一、三七七圓
ト	負債額（右合計）	一、九五七圓
チ	正味營業用資產（ヘよりトを差引したる額）	九、五九六圓
リ	營業權的要素（ホよりチを差引たる額）	一、二六四圓

右計算の純益金は損益計算書から算出するのが正しいのであるが、中小商工業者は帳簿が整備されてゐないので、實揚高の平均商品利益金から營業經費（小企業にては企業主及其の家族の生計費を含む）を差引いた殘額を純益金と看做し、此の純益金を三箇年分合計して三分すると一箇年平均純益金が出る。それを一割還元するといふことは純利益率を一割として資本化することである。即ち純利益率を一割とすれば幾何の資本を投下してゐるかといふことがわかるから十倍すればよいのである。而して其の中から負債を控除した正味資産（投下資本金）を差引いた殘額が超過純益を資本化した營業權の評價となるのである。

次に營業設備または工場設備は殆ど利用されることなく廢棄されるもので、營業權的要素に等しい性質のものである。而して土地建物の如く形態が判然としてゐないので評價が困難であるが、國民更生金庫引受資産等の評價方法基準には「當該營業のために特に土地または建物に加へたる加工費、改良費、工作費等は評價に當つて之を考慮すること」とあるから適當に評價さるべきである。建物に加へたる費用とは小賣商にあつては店舗改造費（移動し得る陳列棚、什器類を除く）また工場では機械据付費、造作費等を指すのである。然し之等の費用は算定の基礎が明確でないのと、店

舗または工場毎に甚だしき差異があるので評價が極めて至難であるが、大體平均坪當り見積額による以外に方法はないやうである。隨つて營業の種類または地域等により評價を異にしなければならないが、一坪百圓こか八十圓こか評價の基準を定めてそれに當てはめてしまふのである。

五、諸官廳の廢業手續

中小商工業者諸君が商工團體の企業整理のため餘義なく廢業し、或は國家の要請に應へて自發的に轉業した場合、所屬の商工團體へ廢業屆を出すこと同時に關係諸官廳へも廢業屆を出すことを忘れてはならない。即ち前者の場合は轉廢業資金の交付を受けるためであり、また後者の場合には公課其の他法令上の義務を免れるためである。若も轉廢業者諸君が此の手續を怠ること後日不測の損失を被ることがあるから充分注意し、特

に税務關係に就いては計理士によく相談して手續されるとよい。

一、税務關係　轉廃業者の各種租税減免に關し昭和一七年二月二一日附法律第五六號及同年二月二八日附大藏省令第一一號でもつて法令が公布された。轉廃業者は昭和十七年度に限り課税額が各税務署に於いて決定される以前に、左記の如き廃業届を所轄税務署に提出して置かねばならぬ。最もそれは法令及法令に基く命令、行政官廳の斡旋若くは指導により昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月三十一日までに事業の統制の必要上營業の全部または大部分を廃業した者のみに限られて居つて、其の以外の場合は受付けぬことになつてゐる。また企業を合同して新規の會社を設立しても、既往の實績による營業の利益の配分を受けてゐる場合には、既往の營業を廃止したものとは認めぬことになつてゐる。

それから昭和十七年五月三十一日までに、左記の諸税輕減または免除申請書に行政官廳及所屬商工業組合の營業廃止證明書を添付して、所轄税務署に提出すれば昭和十七年度の分類所得税、綜合所得税及營業税が輕減または免除されることになるのである。ところが昭和十七年五月三十一日以後になると昭和十七年度分は納税の義務があることになる。昭和十八年度分の納税に對する輕減または免除に就いては昭和十**八年三月十五日**までに申告すればよい。

昭和　年　月　日

税務署長殿

（氏名印）

廃業届

（大阪財務局税務相談所）

營業名及種目	
營業場	
廃業ノ年月日	昭和　年　月　日
營業當時ノ住所	
廃業後ノ住所	

昭和十七年五月　日提出

申請人
住所
氏名

稅務署長殿

昭和十七年分　分類所得稅 綜合所得稅 營業稅　輕減又ハ免除申請書

（申請ハ本年二限リ五月三十一日迄ニ）

區分	營業場所	營業名	種目	賣區分	所得（純益）金額	廢止年月日	出資又ハ讓渡テナシ營業ヲ廢止シタル場合 會社名等	所在地	出資額又ハ讓渡額	摘要
營業ノ全部廢止										
營業ノ大部分廢止										
廢止					円				円	本欄該當者ハ廢止營業ト區分シタル收支計算書ヲ添付ノコト
存續營業										本欄該當者ハ存續營業ト區分シタル收支計算書ヲ添付ノコト

右臨時租稅措置法第一條ノ二十ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除相成度申請候也

證明願

住所　○○市○區○○町○丁目○○番地
營業　○○業
氏名　○　○　○　○　○　㊞

昭和十七年○月○○日

○○府知事○○○○殿

今般所轄稅務署ニ提出ノ必要有之候ニ付御廳ノ指示ニ依ル○○○○配給機構整備要綱ニ基ク企業整理ノ爲營業廢止致候事御證明相成度此段及御願候也

右之通相違無之事ヲ證明ス

昭和十七年○月○○日

○○○○○○組合　㊞

（官廳證明㊞）

即ちこれを申請し得る者は法令、法令に基く命令または行政官廳の指導若くは斡旋により、昭和十六年一月一日以後昭和十七年度分所得金額または純益金額決定前に營業の全部または大部分を廢止した者に限られてゐて、營業の大部分の廢止とは、例へば二個所で營業をしてゐる者が、其の中の一個所を廢止する場合とか、或は卸と小賣とを兼業してゐる者が、どちらかを廢止する場合を謂ふのであるが、其の廢止した營業の所得（純益）金額が其の年の決定に係る營業所得金額または純益金額の七割を超ゆる場合を指すのである。而して輕減または免除の率は企業主の場合は左の通りである。

一、所得税

イ、總所得金額五千圓以下の場合　税金は全部免除される
ロ、〃　一萬圓以下の場合　税金の十分の五に輕減
ハ、〃　一萬圓以上の場合　税金の十分の二に輕減

二、營業税

イ、總純益金三千圓以下の場合　税金は全部免除される
ロ、〃　八千圓以下の場合　税金の十分の五に輕減
ハ、〃　八千圓以上の場合　税金の十分の二に輕減

從業員（使用人）の場合には事業主の場合と同じく、昭和十六年一月から昭和十七年十二月三十一日までの間に轉業を止むなくされる人々に限り「乙種の勤勞所得に對する分類及綜合所得に限り」給料や賞與

にかけられる税金は左の如く減免される。

イ、總所得五千圓以下の場合　税金は免除される
ロ、〃　一萬圓以下の場合　税金の十分の五に輕税
ハ、〃　一萬圓以上の場合　税金の十分の二に輕減

因に申告及申請手續は企業主の場合と同じである。

會社または法人の場合には「清算所得」と「配當利子所得」の二つが減免の對照とされ、此の二つともに主務大臣の證明が必要とされてゐる。

登錄税は會社設立、增資、拂込、不動産、又は船舶に關する權利の取得等に對する登錄税も夫々減免されるが、これも主務官廳の證明を必要とするのである。

企業許可令による廢業届　轉廢業するものは企業許可令第八條（註一七）及企業許可令施行規則第十二條（註一八）に依り、營業所のある管轄警察署に「事業廢止報告書」を遲滯なく提出せなければならない。若しこれを怠ると國家總動員法第三十八條第一項第四號に依り、千圓以下の罰金に處せられることになるから注意を要する。

この事業廢止報告書は左の如く認めて、正副二通を提出し、主務大臣に提出すべきものにあつては更に副本二通を提出せねばならない。

企業許可令第八條ニ依ル事業廢止報告書

（樣式第六號　日本標準規格A列五號）

一、廢止セル事業	
二、事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域	
三、事業廢止ノ事由	
四、事業廢止ノ時期	

右企業許可令第三條ノ事業ヲ廢止致候條同施行規則第十二條ノ規定ニ依リ此段及報告候也

昭和　年　月　日

住所

氏名　　印

殿

註　一七　企業許可令

第八條　指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

註　一八　企業許可令施行規則

第十二條　指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付シ遲滯ナク之ヲ廢止シタル事業ヲ行ヒタル場所（事業ヲ行フ場行一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行ヒタル區域ヲ含ム）ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

◇　◇　◇

斯くの如くにして企業を整理し廢業するのであるが、說明が前後重複したところもあるので、改めて左に順序を追ひ個條書に再記することにした。

一、主務省または道府縣長官から企業の整備要綱が發表される

（四一三頁參照）

二、所屬組合は業態調査を開始し企業整理方針を樹立する（四一三頁參照）
三、所屬組合は實績調査または工業設備調査により關係諸官廳と協議の上企業整備の具體策を決定する（四一三頁參照）
四、所屬組合は轉廢業資金交付要綱を發表する（四一六頁參照）
五、所屬組合は轉廢業資金の所要額を決定し、借入及銷却の收支豫算を作製し、國民更生金庫から資金の借入をする（三八四頁參照）
六、轉廢業資金の財源は殆ど殘存組合員の營業利益金であつて「配給手數料」または「原材料割當手數料」に加算して殘存組合員より徴收し、それを積立てて銷却する方針を採る
七、所屬組合は實績、工業設備、人的、物的施設等に一定の基準を設けて、企業統合の中核體若くは殘存組合員を選定する（四一四頁參照）
八、企業整備委員の斡旋により企業を統合する（四一四頁參照）
九、統合體に參加しない者は所屬組合へ廢業屆を提出する

一〇、轉廢業者は所轄稅務署及警察署へ廢業屆を提出する（四三一頁參照）
一一、轉廢業者は所屬組合から轉廢業資金の交付を受ける
一二、轉廢業者は營業權、營業設備、工業設備、工具器具類、商品、原材料、半製品、不動產等一切を殘存組合員（同業者）に賣却處分する。
一三、所屬組合が買取る場合には組合へ賣却讓渡する
一四、同業者にも、また所屬組合へも讓渡出來ない場合には國民更生金庫へ前記物件の管理處分を委託して資金の融通を受ける（三七三頁參照）
一五、斯くして得たる轉廢業資金—即ち所屬組合から交付される轉廢業資金—所謂營業權利金の外に營業設備、工業設備、商品、原材料、半製品、未回收賣掛代金、不動產等の讓渡によつて得たる資金を以つて未拂買掛商品代金、支拂手形及借入金の決濟、從業員解雇手當の給

與、統制會社及統合體の出資、轉業までの生活費等に充當する。

唯茲で問題となるのは營業設備とか工場設備の讓渡で、若し國民更生金庫から借入れることすれば評價其の他の關係で長期間を要するのと、或場合には評價額が所有者の滿足し得ざることも想像されるので、出來るなら各自が任意の方法で適當に處分されることが最も便利である。また轉廢業者諸君は元來が商工業者であるから取引に明るく左程の心配なく相當價格で同業者に賣却することが出來ることと思ふ。然し工業組合で工業設備の散逸することを恐れ、統制する場合には工業組合へ讓渡せなければならない。要するに轉廢業者諸君は社會の落伍者ではなく、國家の要請に基き轉業するのであるから他より救濟されるのではなく、其の所要資金を一時國民更生金庫から借受けて飽まで「自力更生」するわけである。事實其の能力を有するものと認められる。（一七―五―二五記）

第六章　どうして職業を習ふか

（補導施設の利用）

中小商工業者諸君のうち莫大な人々が赫々たる大東亞戰爭の戰果に應へて、重要產業に轉換すべく決意を固めて廢業する。而して轉廢業者諸君は夫々所屬組合を通じ、或は單獨で個人の企業を整理し、廢業屆を提出して所要の轉廢業資金を收得すれば完全に轉廢業者となるのである。即ち之を境として轉廢業者諸君は「更生一新」の新生活に這入るのであるが、これだけでは單に古着を脫し丸裸になつたといふに過ぎないので、これから新生活の仕事を習ひ覺えなければならないのである。即ち勤勞報國といふ新らしい着物を着ることである。而も此の新らしい仕事を習ふまでに、も一つ大切な事柄がある。それは外でもない新らしい仕事の精神鍛鍊である。技術上のことは實は其の次の問題である。甲の職場か

ら乙の職場に替はるといふことが、必らずしも新體制ではないのであつて「そこには勤勞に對する感謝と喜悅の念」を持ち、而して國家が必要とする職域を通じて有意義に働くにある。

隨つて以下紹介するところの補導施設は精神的訓練が主となつて居つて、技術的な事柄は從屬的になつてゐる。全く技術的なことは就職後の實習によつて覺え得られるからである。

一、國民勤勞訓練所の入所手續と訓練　（一一四頁參照）

轉廢業の三大施設の一つとして最も重要なる役割をもつてゐる國民勤勞訓練所は、轉換期にある人々の情氣を一掃し、懦夫をして立たしむるの氣慨を育成するにある。故に轉廢業者が重要產業へ再出發を爲さうとするに際し、勤勞精神の昂揚と身體の鍛錬をなすと共に、職業轉換の指導を行ひ新職場への基本的身構へを作らせることを目的としてゐるものである。

我邦開闢以來初めての試錬である大東亞戰爭の遂行と、それに續く大東亞共榮圈建設の偉業は、皇室を中心としたる國民の協力一致と、國民皆勞の總力發揮によつてのみ可能である。隨つて先づ國民皆勞精神

の樹立を根本とし、國民勤勞訓練所は左の綱領をかゝげてゐる。

●綱領

國民ノ勤勞ハ國力ノ源泉ナリ、國民皆働キ力ヲ盡シテ國力ノ伸張ヲ圖ルハ皇國臣民ノ責務トス。

今ヤ大東亞新秩序建設ニ方リ、我等ハ國體ノ本義ニ基キ自己ヲ革新シ、困苦ニ耐ヘ、心ヲ養ヒ、體ヲ練リ、至誠一貫君國ニ奉スルノ精神ニ徹シ、以テ皇國ノ興隆ニ貢獻センコトヲ期ス

國民勤勞訓練所は東部と西部と二箇所にあつて、其の經營は厚生省內財團法人職業協會（會長厚生大臣）が當ることになつてゐる。

東部は陸軍中將佐枝義重閣下が所長であり、西部は陸軍中將志岐豐閣下が所長である。

東部國民勤勞訓練所は往昔の武藏野で、今は松林雜木林と一面見渡す限りの田野が拓けてゐる中に、遠く南方に富士の巍峰を望み得る景勝の地にあつて、新宿より乘車、省線國分寺驛で西武鐵道に乘換へ、ゆるゆる自然美を賞しながら約十分位で小川驛に着、下車して徒歩三、四分で達するところにある。

また西部國民勤勞訓練所は奈良驛前から乘合バスにて約十分位、奈良市法華寺町にあり、敷地は六萬數千坪の丘陵地で、東南方に鹹草山と奈良市を見、南方に大和平野、遠く西南方に葛城、金剛連峰を眺め、また近くには御陵、平城宮趾等の史蹟に富む景勝の地である。

さて轉廢業者諸君にして入所したい人々は、最寄の「國民職業指導所」へ出頭して、備付の「求職票」に要項を記入して入所申込みをすれば、指導所で直ちに健康診斷をして適格者と認めた場合には許可される。

許可された者は國服、作業服または平常着等輕裝を用意し、且つ履物はなるべく靴、ズック靴、地下足袋とし、尙所內用として駒下駄及草履を携帶する。認印、シャツ、ズボン下（何れもなるべく二組位）寢衣、手拭、齒磨用具、石鹼、靴下、足袋（冬季）其他筆記具、郵便はがき、切手、便箋、封筒、風呂敷、塵紙、剃刀等を持參すれば大變便利である。

而して入所の期日及集合場所を指導所より通知があつてから前記の携帶品を持つて指定の場所に集合し其處より所員に引率されて團體にて入所する。入所すれば訓練所に於て再び身體檢査を行ふ。入所中は一日一圓の手當を支給されるが食費として一日約五、六十錢を要し、殘金は煙草代其他の雜費に當てる。但し宿舍費は入らない。

入所者は午前五時三十分に起床、直ちに清掃作業を爲し、六時點呼並に國旗揭揚、六時三十分朝食、同七時から正午の晝食までと午後一時から午後四時三十分までの通計八時間半は訓練を受ける。四時半から再び清掃作業に移り、それから入浴、理髮、洗濯などを爲し、終つて神殿拜禮、國旗降下拜禮して午後六時

夕食をする。午後六時以後は神殿敎養、禮法敎養、輪讀會、座談會、講義、各個指導等が行はれ、同八時四十分再び點呼があつて正室に入り讀書、通信等を爲し午後九時三十分就寢するのである。

訓練は知行合一の身心鍛錬を目的とし、嚴正なる規律の作興と個性を矯正して姿勢態度を整へ、皇國民たる矜持を具有せしむるために、敎練は各個敎練、部隊敎練、敬禮、閱兵分列、行軍、現地敎育、傳令等を各個または團體訓練して行動を整正し、武道は銃劍術を敎へ旺盛なる氣力體力を養成し、更に體操、銃技、遊戲を課する。また勤勞作業としては農事訓練により農耕の基本作業を敎へて國力增進の源泉培養の意義を徹底し、機械工作の基本作業としてはタガネ打の初步訓練により臂力增強と根氣の練成を體得せしめ、訓練の効果を實踐錬磨するのである。

なほ入所、一、二週の間には智能檢査、特殊性能檢査、臨床檢査、レントゲン檢査、血精檢査其の他身體檢査などを行ひ、入所訓練生が眞に產業戰士として國家のお役に立ち得るかどうか。また產業戰士として働くにしても、どのやうな仕事に適するかどうかを檢査して適材適職配置に萬全を期してゐる。

更に訓練を終了して終了證を與へられた者は、國民職業指導所の就職斡旋に優先權を與へられるのである。尤も入所中第一回就職相談會に於いて、各國民職業指導所の職員と共に懇談をなし、豫め希望と方向を相談打合せ置き、更に第二回第三回の就職相談會に於いて各工場側の人事係が列席の上具體的に取り決めを行ひ就職するのである。萬一其の時未決定の者は退所後に最寄の國民職業指導所で斡旋を受けるのである。

なほ入所中に就職を一任して集團的に斡旋を受ける場合には、待遇其の他に於いて格別の特典がある筈である。

要するに國民勤勞訓練所は飽までも精神訓練を主とする施設であつて、物よりも人に主眼點を置いてゐるところに特徴はあるが、本省直轄の場合は大臣の更迭がある度に、其の關係方面にも人事の移動があるのを常とするから、斯ることは一得一失を生じ、國家の恒久的施設には執らざるところである。故に本施設にだいては建設經費及年々の經常費の全額は國庫補助に據るものであるが、その經營を財團法人職業協會に委嘗した所以が即ち玆にあるものと思惟せらるのである。

東部國民勤勞訓練所長佐枝中將は尊嚴崇敬の風格ある一面また素朴で飾らず、慈心溢るゝ溫情と理解を以て、全力をこの一大職責に傾到されつゝあることは、現下轉廢業對策の三大施設中最も至難とされし本事業にとり、一大光明を與へられた感がある。所長の曰く

『訓練を終りし訓練生は私服に着替へると、兎角元の地金が出そうになつてこまる。最後の日に私服に着替へて風呂に入るときなどは一寸氣になる樣子が見受けられ、大いに訓戒と注意を與へて置いたが、これが各工場の持場に就いたとき、その工場では果して社長重役も、この訓練所の如くに食堂で、產業戰士と共に晝食をされることが出來るか、また態度なり精神的方面に於ても、從來の自由經濟當時の惰性を持續せないで、眞に國策に準じ大東亞建設に協力するところの根本觀念に基き、大いに精神的に生產增進に邁進すべく產業戰士と苦樂を共にして果れてゐるであらうか。眞にさうあるべきを希望して竭まぬ次第である。また訓練生諸君は國策に順應せし名譽ある產業戰士として立派に巢立つこと故、今後は將來の國家を双肩に擔つて立つ中堅人物として嘱望さるゝ人々であるから、一層自重され皇國の爲め益々本分を盡されんことを望むものである』云々と激勵されて懇切に新職場へ向け送り出して居られるのである。

（一七―五―二六記）

二、酉島機械工補導所の入所手續及補導　（一六一頁參照）

大阪市此花區酉島町六四七

（但市電春日出車庫前下車北四丁淀ノ水女學校前東半丁北入）

一、數　地　八三四坪五四

内譯

實習場	二一四坪	校舍	九〇坪
附屬家	五六坪九八	物置	一〇坪
便所	一一坪二二	渡廊下	一二坪七七
變電室	四坪	自轉車置場	九坪
創屑石炭置場	三坪		

建　坪　四〇三坪九七

二、設　備

主なる据付機械

四呎米式旋盤	三五臺
四呎六吋同	六臺
六呎英式同	九臺
四呎多頭旋盤	一臺
三十吋型削盤	一臺
二十吋直立穿孔機	二臺
十三吋研磨盤	二臺
八吋平削盤	一臺
一番半ユニバーサルミーリング	二臺
½フライス盤	六臺
電氣熔接機バット三〇KW	一臺
同　スポット一〇KW	一臺
二十馬力電動機	一臺
瓦斯切斷機	一個
アセチリンガス發生機	一個
電氣熔接機アーク八五KW	八臺
立バイス	四〇臺
箱バイス	五四臺
定盤	七臺
フイゴ	一臺
電氣ドリル	一臺
鋸盤直結	一臺
研磨機	一臺
注水グラインダー	二臺
桝型定盤	二臺
送風機	一臺
卓上ボール盤	二臺
配電盤	三基

三、職　員

は現在左の通りで、所長は大阪中央國民職業指導所長を以て之に充つることになつてゐる。

主任	主事補	一
事務職員	主事補	一
補導生並一般の事務	傭人	二
機械工具に關する事務	囑託	二
製圖手	傭人	二
一	給仕	一
專任指導員		八
助手		九
工具係		二
臨時講師		一一
小使		二

四、補導科目、補導期間及補導定員

旋盤科	晝	八〇名	仕上科　晝　六五名
	夜	七〇名	夜　六〇名
フライス盤科	晝	一五名	電氣熔接科　晝　二〇名
			夜　二〇名

補導期間は晝間部三ケ月、夜間部四ケ月にして毎日晝間補導時間は午前八時より午後五時まで、夜間は午後六時より午後九時半までである。

五、募　集

補導生の募集は主としてポスター、ラヂオ放送、新聞廣告其の他門前掲示等に依り周知徹底を圖り、大

阪中央國民職業指導所並に府下各國民職業指導所及酉島機械工補導所に於て應募者の受付をすることになつてゐる。

六、入所資格

(1)　高等小學校卒業以上の學力を有する者

(2)　滿十八才以上滿三十五才迄の男子

(3)　所定の考査（身體、智能人物檢査）に合格したる者

但し身體檢査は大工場の採用規格より幾分程度を低い目にする。殊に轉廢業者または商店員などから入所する人々は體力も強くないので、重工業に耐へ得ると云ふ見通しがついた者のみを採用することにしてゐる。智能檢査は大阪府立産業能率研究所の技師により適性檢査が行はれる。

人物考査は所員が行ふもので左記の者は不適當者であつて入所することは出來ない。

（イ）　勞務調整令の指定技能者

（ロ）　かつて鐵工の技能を有せし者、但し失職者と雖も不可

（ハ）　永續性の無い者、假令ば途中で職を轉々としたるが如き經歷を持つ者

（ニ）　前歷を僞る者は採用せないのみならず、萬一採用後と雖も退所處分に附する

（ホ）　禁錮以上の刑を受けた者、（但し業務上の過失者運轉手の如きは、特に採用するものである）

（ヘ）　中等學校以上の卒業者は採用せない

（ト）　中堅勞務者になる志望無き者は採用せない

應募者は毎回定員以上あるが、入所許可者は量よりも質に重きを置いてゐる。なほ整備統合のための轉廢業者と歸還兵には特に入所を歡迎し、優先權を附與するさうである。傷痍軍人は守口に傷痍軍人の補導所を別に設けてあるため、入所を斷ることにしてゐる。但し二等傷の場合は採用する。又夜間の申込みは別に相談することになつてゐる。夜間部入所者の多くは、晝間店員として勤めてゐる人に多い。

七、入所手續及所要書類

入所志願者は、自筆履歷書並びに印鑑持參、最寄國民職業指導所轉職部若くは酉島機械工補導所にて志願票を受取り記入の上申込むこと。合格者は戸籍謄本、身元證明書、本所々定の誓約書を直ちに提出すること。

規律訓練等は軍隊に準じ行ふを以つて其の覺悟にて入所すること。

八、入所者の特典及費用

(1)　補導費は一切無料にして補導用器具其の他を貸與する。

(2)　補導期間中補導生には扶養家族、交通費を考慮の上補導雜費を支給す。其の支給額は最高一日一圓五十錢最低五十錢である。

(3)　修了者には修了證書を授與し就職の斡旋をする。

修了證書は三分の一以上缺席せし者には附與せず。また成績不良の者、精神補導の伴はざるものに

は附與せないことになつてゐる。

(4) 作業服は青年團服を着し、帽子は必ず戰闘帽を用ゆること、教科書は指定のものを用ひ（定價二圓五、六十錢）外に三ケ月間のプリント代五、六十錢を要する。以上は總て自辨である。

九、補導雜費

職發第三三號職業局長官房會計課長連名通牒に依る補導雜費支給に關しては本年二月一九日左の通り支給基準を決定し支給してゐる。

一、晝間部生

一日支給額	扶養家族なき者	市電のみの利用者	交通費往復三〇錢以下
、四〇	一人	〃	〃
、六〇	〃	〃	四〇錢以下
、七〇	二人	〃	五〇錢以下
、八〇	三人	〃	五〇錢以上
、九〇	四人	〃	
一、〇〇	五人	〃	

一、夜間部生

一日支給額	市電のみの利用者	交通費往復三〇錢以下
、一〇	同	五〇錢以下
、二〇	同	一圓以下
、三〇	同	一圓以上
、四〇		
、五〇		

（備考）晝間生は扶養家族並に交通費を參酌し兩者合計額を支給する。

（備考）夜間は交通費のみを參酌し上記金額を支給する

十、補導生の訓育狀況

補導生の訓練に當つては先づ職員が率先垂範することを必要とし、日常の軌範となつて銳意補導生の訓育感化に力めてゐる。每日朝夕出勤退出の時は全員各自國旗に敬禮をする。日課の始めには左の行事を實施し、終了に際しては體操の代りに所內の掃除をすることにしてゐる。

(1) 各組長の點呼報告
(2) 職員補導生相互に敬禮
(3) 皇居遙拜感謝の默禱
(4) 西島五訓全員合唱
(5) 體操教範に依る基本體操

興亞奉公日には所旗を先頭に全員氏神に詣で敬神崇祖の念を養ふ。また土曜日の最終時限には機械工具の手入及員數檢査を實施する。

尙當所は團體生活の經驗に乏しい者に團體訓練を與へる目的を以つて、組長には既教育軍人の上級者であつて、人格比較的滿足すべき者を以つて之に充て、總て軍隊に於けると等しく日常嚴格な規律の下に訓育し、短期間十分の効果が擧げ得られる樣指導しつゝある。

精神訓育に就いては以上の他に現下日本の國際的立場を認識せしむるを要し、從つて自己の眞使命の自覺を促し、一擧手一投足も總て大君のため、且つまた東亞新秩序建設のためなりとの覺悟をなさしめる樣努めつゝある。更に補導生十名毎に班長を置き、また各組には組長を置く、組長も班長も共に歸還兵を以つてこれに任じ、補導生全部に軍隊生活の規則正しき習性を養はしむることゝなつてゐる。

十一、補導の實際　一回の補導は之を三期に分ち其標準時限を左の通り定めてある。

(イ)　晝　間　部

	體育	德育	訓練	工業常識	工業學科	專門學科	圖ノ見方	金屬材料	電氣工業	實習	計
旋盤	24	24	24	24	56	48	24			472	672
仕上	24	12	12	12	56	48	24			472	672

	フライス	電熔									
	24	24									
	12	12									
	12	12									
	24	24									
	56	56									
		48									
		24									
		36									
		36									
		448	472								
		672	672								

(ロ)　夜　間　部

	體育	德育	工業常識	工業學科	專門學科	實習	計
旋盤	15	15	10	35	30	270	375
仕上	15	15	10	35	30	270	375
電熔	15	15	10	30	工5材0電1金2	270	375

(ハ)　旋盤科實習補導要項

機械工の心得　四時間
旋盤各部名稱　五時間
ベルトの取扱方　五時間
旋盤分解、組立手入　二六時間
旋盤用工具バイト名稱取扱　一〇時間
旋盤操作練習　一〇時間

段付丸棒仕上　三五時間
左右螺子角螺子　二〇時間
チャック作業平面削り　三五時間
孔刳り螺子切り　曲面削り(握りハンドル三ツ玉ハンドル)　四〇時間
テーパー削り　二五時間
孔揉みタップ立て　二〇時間

ベルト掛換練習　一〇時間
切削の手ぼどき　一五時間
バイト火造及研磨燒入　三〇時間
丸棒削荒削より仕上まで　一五時間

（ニ）仕上科實習補導要項

萬力操作基本練習　三時間
鑢掛基本練習　二〇時間
槌振基本練習　二〇時間
火造燒入燒戻基本練習　二〇時間
罫書基本練習　一〇時間
鑢平面仕上作業（七八九）　二五時間
角　柱　三〇時間
六角棒　三七時間
丸角棒
鑢圓形仕上作業　（一一、一二、一三、）

鑢作業斬金ハツリ作業（トースカン針）　三〇時間
精密切削（限界ゲージ）　三〇時間
長尺物切削り送り止使用　四〇時間
中刳り取付作業（旋盤ハシコツプ中刳作業）三〇時間
鍔軸合せ　四〇時間

鋼口金製作　八時間
タガネ火造燒入　一五時間
立方體ハツリ作業　三〇時間
立方體仕上　二八時間
弓鋸作業　六時間
孔明作業　八時間
タツプ及ダイス　二〇時間
スコヤー仕上作業　三〇時間
スコヤー摺合作業　二五時間
ケガキ作業　二五時間

センターポンチ火造　六時間
センターポンチ仕上　六時間
センターポンチ燒入　三時間

（ホ）フライス科實習補導要項

ハンドル基本操作練習　二〇時間
ベルト掛換操作練習　一〇時間
工具の用途說明　一〇時間
機械分解掃除
手送り基本練習　一〇時間
端面削り（取付及目盛のよみ方）　二〇時間
基準角棒の造り方（四角文鎭削り）　二〇時間
トースカン竿手削り（旋盤製品竿手削り）二〇時間
錐抜弓削（勾配ドリル抜弓）　二〇時間
材料の切斷（各種鐵鋼材料）　一〇時間
直角定規削（ステレートエッヂ）　三〇時間
芯出臺作業（罫書用三角臺）　三〇時間

限界ゲーヂ製作　一五時間
ゲーヂにて正寸法仕上　二〇時間
應用練習　六五時間

芯出海老萬力（罫書メ付）　三〇時間
割出臺使用法（六角頭ボールト）　二〇時間
コンパス削り（鐵工用）　二〇時間
割出臺による平齒車（齒切）　二〇時間
カツター及削法（サイドカツターによる手削）　二〇時間
ラツク削り　二〇時間
ベベルギヤー削り（傘齒車）　二〇時間
角溝合せ（雌雄合せ）　三五時間
カーム作業　三〇時間
溝削作業（タツプ溝削）　二〇時間
溝切及二番取（ドリル）　一〇時間
割出臺使用法（四角頭ボールト）　二〇時間

（ハ）電氣熔接科實習補導要項

（イ）	運棒	下向狀態、垂直狀態、上向狀態	二〇時間
（ロ）	下向基本運棒法	單ビード、ウイビングビード、ビード接續法	三〇時間
（ハ）	下向に於ける薄物熔接	衝合熔接、重ね熔接、丁型熔接	六五時間
（ニ）	垂直面下進熔接	運棒、衝合熔接、重ね熔接丁型熔接	九〇時間
（ホ）	垂直に於ける水平熔接	運棒、衝合熔接、重ね熔接	六五時間
（ヘ）	上向熔接	運棒、衝合熔接、重ね熔接、丁型熔接	九五時間
（ト）	應用練習	各種位置に於ける角熔接、薄物の山形鋼の熔接	
		定位置に於ける箱の製作	五四時間

十二、就職斡旋　補導修了の約一ケ月前より各會社工場を選定して夫々聯絡し、職員が出張の上求人の開拓をなすと共に、補導所の認識を深からしめることに努め、且つ修了前約一週間の時に補導主任は修了豫定者に求職票と履歴書を提出させて夫々各個に就職相談を進行し、修了式までには概ね内定せしめるのである。これより先に補導生を時々修了生の就職して居る大工場に伴ひ行き、見學させて是等先輩と共に座談會を開き、出所後の就職模様につき、或はまた實務に從事したる感想等を聽かせて、大いに豫備智識を養はせるのである。而して軍作業工場及管理工場には就職の優先的便宜がある。

他府縣聯絡又は他の職業指導所管内に就職せんとする者に就いては、所要の書類を提出せしめて本所の係より各希望地に聯絡する。

大阪陸軍造兵廠入職希望者に對しては當職業指導所造兵廠内臨時出張所を經て詮考を受けしめるのである。

從來補導修了生の給料に就いては素人工と比較して大なる差異を認められなかつたが、近來補導事業に對する認識漸く改り、徐々に種々の特典を申し出づる會社や工場があるが、就職相談の際は素人工の給料に甘んずる樣指導し、爾後は各人の能力に應ず可き事を言ひ聞かせてゐるさうである。修了生は補導所の出身者としての矜持を持ち昇給率も良好なるもの丶如くである。

因に主なる就職先は大阪陸軍造兵廠、同枚方製造所、住友金屬工業株式會社、藤永田造船所、大阪鐵工所、汽車製造株式會社、大阪機工株式會社、大阪機械製作所等である。

十三、修了者の收入

本所の修了生が經驗工たることは昭和一六年九月二五日改正賃金統制令施行規則第一一條第三號に登載され、又賃銀統制令第九條第一項第一〇條第一項所載、職工の最低最高初給賃銀の公定に關する大阪府告示第一一九四號昭和一六年七月二五日公布に依り、本所修了者は、一年未滿の經驗工として左記賃銀により、大工場に採用せられるのである。

十八才以上二十才未滿	日給	一圓七十錢
二十才以上二十二才未滿	同	一圓九十二錢

二十二才以上二十五才未滿　同　二圓〇八錢
二十五才以上三十才未滿　同　二圓三十錢
三十才以上　同　三圓五十錢

十四、就職後の補導　修了生多數就職せる會社工場に對しては、指導員が出向いて就職者につき査察し、必要に應じ各人を招致して所要の指導を行ふのである。其の他の者は隨時補導所を來訪し指導を受け或は、在所生と共に體驗談を交すことにより大いに參考に資せられてゐる。また書類を以つて職場に關する問合又は指示を願ひ出る者相當の數に上るを以つて、之に關しては特に擔任指導員が愼重なる回答を與へ、且つ必要あれば補導所に招致の上補導してゐる。

なほ此の指導所には在所生並に修了生を以つて酉島機工會を組織し、其の强化を計り側面より補導の萬全を期し、且つ各科別に機關誌を發刊し修了生と連繫しつゝ互に研磨することになつてゐる。

十五、入所希望者調

入所回期及晝夜別	入所希望者	入所者前職											年齢			
		工鑛業	土木建築	商業	農水	通運	戸内使用	雜・無	計	二〇以下	三〇以下	三〇以上	計
一回晝	二六一	一三〇	五三	四	三二	八	四	一六	一三〇	二七	七三	三二	一三〇
一回夜	三六一	一三〇	五九	三	三三	六	三	三三	一三〇	三六	七五	一九	一三〇
二回晝	二三七	一三〇	四〇	七	二七	二六	三	七	一三〇	二八	六〇	四二	一三〇
二回夜	二九五	一三一	三四	三	二八	二一	一〇	四	一三〇	二三	九九	九	一三〇
三回晝	一八五	一五〇	三三		一〇	三九	一〇	三	一五〇	四八	八七	一五	一五〇
三回夜	三二六	一〇〇	四五	三	一〇	一九	三	一四	一〇〇	二一	五六	二三	一〇〇
四回晝	一九三	一五一	四三		四四	二九	四	一六	一一〇	四二	八三	二五	一五〇
四回夜	一八五	一〇〇	四五		二九	三		一四	一〇〇	二三	五八	一九	一〇〇
五回晝	二〇九	一三一	四一		四九	二一	四	五	一三一	四〇	六七	二四	一五一
五回夜	二四〇	一〇〇	三一		三二	一三	三	一一	一〇〇	一七	五三	三〇	一〇〇
六回晝	二九七	一四六	五〇		八七	一〇	三	七	一四六	四六	六九	三一	一四六
合計	二七七	一三九七	四七一	二〇	三八一	二三	四七	二八	一三九七	三五〇	七七九	二六八	一三九七

十六、修了者就職狀況

回數		軍作業廳	民間軍需工場	一般工場	其他	計
一	晝	三三	六五	四		一〇五
	夜	二六	五五	二	一	八四
二	晝	四〇	六四	六		
	夜	三三	四七	六		八九

三	晝	二五	六七	一八									
	夜		三九	二二									
四	晝	二一	六八	五									
	夜	一二	四一	六									
五	晝	一九	六七	二九									
	夜	九	五〇										
六	晝	一七	七七	二一									
	夜												
計		三三五	六四〇	一一九	五二	一〇	七一						
					一〇四六								

三、大阪市立興亞拓植訓練道場の訓練　（二六四頁參照）

大阪府北河內郡交野町大字私市八幡山

（電車京阪線枚方東口乘車、交野電鐵私市驛下車西南二丁）

景勝八幡山を背にしたる丘陵地は、その前を流るゝ天の川を境として自然の城塞をなしてゐる。場域は

山地、畑、低地の水田を合して約十五萬餘坪と聞く。大氣の澄みきつた青松の間に、日輪兵舍は點在して十棟あり、一棟六十人收容し得て、六百人は何時でも入所出來る設備になつてゐる。其他事務所、農機具庫、公舍、浴場等の建築は點々として建ち、大講堂も建築中である。最初の建築費は二十五萬圓を要し、大阪市と財團法人滿洲移住協會がこれを支出し、其の後も逐次增建されてゐる。一ヶ年の經常豫算は約十萬圓である。六百名の收容者に要する寢具、食器、訓練小銃、防具、木刀、農具等は完備してゐる。

入所者は作業服（團服）、戰鬪帽、寢卷、シヤツ、ゲートル、地下足袋、下駄、洗面用具等日常の必用の品を携帶すればよい。

道場の使用料は一日十五錢となつてゐるが、個人的には入所は許されず、大阪府市取扱の訓練入所者の場合に限られ使用料は全免されてゐる。また食費は大阪府市に於いて負擔するから、これも入所者としては無料となるのである。昭和十六年は近畿各所の遞信局員の團體錬成入所者約二千名を始め、青少年義勇軍豫備訓練に大阪市より一千五百名、また大阪府より同じく一千名あり、更に國民學校の學童で訓練を受けた者約一千名、大阪府委託特設開拓民、兵庫縣委託訓練者等（昭和十六年自三月至十二月）合計八、〇三五名にして、その延人員三五、一二六人に達してゐる。

中條訓練主任は加藤完治先生の下に鍛へた人である。その持論としては「千の理論より一つの實踐が大切である。早朝四時半に起き出で五時に點呼をなし、夜八時に指導を終るまで一日默々として先頭に立つて

實踐躬行すればよい。これが訓練指導の任に當るもの、眞劍な銃後の奉公である。かくして訓練するものと、訓練を受けるものとの間には、融然一體の境地となり、理窟抜きに大東亞建設の聖業完遂のため、陛下の赤子として萬分の一にても應へ奉ることが出來得れば至幸とするところである。全國の教育の任にあたる方々を始めとして、尠くとも上に立ちて指導し範を示す立場にある人々は、實踐躬行を忘れられてはならぬ。所詮甲斐なきものと觀ぜられ、一身を犧牲として衆を導かれるならば、如何なる大事業も完成され、大和民族の興隆疑ひなしと信ず」云々とは傾聽すべき言葉である。

此の道場で訓練を受けた人達の全部の感想文が綴ぢられてあつて、文の巧拙こそあれ、いづれも感謝と喜びに滿ちたものである。「ミソギ」は天の川の清流淺瀬の砂場廣きところにて行はれ、敢闘精神と決斷力を養ひ、且つそれを體得する。浴後の清々しきことは格別であるとのことである。五十前後の年齢の人所者でも一、二箇月の訓練で一貫目以上體重を增し、頬肉さへつき、若返りの喜悦を土産に下山された人もある。

肉體の建て直し、精神の入れ替へは實に親切丁寧に、しかも無料で全國各訓練所でなされてゐるから、大東亞建設の聖業に從ひ産業戰士たらん人、並に其の他の人々も共々に一刻も早くこの訓練所の門を潜るべきである。

なほ左に大阪市が同所創設の趣旨並に施設等に關し、提示されし概略を載錄することにした。

大陸歸農開拓民訓練實施要項

綱領

我等臣民ハ天祖ノ宏謨ヲ奉シ心ヲ一ニシテ追進シ身ヲ興亞ノ聖業ニ捧ケ神明ニ誓ッテ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

一、創設趣旨　大和民族が大擧大陸に移住し、民族協和の中核となつて滿洲國の健全な發達を圖ることは、東亞新秩序建設のための根本要件であつて、我が政府も夙にこの點に着目し、重要國策の一つとして二十年間に百萬戶、五百萬人の滿蒙開拓民を送り出す計畫を立て着々實行しつゝあるのである。申すまでもなく滿蒙の地は日清、日露の兩役を始め、近くは滿洲事變に際し、幾多の同胞が骨を埋めた聖地であるこの地を確保してそこに開拓の大業を完成すべく協力することこそ我等國民の重大な使命と信ずる。

大阪市に於てはこの大國策に從ひ、從前より滿蒙開拓青少年義勇軍の募集編成に協力し、昭和十四年政府に於て鄕土中隊編成計畫の提唱せられるや、之が運動に積極的な活動を開始し、昭和十五年三月第一大

阪中隊、昭和十六年第二大阪中隊、昭和十七年第三大阪中隊を相次で送り出したのであるが、一方大陸開拓精神を昂揚し、移住を奨勵するため收容人員六百名の興亞拓植訓練道場を建設して、滿蒙開拓青少年義勇軍その他の開拓民として大陸に進出すべき青少年を養成すると共に、更に一般學校生徒、工場勞務者、勤勞生活者の大衆を訓練してその心身を錬磨し、日本精神の眞髓を把握せしむることゝなつたのである。

二、事業概要

（イ）對　象

1　大陸移植民　（A　學校生徒　B　一般市民（轉廢業者）

2　學校生徒、青年團員

3　工場勞務者

4　給料生活者（官公吏、學校教職員、會社銀行員、其他）

（ロ）訓練要目

1　拓植訓練

A　生徒訓練　國民學校、中等學校、青年學校の生徒、青年團員等に對する拓植指導並に訓練

B　移民訓練　本市在住市民にして海外移住民たらんとする者に對する指導並に基礎訓練

2　尚武訓練

武道、軍事教練、行軍、馬術、水練等による尚武精神の涵養

3　農事訓練

荒地開墾、農耕、蓄養、植林、土工等の集團作業により大地に親み公私の勤勞奉仕觀念の啓培

4　教學訓練

（一）透徹せる團體觀念の把持、敬神崇祖の說示

（二）海外事情（特に滿蒙支の人文）

（三）一般講話（訓練生の職業態樣に應じ職業報國の觀念を堅持せしむる講話）

5　女子訓練は男子訓練に支障なき場合に限り行ふものとし別途考慮するものとす

（ハ）訓練期間

（一）學校生徒は四泊五日（自月曜日至金曜日）を標準とするも時宜により伸縮することを得

（二）勤勞生活者の訓練は一泊二日とし土曜、日曜の兩日とす

（ニ）訓練方法

本施設の收容定員を六百名とし、六十名を以て一箇小隊を編成し、指導員一名を附して日輪兵舍一棟に收容、起居を共にして集團生活をする。訓練は行的訓練を第一義とし、概ね滿蒙開拓青少年義勇軍內原訓練所の樣式に倣ふ。

三、訓練日程表　（滿洲開拓民志望者の訓練）

月	日	曜	朝食前	午前	午後	夕食後	備考
三、	二五	水		入場式	輕作業	道場生活心得	
					內務指導		
	二六	木	日本體操	學、教	農	相互研究	
	二七	金	日本體操	武、農	同	軍歌詩吟	
	二八	土	〃	學、教	同	入浴	
	二九	日	〃	內務檢查	同	相互研究	
	三〇	月	輕作業	學、農	同	軍歌詩吟	
	三一	火	〃	武	同	入浴	
四、	一	水	神社參拜	教（入場式）	農（輕作業內務指導）	相互研究（道場生活心得）	
	二	木	日本體操	農（學、教）	農	相互研究	
	三	金	〃	武	同	軍歌詩吟	
	四	土	勅諭奉讀式	教	行軍（農）	入浴	
	五	日	輕作業	內務檢查	農	相互研究	
	六	月	〃	學、教	同	軍歌詩吟	
	七	火	〃	農	同	〃	
	八	水	詔書奉讀式	武、教	同	入浴	

九	木	日本體操	農	農	相互研究		
一〇	金	〃	同	同	軍歌詩吟		
一一	土	輕作業	行軍		入浴		
一二	日	〃	內務檢查	洗濯休養	相互研究		
一三	月	日本體操	學、教	農	〃		
一四	火	〃	退場式（農）	同	入浴		
一五	水	神社參拜	武	同	軍歌詩吟		
一六	木	輕作業	農	同	相互研究		
一七	金	〃	同	同	〃		
一八	土	〃	學、教	同	入浴		
一九	日	日本體操	內務檢查	洗濯休養	軍歌詩吟		
二〇	月	〃	學、農	農	相互研究		
二一	火	輕作業	農	同	入浴		
二二	水	〃	同	同	軍歌詩吟		
二三	木	〃	同	同	相互研究		
二四	金	〃	同	同	相互研究		

| | | |

二七	水	日本體操	駈足	駈足行軍	農	軍歌詩吟
二八	木	〃	學、	教　同	相互研究	
二九	金	〃	清	掃　退場準備	壯行會入浴	
三〇	土	神社參拜	退場式			

（昭和十七年）

四、訓練を受け得る者の資格　大阪市住民の大陸移住志望者、學生生徒、青年團員、轉廢業者、工場勞務者、給料生活者、其の他訓練を適當と認むる者に限る。但し大阪市長が必要と認めたときは大阪市住民でない者でも訓練を受けることが出來る。殊に時局の影響により生じたる中小商工業の轉廢業者にして歸農を志望する者に對しては、特に懇切に訓練指導を行ふことになつてゐる。

五、申込手續　團體訓練は大阪市役所社會部職業係に申込むのであるが、別紙書式の通り團體名とその代表者名を明記し、訓練の目的、人員數、訓練期間等を記入して提出し、係長と懇談して期間と宿泊日數、其の他のことを豫め決定すれば訓練場の都合等を照會して、二三日の中に決定して市長から許可されるのである。

書式第一號

訓練申込書

貴市興亞拓植訓練道場ノ趣旨ヲ體シ左記ノ通リ訓練方依賴致度及申込候也

昭和　年　月　日

團體名
所在地
代表者職氏名　㊞

大阪市長　坂間棟治　殿

記

一、訓練目的
二、人員　內譯　名
三、期間　自　月　日　泊　日間
　　至　月　日　回

註　一、本書ニヨリ申込ヲナシタル場合尙細部ニ付問合ヲナスコトアルベシ
　　一、本書ニヨリ許可シタル場合ハ許可書ヲ發行ス

以上で職業補導施設に關する說明を終るのであるが、紙數の都合で大部分省略したので、利用者諸君に不十分の點を謝すると共に、左記參照頁熟讀の上、なほ不明の場合は夫々の機關に照會されんことを望む。

一、國民勤勞訓練所は本書自一一四頁至一五〇頁にその施設概要を掲げてあるが、なほ不明な點は全國最寄の「國民職業指導所」に就いて尋ねられると充分に教へて呉れることになつてゐる。

二、職業補導所は本書自一六一頁至一八七頁に各府縣に於ける技術、事務の補導施設を掲載してあるから利用者諸君は最寄「職業補導所」または最寄「國民職業指導所」に就いて問合はされるがよい。事務方面の補導は扇町補導所の事務科、製圖科、タイプ科等を實地に調査したが、同所は近く他に移轉するのこと故、是また省略することにした。技術方面は前記酉島機械工補導所の施設により全補導所の內容を推知して頂きたい。

三、訓練道場は、大阪市立興亞拓植訓練道場を紹介したが、全國の訓練道場は本書自二二四頁至二二八頁に所載したからそれを參照されたい。また滿洲開拓民のことは「各府縣の職業課」に出頭されるなり、本書二六九頁にある財團法人「滿洲移住協會」に問合はされると詳細回答して呉れることになつてゐる。

四、青少年義勇軍のことは本書自二一二頁至二一三頁に內原訓練所の概要と共に掲載してある。

要するに轉廢業者諸君の進むべき道は大別して、食糧增產を目的とする「歸農」と、生產擴充を目的とする「重要產業」の二つである。まだ此の外に「南方占領地開發」と「商工集團移民」に轉出する話もあるが、未だ具體化してゐないので、現在のところ前者だけの補導施設しかないのである。隨つて轉廢業者諸君にして歸農（滿洲開拓民）を志望する人々は全國各地開拓民訓練所（二二五頁參照）へ、また重要產業（機械工業、造船業、金屬工業、化學工業等）に就職を希望する人々は全國職業補導所（一六四頁參照）へ入所して精神訓練並に基本技術訓練を受けるのである。斯くて精神的にも肉體的にも產業戰士として、立派に職域を通じて國家に御奉公が出來るやう鍛鍊するのである。即ち之等の施設は單に職を得んがための、或は技術を習ふための教習所と同じやうに考へては大きな過りであつて、之等訓練所及補導所は實に國家の重責を双肩に擔つて、我邦產業興隆のために男々しくも立上る日本國民を養成する「道場」なのである。故に民主々義的、個人主義的自由といふものは此處では許されず、

總ては團體こして規律正しい行動こ統一したる精神の中に生活するのである。而して凡ゆる人間的な困難を自ら克服し、吾々こ吾々の子孫が永久に安住し得る新天地を創造する力を養ふにある。繰返していふこ、自由經濟時代に於ける失業救濟對策こしての補導施設ではなくて、我邦國力の根幹を爲す堅全なる農民の培養こ産業の中核こなるべき基幹勞務者を育成する機關なのである。唯遺憾に思ふことは現在の補導施設が夥しい轉廢業者の數に比較して、僅少であるこいふことである。若も政府が待望するが如く、中小商工業者の中から莫大な轉廢業者が出るとしたら、それ等の人々をいつたい何處へ收容し、如何にして訓練補導するか、實際重大問題であつて痛心に堪へないのである。

既存の全訓練及び補導施設を悉く利用するこしても、晝夜間を通じて一箇年間の收容力僅かに六萬名（國民勤勞訓練所二萬、開拓民訓練所約一萬、補導所約三萬）に過ぎない現狀である。斯くの如き情態にては到底轉廢業者全

部を短期間に補導し得ないのみならず、其の人々を未教育、未訓練のまま轉業せしむることは採用者及就職者双方にこつて不幸であり、更に作業の能率增進を期待することが不可能であるまいかと憂慮するものである。

萬一國家に於いて早急に之等の訓練、補導施設を增加することが出來ぬとすれば、筆者は之を補ふための緊急手段こして

一、國民學校及大工場を夜間開放し、臨時施設こして利用せしむること

二、學校教員、在鄉軍人、技手、職長等を指導及補導員こして採用すること

三、常時五百名以上の勞務者を採用せる重要產業の工場に對し國家は命令を以つて完備したる補導施設を急設せしむること

四、前記施設の諸經費は一部採用者に、一部商工團體に負擔せしむることを提唱したい。即ち修了者を採用する場合には採用者側より一名に

付金十五圓、また就職者の所屬商工團體より同じく金十五圓合計金三十圓の經費を拂出する方法である。斯る非常手段を講じ以つて轉廢業者諸君を懇切に補導し、短期間に立派な産業戰士を養成しなければならないと考へる。特に當局の英斷を切望する次第である。

（一七―五―三〇記）

第七章　どうして就職するか

（斡旋施設の利用）

筆者は多くの紙面を費やして、中小商工業者諸君が大東亞戰爭下緊急重要產業に轉業せなければならぬ所以を永々と說き、續いて轉業能力の自己判斷、企業整理の方法、轉廢業施設の概觀、施設の利用方法等を說明した結果大體理解されたことゝ思ふ。さてこれから愈々就職する段取りになるのであるが、先にも書いた如く國家の要請に基く轉廢業者に對しては、自由意志や任意行動による就職を許さないことになつてゐるので、茲に轉廢業者としての生活の不安と、職業撰擇の自由を認められない不滿とが生じるのである。然し就職斡旋機關たる全國の國民職業指導所は、斯くの如き轉廢業者諸君の杞憂を一掃するため、最善の努力を拂ひ、常に懇切に相談に應じてゐる。以下就職方法竝に情況に就いて述べる。

る。

支那事變より大東亞戰爭に移つて以來、物資の不足、各種統制の强化、價格の公定、輸出の閉塞等に因り中小商工業部門並に輸出入業者に於いては、從來の活動範圍が縮少されたばかりでなく、其の機能の變革を餘儀なくさせられ、假令之に對し代用原料の使用、生産品の規格變更、企業の組織化、時局産業への轉換、下請制度の利用等を圖り、或は政府の損失補償の下に、庶民金庫、商工組合中央金庫、其の他都市公共團體の時局金融機關により、金融緩和の方途を講じ、各般の對策實施を及ぶ限り活用されつゝありと雖も、大勢の趣くところ如何とも詮術なく、この千載一遇の大戰局に勝ち拔くためには小さき自己を忘れて大なる國家民族の將來を念慮し、速かに轉業轉職し以つて一大國策に添ふべきことが日本民族の本來の姿であると思ふ。

故に轉廢業する者は、官廳の强制的措置を避けて、出來得る限り同業者間に、また組合を中心として、懇談申合せ等に基き、自治的にこれが解決を進行し、以つて政府の指導に俟つべきである。政府は轉廢業者及其の從業者に對し、出來得る限り犧牲を緩和し、國民勞務の再編成に萬全の方途を講じ、之が勞働力を最も緊要なる方面に效果的に配置することに努むると共に、之等の勞務者に對する生活の安定を保證し、失業者たるの感を抱かしめないのは勿論、戰時下最緊要なる方面への動員配置の榮譽ある勞務者たることを自覺せしむべく努力してゐる。

國民職業指導所は各種産業團體、警察、市町村等關係方面と聯絡をとり、中小商工業者並に其の從業員

等の轉業轉職の現狀等を常に査察調査し、事業の整理、企業の合同等に依り、相當數の廢業失職者を生じた場合、積極的に轉職に關する相談を行ひ、また個人的に轉職相談のある場合には親切に求人開拓を行ひ、本人はもとより其の全家族を綜合的に考慮して、生活の安定と適性適能を有效に指導留意して、就職斡旋をすることになつてゐる。

また有爲なる産業戰士の基幹たらしむべく、精神的肉體的訓練を施し、或は知識、技能を授けるため先に紹介した如く國民勤勞訓練所と職業補導所の施設を利用せしめるのである。これ等は何れも職業指導所より入所させることになつてゐる。

なほ轉職困難なる事情の下にある者と雖も、職業指導所で將來の措置を相談されるがよい。

一、集團申込みと職業選擇　各業種別の整備統合により生じた轉廢業者が、其の業種別に集團をなして國民職業指導所に對し職業斡旋の團體申込みをなす場合には、最も親切にこれを指導斡旋することになつてゐる。職業選擇に就いても重要産業方面であれば、其の希望を自由に入れることになつてゐる。また此の種の申込みは、大阪では大阪中央國民職業指導所へ申込むのである。なほ其の申込みはなるべく早く指導所と連絡をとり、萬事に相談を進めることが進行上都合よく、殊に集團申込みに對しては、係員が專任的に斡旋の勞をとり、最後まで緊密な連絡の下に就職までの世話をすることになつてゐるから、各團體、組合等の業種別整備統合に際しては一刻も早く步調を揃へて申込まれることが最も便利である。

二、個人申込みの場合　轉職者は全國最寄の國民職業指導所轉職部または轉職係を訪れて希望條件を

轉業轉職相談票

業務分類		事務者作業者別		前職ノ業態別	大分類		中分類	丶

登錄番號		登錄月日	昭和　年　月　日
氏名	ヤマダゴロウ 山田五郎	本籍地	大阪市大正區三軒家浜通二ノ一〇
		現住所	同上
生年月日	明治大正昭和 2年5月12日(30才)	世帯主ノ關係	世帯主
家族	配偶者 (有)	子供 男2人 女1人	扶養家族 1人
學歷	明治大正昭和 11年3月 高等小学校 卒業	資格證明	
兵役關係	第一補充		

前職								
自營又ハ家業	營業種目	雑貨小賣業	統制前ノ月收益	250円	統制後ノ月收益	200円	所屬組合名	大正区織小組合
雇傭主		營業種目		從事職種		給料		
自營家業(又ハ在職)年月	6年3ヶ月	廢轉業(見込)年月	昭和17年10月	廢轉業(見込)理由	織維製品小賣商企業整備	轉業職ノ動機		
技能經驗		國民登錄		移動防止關係		其他		
希望轉業職	內地(市內外)	第一志望業職名	機械工業	第二志望業職名		通勤住込ノ別	通勤	
希望月收	通勤 150圓	現在家族勤勞月收	圓	其他收入	圓	最低生計費	120円	
轉業資金		擔保物件		使途		償還計畫		
備考								

扱者印(　)

大阪國民職業指導所

求職票

產業分類番號	1/2	給源種別番號		市區町村長又ハ職務委員名	印

登錄番號	No.	登錄年月日	昭和　年　月　日
※氏名	山田五郎	※本籍地	大阪市大正区三軒家浜通二ノ一〇
※戸主名及續柄	戸主	※現住所	同上
※生年月日	明治大正昭和 2年5月12日(30才)	※世帯主又ハ寄寓先	世帯主
※關係			
※家族	配偶者 (有) 子供 男2人 女1人	其ノ他ノ扶養家族	1人
應召入營者ノ有無其ノ他			
※保證人	氏名 山中國雄	住所	大阪市東区南本町二丁目
職業	メリヤス卸	關係	伯父
※經歷	明治大正昭和 11年3月 高等小学校 卒業	兵役關係	第一補充

前職	雇傭主	職業	所在地	職務	給料	最近職業	
						就職年月	
						退職年月	
						退職事由	
現職	自營	雑貨小賣	大阪市			在職年月ノ數	轉職希望事由 企業整備ノ為廢業
技能經驗資格證明		國民職業能力申告令ニ依ル登錄有無		從業者雇人制限令トノ關係			

※希望職業	機械工場	※就職希望地	大阪市	※希望給料	通勤 月給 日給 4円 住込 月給 日給
備考					

※印アル欄ハ求職者ニ於テ記入ノコト

扱者印(　)

國民職業指導所

述べると、轉業轉職相談票または求職票を渡して呉れるから、この何れかに別掲の如く記入して提出すればよい。履歴書を用意して居れば添付することである。轉職係は適當な就職先へ紹介狀を發行して呉れるから、其の紹介狀を持つて就職先の人事係を訪問すれば採否が決るのである。轉職者は自己の職業の適否を決するために大阪府立産業能率研究所にて、適性檢査を受けて見るのもよいと思ふ。要は轉職者自身が熟慮するのもよく、又即決するのもよいが、自分の腑に落ちること、安心して轉職し得ることが最も肝要である。これならば自分に適してゐる。これならば全力をつくして働いてみようと決心することである。曖昧な氣持で轉職することは大禁物である。其のためには國民勤勞訓練所に入所して、一ケ月の訓練を受けることは、將來にとり極めて有益な方法であると思ふ。國民勤勞訓練所へ入所するには轉職係に申込めばよい。身體檢査をして入所の可否を決定するのである。同所を終了した者は轉職に際し、優先的條件が附與されるのである。

國民職指導業所の事務分掌は庶務部、業務部、轉職部、登錄部の四部になつてゐて、轉廢業者の斡旋、指導は轉職部で親切に相談して呉れることになつてゐるから、轉廢業者諸君は轉職部の係員と納得のゆくまで、十分に打合はしてから再出發することがよい。なほ東京と大阪には、別に『中央國民職業指導所』が設けられてあつて、管轄區域内の各指導所との業務聯絡と統制を爲し、技術、事務の各補導所は、その直屬となつてゐる。また組合團體等より申込む集團求職の場合は同所の指示に俟つ方が便宜である。

また滿洲開拓民の募集事務は、從來各府縣の職業課に於いて專ら募集に當つてゐたが、昭和十七年から

は全國各市町村役場や各商工會議所等に於ても、應募者を取纏めることになつたのである。また其のためには專任の係員を置くことも出來、その係員に對しては拓務省から募集に要する費用として、相當の手當を加へた經費が出ることになつてゐる。何れにしても二十ケ年の間に百萬の移民を送り出すためには、官民協力して進行をはからねばならないのである。（次章參照）

更に農地開發營團の開拓者として自作農創設のため、農業に轉職せんとする者は其の事業地區の地方長官に、之が推薦方を依頼するのである。（次章參照）

是を要するに集團轉業者であると、また個人轉業者であるとを問はず、滿洲開拓または農地開拓の志望者を除き、總ての轉業轉職者は國民職業指導所に於いて就職を斡旋されるのである。即ち知人緣故を辿り、或は採用者に直接就職を依頼してはならない。其の理由とするところは第二章で述べた如く、勞務動員計畫による勞務配置の必要に基くものである。

更に個人として就職斡旋を申込むことは、何等妨げないのであるが、中小商工業者の轉業は未就勞務者の就職とは全く趣きを異にし、別個の取扱を必要とするが故に、三十人若くは五十人宛集團的に申込むことが

自他共に便宜が多いのである。

即ち中小商工業者は其の前職の經歴、生活狀態、性格、體力、年齢から して未就勞務者と全々區別さるべきは勿論のこと、就職後と雖も從來募集された一般勞務者と嚴に區別されなければならない性質の者である。隨つて個人が單獨に就職し、直に作業場で從來働いてゐる勞務者の仲間に這入ることは、双方にとつて惡影響があつても効果がないのである。中小商工業者の轉業者は作業場に於いても集團的に別個に訓練し、且つ實習並に勞務に從事させる必要があるからである。

だから轉廢業者諸君は廢業の時から同業者でもつて集團を結成し、其の中から適當に數名の委員を選び、其の委員をして適性檢査、訓練、實習、就職等を凡ての交涉に當らせる。而して就職後と雖も委員は轉廢業者諸君を指導統率し、落伍者の出ないやうに努める。また商工團體の役員及職員も轉廢業者が完全に就職するまで、常に轉廢業者の集團と接觸

し、諸官廳の手續及施設の利用等一切の世話を爲すは勿論のこと、就職の場合に於いても採用者側とよく折衝を重ねて、側面から轉廢業者の未來の幸福を計り、且つ出來るだけ生活を保護するやう努力する必要がある。商工團體の役職員が轉廢業者諸君に轉廢業資金を交付すれば其の責任を果したものと考へて、それから後に爲さねばならぬ斡旋、保護、善導等の重要な任務を怠つては勞務動員—高度國防國家の建設といふ大きな國家目的を達することが出來ないのである。就職者と採用者の間に國民職業指導所と商工團體が介在して就職を斡旋し、且つ完全に轉業し得るまで指導援護せなければ有終の美を結ぶことが出來ない。

中小商工業者の轉廢業者といふものは、新規の職場に於いては全く幼兒、兒童に等しい無力の存在であるかも知れない。隨つて斯る人々が一人前の勞務者と成るまでには採用者や斡旋者を手こずらせることもあらう。また種々と悶着を起すかも知れない。が然し結局吾々日本人は勝ち

拔くまで戰はなければならない如く、斯る人々は重要産業の勞務者として働かなければならない任務を持つてゐるのであるから、就職者、採用者双方とも根氣强く長期戰の覺悟で頑張る必要がある。（一七―六―一記）

第八章　何處へ轉業するか

厚生省は勞務動員計畫に基いて軍需産業、生産擴充産業、同附帶産業、生活必需品産業、運輸通信業、國防土木建築等に重點を置いて勞務を配置することにしてゐる。（五七頁參照）ところが轉廢業者諸君の中には、之等の産業の區別をよく理解されてゐない方もあらうかと思ふので、以下其の業種並に關係著名事業會社を掲載することにした。然し軍需産業といひ、また生産擴充産業と稱しても、必ずしも業種若くは製造品種によつて分類されるものでなく、製造物品の用途によつて區別されるものと承知されたい。例へばシヤツ肌衣にしても陸海軍用のものを製造すれば軍需産業であつて、また商工省、厚生省或は文部省指定のものを製造すればそれは生活必需品産業であり、更に自由市賣品を製造する産業は所

謂平和産業、或は不急産業と呼ばれて勞務配分のない産業である。隨つて實際内容を調べて見なければ工場の看板や名稱だけを見た丈けでは區別することが出來ないのであるが、大體分類すれば左記の通りである。然し轉廢業者諸君があたかも株式投資家の如き態度でもつて、事業會社を任意に選ぶことは先にも述べた通り許されないことであるから、單に重要産業とは如何なる産業か、而してどのやうな會社がそれに携つてゐるかといふことを常識として知つて頂く程度に止めた。

一、重要産業

一、軍需産業

(1) 機械器具工業

兵器及兵器部分品製造業　艦船製造業　航空機同部分品及附屬品製造業
自動車同部分品及附屬品製造業　發動機同部分品製造業　無線及有線電信電話機械器具製造業
電氣機械器具類製造業　計器製造業　光學機械製造業

其の他軍需に關係ある機械器具製造業

著名事業會社（數字は公稱資本金、單位千圓以下同じ）

三菱重工業	二四〇、〇〇〇	沖電氣	二〇、〇〇〇
日立製作所	三五八、〇〇〇	岡本工業	一三、〇〇〇
川西航空機	一五、〇〇〇	各和製作所	三、〇〇〇
ヂーゼル自動車工業	七〇、〇〇〇	鋼鈑工業	六、〇〇〇
トヨタ自動車工業	三〇、〇〇〇	航空機材工業	三、〇〇〇
池貝自動車工業	一〇、五〇〇	高千穗製作所	二、〇〇〇
日本ヂイゼル工業	二〇、〇〇〇	立川飛行機	二五、〇〇〇
大阪機工	一二、〇〇〇	東京機器工業	五、〇〇〇
日本鍛工	一〇、五〇〇	東京車輪製作所	三、〇〇〇
發動機製造	一〇、〇〇〇	日本精器	二、〇〇〇
理研重工業	三一、三五〇	日本精螺工業	三、〇〇〇
國光製銷鋼業	六、五〇〇	日本光學工業	一〇、〇〇〇
日本ピストンリング	一三、〇〇〇	大阪製銷造機	二〇、〇〇〇
日本樂器製造	八、七五〇	昭和飛行機工業	三〇、〇〇〇

大日本兵器	三〇、〇〇〇
松下無線	五、〇〇〇
宮田製作所	五、〇〇〇
日立航空機	三〇、〇〇〇
日産自動車	三〇、〇〇〇
國産精機	一五、〇〇〇
川崎重工業	二〇〇、〇〇〇
東京石川島造船所	四八、〇〇〇
浦賀船渠	一五、〇〇〇
函館船渠	六、六五五
渡邊鐵工所	一五、〇〇〇

(ロ) 金屬工業

製鐵業、製鋼業、非鐵金屬精錬業及其の他の金屬工業

著名事業會社

三菱鑛業	二〇三、七〇〇
ラサ工業	七五、〇〇〇
石原産業海運	五三、〇〇〇
川南工業	一五、〇〇〇
大阪造船所	五、〇〇〇
藤永田造船所	一六、〇〇〇
播磨造船所	一〇、〇〇〇
大阪鐵工所	三〇、〇〇〇
向島船渠	二、〇〇〇
原田造船	一、〇〇〇
日立兵器	一五、〇〇〇
愛知時計電氣	三〇、〇〇〇
中島飛行機	
東京電氣瓦斯	三六、〇〇〇
昭和製鋼所	二〇〇、〇〇〇
日本製鐵	五〇〇、〇〇〇
住友金屬工業	二〇〇、〇〇〇

昭和鑛業	六〇、〇〇〇
日本鋼管	一四三、三五〇
朝鮮製鍊	一〇、〇〇〇
神戸製鋼所	九〇、〇〇〇
小倉製鋼	三二、〇〇〇
中山製鋼所	四二、四三七
尼崎製鋼所	一八、〇〇〇
日亞製鋼	一〇、〇〇〇
日本特殊鋼管	三二、五〇〇
德山鐵板	八、〇〇〇
三菱鋼材	二〇、〇〇〇
富永鋼業	一四、〇〇〇
日本製鋼所	六〇、〇〇〇
大阪製鋼	一〇、〇〇〇
東海鋼業	三、〇〇〇
吾嬬製鋼所	六、〇〇〇
東京製鐵	六、〇〇〇
山陽製鋼	一〇、〇〇〇
特殊製鋼	一五、〇〇〇
大同製鋼	五二、〇〇〇
昭和特殊製鋼	四、〇〇〇
日本砂鐵鋼業	二五、〇〇〇
日本高周波重工業	五〇、〇〇〇
大阪特殊製鋼	三、〇〇〇
石產金屬工業	五、〇〇〇
昭和電工	一一〇、〇〇〇
日本アルミニウム	三〇、〇〇〇
日滿アルミニウム	二〇、〇〇〇
鐵興社	二〇、〇〇〇
日本ニツケル	三〇、〇〇〇
日本ステンレス	一六、〇〇〇
鴨川ニツケル工業	一〇、〇〇〇
西鮮化學	三〇、〇〇〇

日本輕金屬	一〇〇、〇〇〇
特殊輕合金	一四、〇〇〇
日本電氣冶金	九、〇〇〇
東邦金屬製錬	一〇、〇〇〇
秋田製鋼	二、五〇〇
小林鑛業	二五、〇〇〇
新望銅山	七、〇〇〇
朝鮮理研鑛業	三、〇〇〇
朝鮮理研金屬	一五、〇〇〇

(八)化學工業

石油精製業、人造石油製造業	
塗料及顏料製造業	發火物製造業
工業用藥品製造業	植物油脂製造業
樟腦製造業	工業塩製造業及其の他の化學工業
著名化學工業事業會社	
日本石油	二一〇、〇〇〇
北華太石油	二〇、〇〇〇
帝國鑄鋼	二、〇〇〇
帝國製鐵	三、〇〇〇
日本火工	二〇、〇〇〇
日本鑄造	八、〇〇〇
日本亞鉛製錬	五、八〇〇
松下金屬	四、〇〇〇
宮製鋼所	六、〇〇〇
湯淺伸銅	二、〇〇〇

旭石油	一〇、〇〇〇
丸善石油	二五、〇〇〇
日本窒素肥料	四〇〇、〇〇〇
朝鮮窒素肥料	七〇、〇〇〇
住友化學工業	四〇、〇〇〇
日產化學工業	一二四、〇〇〇
東洋高壓工業	六五、〇〇〇
電氣化學工業	五六、〇〇〇
宇部窒素工業	二五、〇〇〇
日東化學工業	二〇、〇〇〇
朝日化學工業	二〇、〇〇〇
朝日化學肥料	八、〇〇〇
帝國人造肥料	八、〇〇〇
日本染料製造	三〇、〇〇〇
大日本セルロイド	二〇、〇〇〇
日本化成工業	六〇、〇〇〇
日本油脂	六二、五〇〇
日本硫曹	五、〇〇〇
日本硫黃	五、〇〇〇
日本火藥製造	一〇、〇〇〇
日本製鍊	一〇、〇〇〇
日本曹達	一八〇、〇〇〇
九州曹達	二五、〇〇〇
德山曹達	二五、〇〇〇
東洋曹達工業	三〇、〇〇〇
保土谷化學工業	一二、七〇〇
北海曹達	六、〇〇〇
大阪曹達	二、〇〇〇
旭電化工業	一〇、〇〇〇
昭和產業	二二、〇〇〇
大日本塗業	一六、〇〇〇

（二）其の他の工業

織維製品製造業　皮革製品製造業　ゴム製品製造業
硝子製品製造業　木材製品製造業　食糧品等製造業

二、生産擴充産業

（イ）機械器具工業

蒸滊罐製造業　蒸汽機關製造業　蒸汽タービン製造業
內燃機關製造業　電氣機械器具製造業　工作機械製造業
採鑛、選鑛及製鍊機械器具製造業　計器製造業　起重機製造業
化學工業用機械製造業　船舶製造業　自動車製造業
鐵道及軌道用車輛製造業（機關車、客車、貨車、電車、ガソリン車）　土木建築用機械器具製造業

著名事業會社

三菱電機	六〇、〇〇〇	三菱重工業	二四〇、〇〇〇
東京芝浦電氣	一七四、〇〇〇	日立製作所	三五八、〇〇〇
古河電氣工業	五〇、〇〇〇	池貝鐵工所	二〇、〇〇〇
日本車輛製造	二〇、〇〇〇	新潟鐵工所	二〇、〇〇〇
汽車製造	二〇、〇〇〇	久保田鐵工所	二四、〇〇〇

東洋製罐	二〇、〇〇〇	栗本鐵工所	一四、〇〇〇
東洋鋼鈑	一五、〇〇〇	發動機製造	一〇、〇〇〇
大連機械製作所	三〇、〇〇〇	東亞金屬工業	八、〇〇〇
不二越鋼材工業	五〇、〇〇〇	理研重工業	三一、三五〇
日本精工	二四、〇〇〇	理研アルマイト工業	七、〇〇〇
光洋精工	一〇、〇〇〇	日本特殊鋼材工業	七、五〇〇
東洋ベアリング製造	二五、〇〇〇	圖光製銷鋼業	六、五〇〇
ヂーゼル自働車工業	七〇、〇〇〇	日本ビストンリング	一三、〇〇〇
トヨタ自働車工業	三〇、〇〇〇	大阪製銷造機	二〇、〇〇〇
池貝自働車製造	一五、〇〇〇	帝國製鋲	三、五二五
日本デイゼル工業	二〇、〇〇〇	壽重工業	一八、〇〇〇
田中機械製作所	七、〇〇〇	豊田式織機	一五、〇〇〇
大阪機工	二二、〇〇〇	大阪若山鐵工所	七、〇〇〇
大阪機械製作所	一六、〇〇〇	大阪電氣	九、〇〇〇
東洋工業	一五、〇〇〇	石井鐵工所	一〇、〇〇〇
東洋機械	一五、〇〇〇	東京鍛工所	一〇、〇〇〇

津上安宅製作所　一五、〇〇〇
石産精工　七、〇〇〇
小松製作所　一〇、〇〇〇
島津製作所　二四、〇〇〇
東洋重工業　五、〇〇〇
龍山工作　一〇、〇〇〇
大隈鐵工所　二〇、〇〇〇
月島機械　三、五〇〇
富士電氣製造　二五、〇〇〇
光洋鋼機　五、〇〇〇
芝浦マツダ工業　一五、〇〇〇
荏原製作所　二〇、〇〇〇
大阪金屬工業　一五、〇〇〇
宇部鐵工所　五、〇〇〇
金城鑿岩機製造　三、二五〇

(ロ) 金屬工業

國産電氣　五、四〇〇
櫻田機械製作所　四、五〇〇
大日本機械工業　九、〇〇〇
東京機械製作所　七、〇〇〇
日本タイプライター　一五、〇〇〇
明電舍　一七、五〇〇
安川電機製作所　七、五〇〇
横山工業　八、〇〇〇
理研鍛造　五、〇〇〇
理研鑄造　四、四五〇
理研電具　一、五〇〇
理研電機製造　三、〇〇〇
理研製機　四、五〇〇
渡邊鐵工所　一五、〇〇〇

鑄物業、金屬製品製造業（ボールト、ナット、ワツシヤー、リベツト、釘、金屬線、スプリング、管、網、錨、鎖、罐等）

著名事業會社

住友金屬工業　二〇〇、〇〇〇
住友電氣工業　五〇、〇〇〇
日本鋼管　一四三、三五〇
神戸製鋼所　九〇、〇〇〇
小倉製鋼　三二、〇〇〇
中山製鋼所　四二、四三七
尼崎製鋼　一八、〇〇〇
日亞製鋼　一〇、〇〇〇
日本特殊鋼管　三二、五〇〇
大阪製鋼　一〇、〇〇〇
東海鋼業　三、〇〇〇
特殊製鋼　一五、〇〇〇
大同製鋼　五二、〇〇〇
昭和電工　一一〇、〇〇〇
藤倉電線　一〇、〇〇〇
帝國鑄鋼　二、〇〇〇

(八) 化學工業

工業用藥品製造業（硫酸、硝酸、ソーダ灰、苛性ソーダ、晒粉、壓縮ガス、醋酸、石炭酸、メタノール、エーテル、グリセリン、硝酸カリ、硝酸アンモン、カーバイト、人造クリオリツト、アセトン、ブチルアルコール、炭酸マグネシア、炭酸石灰等）

塗料及顏料製造業、人造樹脂及同製品製造業、肥料製造業、研磨材料及研磨用品製造業、其の他の化

學工業

著名事業會社

日本油脂	六二、五〇〇
朝鮮油脂	一〇、〇〇〇
日本石鹸	二、七五〇
チタン工業	二、五〇〇
日産化學工業	一二四、〇〇〇
大阪アルカリ肥料	三、〇〇〇
臺灣肥料	一、〇〇〇
日本染料	三〇、〇〇〇
日本化成工業	六〇、〇〇〇
日本ペイント	六、〇〇〇
三共	一五、〇〇〇

(二)其の他の工業

電氣及瓦斯供給業　製材業

ゴム製品製造業　木製品製造業　纖維製品製造業

其の他生産擴充に必要なる物品の製造業

關西ペイント	七、〇〇〇
日清製油	六、〇〇〇
攝津製油	一、五〇〇
大日本特許肥料	一〇、〇〇〇
大日本製藥	三、〇〇〇
第一製藥	三、〇〇〇
不動化學工業	三、〇〇〇
日本化學工業	二、五〇〇
新潟硫酸	六、〇〇〇
理研コランダム	二、〇〇〇

三、鑛業

金、砂金、銅、鉛、錫、アンチモン、水銀、亞鉛、鐵、硫化鐵、クロム鐵、マンガン、タングステン、モリブデン、ニツケル、コバルト、石炭、亞炭、石油、燐、黑鉛、雲母、石綿、硫黄、石膏、明礬石、ボーキサイド及其の他の採鑛業

著名事業會社

北樺太鑛業	一〇、〇〇〇
北海道炭鑛汽船	一四〇、〇〇〇
磐城炭礦	二七、五〇〇
東邦炭礦	三三、〇〇〇
入山採炭	一五、〇〇〇
朝鮮無煙炭	五〇、〇〇〇
朝鮮無煙炭礦	五、〇〇〇
鳳泉無煙炭礦	五、〇〇〇
九州採炭	六、〇〇〇
太平洋炭礦	一一、〇〇〇
宇部礦業	四、五〇〇
大日本炭礦	五、一〇〇
三陟開發	一五、〇〇〇
日本鑛業	二四〇、一五〇
三菱鑛業	二〇三、七〇〇
石原産業海運	五三、〇〇〇
昭和鑛業	六〇、〇〇〇
日曹鑛業	五〇、〇〇〇
帝國産金興業	二〇、〇〇〇
東朝鮮鑛業	八、四〇〇
朝鮮製鍊	一〇、〇〇〇

四、生産擴充附帶産業

前記生産擴充産業に附帶せる産業であつて、例へばセメント製造業、セメント製品製造業等を指すのであるが、金屬工業、化學工業或は機械工業にしても一部は軍需産業であり、また他の一部は生産擴充産業であり、更に附帶産業である場合もあるので明確に區別することは至難である。

五、生活必需品産業

(イ)　食料品工業

製糖業、調味料製造業、製塩業、製粉及澱粉製造業、製茶業、製氷業、罐詰製造業、畜産品製造業、水産品製造業、農産品製造業等

(ロ)　衣料品工業

紡績業、製糸業、織物業、裁縫業、編物組物業（メリヤス）、絲布加工業（染工場）、靴履物製造業等

(ハ)　其の他の生活用品工業

パルプ製造業、製紙業、印刷業、ラヂオ製造業、陶器、食器製造業、臺所用品製造業、衞生材料製造業、疊、建具、家具製造業、燐寸製造業等、玩具製造業、紙製品製造業

六、運輸通信業

(イ)　陸　運　業

鐵道事業（國鐵及私鐵會社）
軌道事業（電車會社）
乘合自動車運輸業
貨物自動車運輸業

(ロ)　海　運　業

遠洋航路
近海航路
沿岸航路
湖川航路

(ハ)　航　空　事　業

(ニ)　電信及電話事業

七、土木建築業

以上列記の重要産業の中、中小商工業の轉廢業者諸君の轉業先は、主として軍需産業、生産擴充産業及同附帶産業であつて、而も其の中でも機械器具工業及化學工業が最も適當である。鑛業、土木建築業、運輸業等は轉廢業者の平均體力と從來の環境から見て不適當である。また生活必需品産業は、勞務及工業設備とも現狀維持で充足出來る筈であるから、同方面への轉業は見込みないものと承知されたい。なほ前記の著名事業會社は昭和十五年末の調査にかゝるもの〻極く一小部分を掲載したものに過ぎないから、二年後の今日で

は何れも飛躍的大發展を遂げ、且つ激增してゐること、思ふ。更に從前平和產業に從事してゐた會社でも、現在では軍需產業其の他時局品製造業に轉向せるものも多々ある筈で、而も下請工場等を加ふれば莫大な數に昇るのである。

然し之等の產業は其の種類が多岐多樣に涉つてゐるが、作業は機械工業、金屬工業、または化學工業別により異にするも、同一工業內に於いては大體作業は共通したものである。例へば旋盤工であれば航空機製作工場でも、工作機械製作工場でも、或はまた造船場に於いても同じである。即ち旋盤工は機械工業であれば何處で働くのも同じ作業に從事するわけである。工業別職種を分類すれば凡そ次の通りであるが、詳細は最寄の職業補導所に就いて學ばれたい。

一、機械工業作業職種

旋盤工　フライス工　タレツト工　鐵木工　中グリ工
ボール盤工　罫書工　研磨工　平削工　穿孔工
鉚打工　填隙工　鉚接工　鋼具工　型削工
板金工　プレス工　齒切工　銅鉚工　特殊機械工
配管工　鍛金工　仕上工　塗工　組立工
調整工　檢査工　試驗工　實驗工　裝置工
製圖工　現圖工　撓鐵工　卷線工　鐵工

製罐工　金屬彫刻工　針金細工工　絕緣工　鑢付工
蓄電池工　乾電池工　電線被裝工　工具仕上工　艤裝工
分析工　木型工　造舟工　合板工　調木工

二、金屬工業作業職種

製鉄工　非鐵金屬製鍊工　金屬製鍊工　非金屬精鍊工　製銅工
鑄物工　熱處理工　金屬鎔融工　操爐工　撚線工
壓延伸張工　鍛工　剪斷工　金屬加工工　金屬線伸張工
鑄物砂型工

三、化學工業作業職種

火藥工　火工　高壓化學工　電解工　蒸溜分溜工
合成反應工　石炭乾溜工　パルプ工　化學電爐工　化學原料工
硫酸工　壜酸工　硝酸工　溶解工　油脂工
化學品成型工　調合仕入工　電極工

四、鑛業作業職種

炭坑支柱夫　鑛山支柱夫　採炭夫　採鑛夫　坑內運炭夫
機械採炭夫　機械採鑛夫　坑內運鑛夫　汲油夫　機械選鑛夫

機械選炭夫　鑛業作業夫　石油鑛夫　土石採取人

五、其の他の職種

運搬夫　火夫　雜役夫　給仕守衞

門衞　倉庫夫　掃除夫　案內人　機關工

注油夫　荷造夫　包裝工

二、滿洲開拓民

滿洲の開拓は國防及產業上最重要事たることは既に說明した通りであつて、四千萬人の滿人を指導することは現代吾々に與へられた必然的使命である。此の根本的理念に依り開拓民として適性を有する日本人は、農業者たると商工業者たるとを問はず、榮譽ある分擔義務の遂行に向つてどし〳〵移植し、此の一大使命を達成すべきである。

世間では稍もすれば「自分等は何も惡いことをしたのでもなければ怠けてゐる譯でもないのに喰へなければ滿洲へ行けといふ」此の樣な不滿の聲を聞くのであるが、これは前述のごとく滿洲開拓民の使命が如何に重大であるかといふことを認識されてゐないところから發せらる言葉であつて、現下轉業を餘儀なくされねばならぬ業者は決して敗殘者ではなく、むしろ高度國防國家完成のために進出する榮譽ある國策順應の戰士

である。隨つてこれ等の人々が恰かも名譽の傷痍將士が再び前線に立たれる如く、滿洲國の最前線に、開拓民として渡滿することは、とりもなほさず我が肇國の精神である八紘一宇の大理想を顯現することである。

從來の與へられてゐた職域奉公の途を閉された人々の中で、此の滿洲開拓民として進むことが環境なり、條件なりが最も適した職域であると自覺し、今日までは兎に角、中小工業者として、自主獨立の生活を營んで來た關係上、今更事務員や勞務者になつて、他人から顧で使はれることは、大いに自尊心が承知しないといふ樣な氣持も充分に察しられる譯で、其の點滿洲開拓は獨立的であり、自ら工夫して生產に當るのだから、こうした氣持の人々には最も適切であつて、而も戰時下食糧問題が最重要視されてゐる折柄、これ程意義のある適切な職域は先づ他になからうと思ふのである。

そこで日本側の拓務省と滿洲側の興農部とがよく協力して、これらの轉廢業者を敬虔なる氣持で、最も親切叮重に滿洲開拓士として迎へることになつたのである。

而して轉業開拓民としては「大阪特設開拓團」を編成し、二百五十戶を一集團として現地に派遣してゐる。これは新聞や立看板の宣傳を見て直接大阪府學務部職業課拓務係に出頭し個々に相談の上申込みを爲し其の銓衡を受ける人もあり、また團體的に申込まれてゐるのもある。大阪の本門佛立講信徒の商工業者の如き、時代の流れを先見し、三百戶の集團を結成して、團長も信徒の中で人望、手腕、人格等兼備の人を推し、宗教的一團として自治的に進行する轉業者の開拓團も出來てゐる。

開拓民となる資格に就いては別に前職がどうだとか、こうだとかの心配はいらぬが、第一條件としては身

體が強健であること、意志の強固であることである。隨つて銓衡に際しこの點は愼重に考慮され、前科の有る者、負債のある者、共同精神に缺けた者、身持の惡い者、疾病者等は不適格であつて、年齢も一應は徵兵檢査終了者から概ね五十歲未滿の者に限られてゐる。

先づ希望者が前記職業課へ出頭して係官と相談の上左の書類を提出するのである。

一、履歷書　一通
一、身元證明書　一通
一、戸籍謄本　二通
一、身上明細書　二通（官廳備付書式）
一、診斷書　一通（トラホーム、胸部、花柳病、痔、脚氣、其ノ他ヲ診斷セシモノ）
一、家族同意書　一通
一、寫眞　一葉

前記の書類を提出して開拓民の申込みをすると約一ケ月半位經つて呼び出しがあり、大阪では知事別館に於いて拓務係が詮衡するのである。當日假採用となつた人は約十日を經て再び呼び出し通知を受け、直に訓練所に入るのである。

訓練所に入所中生活困難な者に對しては家族援護金が給與される。其の額は各人の立場によつて相違してゐるが係官とよく懇談して事情を說明すると適當に決定される。因に訓練のことは四六二頁を參照されたい。

家族同意書

一、本　人　　氏　　名

右之者滿洲開拓民トシテ渡滿スルコトニ同意致候也

昭和　年　月　日

住所
右本人　親又ハ　氏　　名　㊞
妻又ハ
兄弟
何レニテモ可

身上明細書

| | | |

訓練所の訓練が終了すると、一旦歸鄉して準備を整へた上拓務省の指示を待つ。而して約十日位經つてから渡滿する。旅費は各府縣の取扱機關を通じて、一人に對し八十圓を前渡支給し、なほ五割引の乘車乘船券が下附されるから實際は三十圓位ですむことになる。家族渡航の場合も大人一名に對し八十圓、小人（數へ年七才以上十三才以下）一名四十圓の割合で支給される。

携帶品は內地の生活に使用したものを、其のまゝ持つて行けばよい。寢具、服裝品其の他の日用品を一人に付一梱百キロ以內のもの五梱までは手荷物として持參出來る。また小人（七才以上）の場合も大人と同じく五梱までは持參出來ることになつてゐる。

入植地は既設開拓團中收容餘力のある地區及基準戶數の擴張可能の地區を拓務省に於いて決定される。大阪府の斡旋にかゝる「大阪特設開拓團」は興安東省扎蘭屯附近にあつて、熱心なる團員の努力により、協同の喜びと共助精神の尊さを感じ合ひながら、着々大阪村の建設が進行してゐる。而も中小商工業の轉廢業者二百五十名が一集團となつて入植したのである。

政府は補助金として開拓民一戶當り一千五百圓を支給することになつてゐて、その外に建設及營農資金の融通は滿洲拓植公社から最高三千數百圓まで借受けられ、五年、十年、二十五年に分割して、長期年賦等の方法に依り償還することが出來るのである。なほ補助金は日滿兩國政府の折半負擔となつてゐて、開拓民の實地指導に與かる滿洲拓植公社が、團を經て各戶に補助されるものであるが、個人直接には團の一部として、現金にあらざる農具、家屋、家畜類、種子等の必要品を下附されることになつてゐる。

開拓團には團長の外に農事、畜産、警備、經理、保健の各種指導員を駐在させてゐる。

土地は開拓民一戶當り大凡十町歩の耕地が五年後には必ず與へられ、永代各戶の所有となるのである。外に共有地として相當面積のある山林、放牧、採草地がある。一戶割當約十町歩に該當する總所有地がある。

扎蘭屯附近は、カバ、ホリ等の密林が多く、溫突、ペーチカの暖をとる薪を伐採し、一年中の木炭も冬期に燒くのであるから、薪炭には十分に惠まれてゐる。また同地方には柳行李、花莚等の製產も奬勵されてゐる。原料の柳、蘭草も產し、將來大いに有望である。畜產としては馬、牛、綿羊、、羊、鷄豚等の飼育には好適である。果樹の栽培だけは不可である。冬期は銃獵の樂しみがあり、獐、雉等が多く、夏期は水淸き川に鯉、鮒鮠等がふんだんにとれる。

渡滿當初は團の合宿に入り、指導者から特別の補導訓練が行はれる。冬期渡滿した者は解氷期から農耕、建築等に從事して、大體の整備が出來てから家族を呼び寄せるのである。

渡滿後約五、六ケ月後に團長の許可を得て家族招致に歸國し同伴渡滿するのであるが、この時は團の建築になつた一箇建の家屋に入るのである。六疊二間に土間のある家に二組の家族が住むことになつてゐる。なほ入植後五ケ年位は、開拓團建設と云ふ大事業があるために、農業も生活も團全體の共同經營であるが、次に部落經營に移り、更に個人經營に移る順序となるのである。

開拓地の生活は自給自足の生活であつて、食物は入植當初は別として、其の後は若干の副食物、調味料の外は大體自分の所で獲つたもので充分用を足し、主食物は白米、小麥等を常食とするのである。

衣類は特に必要とするのは防寒服であるが、これも將來は自家でとれた羊毛、毛皮を用ひて作製することが出來る。

住宅は入植當初は共同宿舍に入るが、漸次個人住宅を建て、溫突、ペーチカ等の設備、厚い壁の小住宅（十五―二十坪）の建物で冬暖く、一家樂しき理想の住宅を建設することである。

子供の教育は國民學校が設けてあるから內地と變らぬ義務教育を受ける事が出來、病院もあつて、急患のある時は醫者も派遣される。神社もお寺も建立され、內地そのまゝの生活が出來ると同時に、つまらぬ見榮や交際に煩はされる事なく、また仕事も生活も助け合ふ相愛互助の理想鄉を築き上げて行くのである。

以上で大體のことは理解されたこと、思ふが、なほ不明不審の點は左記いづれかに問合はすと親切に答へることになつてゐる。なほ一九一頁「滿洲開拓民」を參照されたい。

各府縣では學務部職業課拓務係及び市、區、町、村役場の開拓民係、拓務省拓北局開拓課または同局內海外移住相談所（東京市麹町區霞ヶ關一丁目）滿洲移住協會（東京市麹町區一番町一九ノ四）

三、農地開發營團

轉廢業者諸君の中で既往に於いて農業に經驗のない者でも、自作農を創設し將來皇國農民の中核として、安定ある農家を經營することを志したる者の中から、其の申出により地方長官が詮衡して、營團に推薦することに

になつてゐる。その資格としては

一、勤勉且つ强健にして自作地の經營を持續することが出來る見込みある者

二、負債がなく六ヶ月以上の生計費及必要なる農業經營資本を準備し得る者

身體が强健で志操堅實なる者であることは、農地開發事業の目的を達成する上に於いて、最も重要な事項であるから開拓者の資格としては第一條件である。

申込方法としては希望者は先づ開拓せんと慾する地區を選定して、其の地區の所在する地方長官に申込むのである。申込み手續き其の他の點に就いては道府縣の經濟部農務課農地係または東京市深川區佐賀町一ノ三〇農地開發營團興農部或は本書二四五頁所載の營團の地方事務所に問合はせて、不明の點を詳細に調べて貰ひたい。殊に地區の選定に當つては、年々地區增設の申請もあり、新地區の決定もあること故十分調査して子々孫々の永住の地を選定すべきであると思ふ。

唯遺憾に思ふことは、農地開發營團の事業が開始されたのが極く最近であるから、滿洲開拓民募集並に移植の如く一般に宣傳が行き渉つてゐないのと、補導、斡旋機關等が完備してゐないために、轉廢業者諸君に其の內容を詳細報道し得ないことである。

四、南方占領地開發

我が忠勇なる陸海軍將兵の赫々たる戰果により、大東亞戰爭開始以來僅か半歲にして、日本本土の約十倍に達する馬來半島、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ジヤワ、ヒリツピン等を席卷し、我邦の領有するところとなつたのである。而して此の廣大なる地域には、讀者も知らるる如く鐵、錫、銅、石油、ボーキサイド等國防に缺くべからざる重要資源が埋藏され、更に米、ゴム、椰子、麻、砂糖、藥草等の農產物が極めて豐富に產出するのである。之等の重要資源を開發することは我が產業人に果せられたる國家的仕事である。然し現在之等の地域には軍政が布かれてゐて、產業人が自由に進出することを許されない事情にあり、また南方開發に關する企劃の內容も發表されてゐない現狀に於いて、轉廢業者諸君の轉業、轉職に絕好の題目でありながら、其の進出方法に就き具體的に報告出來ないことを遺憾とするものである。だが戰前之等の地域に經濟的地盤を有し活躍してゐた事業會社は現在軍政下に於いて產業開發に逸速く參加してゐることと想像せらるるにつき、事業會社の主なるものを讀者に紹介し其の責を塞ぎたいと思ふ。之等の事業會社の有した勢力は、全南洋に英、米、蘭が投下した資本的、經濟的勢力から見れば極めて微々たるものであつたかも知れない。だが占領地に於ける敵國資產若くは敵國人の經營に係る事業は全部軍政府に於いて撰取し、邦人によつて管理經營されてゐるであらうと考へられるから、之等の海外事業會社は從來自己所有の事業の外に軍政府の命令若くは委任を受け、油田、鑛業、栽培、漁業等多くの產業に關係し、更に將來はこれ等の產業を地盤として益々發展して行くであらうと思ふ。

これ等の產業並に事業會社と、轉廢業者諸君との繫りは、遺憾ながら現在のところ何等手がかりがないので

ある。尤も民間團體——主として貿易業者の轉廢業者の南方進出に就いて、稍々計畫が具體化してゐるやうに仄聞するが、一般中小商工業の轉廢業者の進出は目下のところ考慮されてゐないのである。また事實中小商工業者が多數熱帶地に進出することの可否に就いては、疑問の餘地が多分にあることである。即ち技術者または指導者として一、二年間赴任して內地外地交互に勤務する場合は別として、熱帶地に永住することは、日本民族の將來にとつて得策でないかも知れないのである。この問題は學者及專門家を集めて充分に調査研究しなければならぬ重要課題である。だが現下の中小商工業者は——殊に自由經濟時代に育つたところの中小商工業者は、何か自由の天地が南方にあるものの如く考へて進出を熱望してゐる。隨つて將來政府が愼重に研究の結果南方進出を許可するにしても質的にも、量的にも制限を加へるであらうし、また斯る場合があるとしても將して中小商工業の轉廢業者が適格者であるか、どうかは斷言出來ないのである。唯南方進出に異常な興味を持たるるが故に、參考までに紹介するが、期待されても實現の可能性があるか否か不明である。

一、ジヤバ

金融機關—橫濱正金、三井銀行、台灣銀行等（以上スラバヤ）

商事會社—三井物產、三菱商事、野村東印度殖產、南洋商事等、三井物產、三菱商事、鐵紡サービス、千代田商會、南洋海運（以上スラバヤ）三井物產、東洋棉花、三興、大同貿易、大信洋行、達摩商會（以上バタビヤ）日本郵船、大阪商船、大同貿易（以上スマラン）

農業經營—東印度拓植（麻、ゴム）大日本製糖（甘蔗）南國產業（ゴム、茶、ココア、規那）南洋興業（茶、

ゴム）蘭領印度農林工業（シトロネラ、パチユリ）

漁業經營—大城公司

鑛業經營—石原產業（銅）

二、スマトラ

農業經營—スマトラ拓植、昭和護謨、南洋護謨、南和公司、熱帶產業、南國護謨、古河合名、台灣拓植、ボルネオ護謨（以上護謨栽培）東山農事、大倉スマトラ農場、野村東印度殖產（以上椰子栽培）

商事會社—三井物產、野村東印度殖產（以上バレンバン）三井物產（メダン）

三、セレベス

商事會社—南洋貿易、東洋棉花、セレベス興業、南洋海運　東洋棉花（以上マカツサル）南洋貿易、セレベス興業、二葉商會（以上メナド）

漁業經營—日蘭漁業、玉城組、田中商會、大城公司、大岩漁業、南洋眞珠

鑛業經營—南太平洋貿易（雲母）

四、ボルネオ

農業經營—野村東印度殖產（バンジヤルマシン護謨栽培）日產護謨、三菱タワオエステート（以上タワオ）

日沙商會、山下護謨園（以上サラワク）ボルネオ物產、南洋林業、雪本商會（以上木材）

海運會社—南洋海運（サンダカン）

漁業經營—ボルネオ水產（タワオ）

鑛業經營—協和鑛業（石油）

五、馬來半島

農業經營—三五公司、昭和護謨、日產農林、南洋護謨、熱帶產業、眞植護謨、馬來護謨（以上護謨栽培）

鑛業經營—日本鑛業、石原產業、南洋鐵鑛（以上鐵鑛）

六、昭南島（舊名シンガポール）

金融機關—橫濱正金、台灣銀行、華南銀行

海運會社—日本郵船、大阪商船、三井物產、國際汽船、石原產業

七、比律賓

金融機關—橫濱正金、台灣銀行

海運會社—日本郵船、大阪商船、國際汽船

漁業經營—南洋水產（ザンボアンガ）

農業經營—ボルネオ物產（木材）メルセデス拓植（椰子栽培）太田興業、古川拓植（以上麻栽培）比ミンダナオ木材、日比企業、ミンドロ木材（以上林業）

鑛業經營—石原產業、日比鑛業、トレード、マイニング、コムパニー

八、ニューギニヤ

農業經營―南洋興發（ダマル樹脂及棉花栽培）

九、葡領チモール

農業經營―南洋興發

十、佛領印度支那

鑛業經營―印度產業（鐵鑛）岸本鑛業（鐵鑛）印度支那鑛業、三井物產（以上無煙炭）保田洋行

右の外に昭南島、香港、マニラ等の鐵道、軌道、港灣施設、船渠、造船所、鐵工所、海運、土木等の經營は內地の事業會社が夫々擔當してゐる筈である。然し之等の事業の管理經營には、少數の技術者及指導者のみが必要であつて、何等技術を持たない若くは指導者たるべき資格のない轉廢業者が、現地で働いても效果がないのである。若し假に將來進出の時期が來たとしても、轉廢業者は大なる期待を持つことは出來ない。といふ理由の第一は南洋華僑の經濟的勢力、第二は低級な生活と低賃金、第三は熱帶地の氣候風土である。即ち少資本の企業では到底華僑に對抗出來ない。また支那苦力、比島人、ジヤワ人、馬來人及其の他の土着民の勞銀は極めて低率であるから勞務の餘地がないのである。最後には熱帶地であるために、强健な青年であれば兎も角として中年以上の轉廢業者には氣候に耐へ得られないであらう。何れにしても現在のところ時期尙早といふ外はないのである。若し技術のない者が行くとすれば大資本大企業會社の一使用人として護謨園、椰子園其の他の農園若くは鑛山の苦力監督程度の仕事しかないと思ふ。而も指導民族たるの面目を保持するために中等學校卒業程度以上の學力を必要とするのである。要するに南方進出は大東亞戰爭が終了しても、自由主義的移民として

進出することは將來とも許されないであらう。政府は之等の對策として翼贊會の經營で、南方進出者の鍊成機關を設け、內地で基本訓練三個月、台灣で熱帶訓練三個月都合六個月間訓練の上、南方開發の指導者及擔當者を養成すべく計畫中である。

四、商業集團移民

轉廢業者の中、商業―卸商及小賣商の轉廢業者は其の年齡及體力からして、勞務者として成功の可能性が薄いので、商業者は商業者としての經驗を生かし、國家に盡すことこそ國家に忠實なる所以であるとの理由から南方進出―特に商業移民として進出することを熱望せる聲を聞くのである。而も南方に進出後事業に失敗し、浮浪人に成るとも恨はしないから進出の許可を與へとの悲壯な聲さへあることは、如何に轉廢業者が南方進出に憧れてゐるか。而して其の反面に勞務者となることを厭ふてゐるかといふことを如實に示すものである。此の南方進出の熱望―浪漫主義的な海外發展の意慾に對しては決して頭から否定すべきものでなく、むしろ大いに奬勵し、且つ援助してやらなければならないことである。

然し此の海外發展の動機の裏には窮屈な國內統制經濟から逃れて、自由な天地と一想像する世界に渡りたいといふのと、現地に於いて成功したいといふ自由主義的個人主義的な觀念が基底をなしてゐることである。つまり簡單にいふと自由經濟時代の民主々義的な、若くは個人主義的な夢から覺め切つてゐない。何かしら漠然と

他から束縛されないところの自由なる世界―そういふ國土が我が占領地域内にあるとの錯覺に基くのである。

次には百數十億の巨大な資本を投下し、而して百年を費して獲得したる英、米、蘭の老大な植民地が僅か半歳にして我が武力の前に覆滅してしまつて、新興國日本の領有するところとなつた事實は何を物語るか。いふまでもなく御稜威のもと我が忠勇無双の陸海軍將兵の勳功によることであるが、其の反面には彼等英、米、蘭人が物的に南洋の國土を支配し得ても、精神的には南洋民族を支配してゐなかつたのである。即ち吾々が今、彼等の南洋侵略史或は植民史を繙くまでもなく、彼等の自由主義的な植民地經營の基礎が如何に脆弱であつたか。而して其の政策が如何に過つてゐたかを知ることが出來るのである。之を換言すると南方民族の殆ど全部が彼等に協力せず、また信服してゐなかつた事實を凝視する必要がある。

南方占領後、吾々もまた英、米、蘭人の植民政策を踏襲し、同じ方法と手段でもつて南方を經營するとせば恐らく數十年後には吾々もまたやがては彼等と同じ運命に陷ることを覺悟せなければならないのである。

此の誤れる英米人の植民政策と、今將に吾々が爲さんとする大東亞共榮圈の建設とは、其の思想と行動に於いて根本的に相反したところのものであるといふ認識の缺如によることである。

最後には南方に對する智識の不足である。唯わけもなく常夏の國であり、資源が無盡藏にあるといふことだけが理解されてゐて、其の他の重要なことは殆ど理解されてゐないといふのが事實である。尤も數十年以前から事業會社は學者や技師達を派遣して緻密に調査してゐるが、それ等の「南洋の智識と經驗」は大東亞共榮圈の建設といふ國策とは何等關聯性がない斷片的なものであつて、それを基礎として不統一な進出を企てることは

日本民族の將來を誤るものである。

以上三つの觀點からして筆者は、中小商業の轉廢業者諸君が商業集團移民として、南方に進出することは時期尚早であるといひたい、勿論吾々の有する商業資本、商業技術等物的人的施設を直に共の儘南方に移して、大東亞共榮圈内の圓滑なる物資交易に役立たせることに對しては、決して異議のあらう筈はないのであるが、所謂商人的性格を持つた者が、何等訓練を受けず、組織なく不統一に進出することは絶對に反對するものである。東亞民族の指導者、または國策遂行者として資格を具備せない者、或は統一ある組織的、集團的行動が執れない者がいくら多勢進出したとて、日本の勢力が增大するわけでなく、むしろ却つて他日華僑や土人から輕侮される時代が來るであらうと思ふのである。

隨つて若も商業集團移民として進出するならば、國内に於ける一切の商業團體が一丸となつて綜合調査機關を設け、學者、醫師、技師、經驗家等を現地に派遣して中小商業者の進出地域を調査し、恒久的な計畫を樹立する。而して内地に於いては集團移民を募集し、六ケ月以上の訓練を施す。訓練を終りたるものより現地小賣商は二家族を以つて一企業體を組織し、また現地卸商は法人組織の協同企業體として地域毎に集團を編成して派遣する。而して其の集團には必らず醫師、教師、僧侶を隨伴せしめる。

而して現地の集團移民の行動と取引は總て内地統制團體の指揮監督下に屬し、且つ移民は二個年毎に交替歸朝し再教育を受けることにする。更に移民の第二世は國民學校の教育が終ると歸朝せしめ、以後内地に於いて教育する。

大體斯やうにして集團的に進出すれば國策と一致するものと考へるのである。そうでない場合―前述の如き個人主義的、自由主義的考への人々が不統一、無組織に進出することは國家的にも、また個人的にも有害無益で斷じて進出を許可すべきものでないと考へるものである。

（一七―六―一〇記）

大阪府市に於いては豫てより、大東亞共榮圈建設に對する熱意の凝集として、官民一致の一大綜合機關の創設が要望せられてゐたが、去る五月大阪府立産業會館内に大阪府、市及商工會議所共同にて「大阪南方院」が設立された。同南方院は貿易の指導、輸出産業の指導、企業の海外進出及海外進出人材の育成等の事業を開始する計畫であるが、現在其の事業の内容及施設を讀者に報道する時期に達してゐない。然し近く準備萬端を整へ發展するさうである。因に官民協力の此の種綜合機關が設立されたことは南方院を以つて嚆矢とし、將來を期待すべきであると信ずる。

◇　◇

要するに轉廢業者諸君の轉業先は、其の轉業能力及資格からして現在のところ重要産業―就中機械工業、化學工業及滿洲開拓民の二つを措いて外にないといふことである。外にも南方開發或は商業移民といふ絶好

目標があるにしても、はつきりといへば轉廢業者諸君には其の能力と資格がないといへるのである。若しありとしても訓練と組織を必要とするために、早急の間に合はないのである。だから轉廢業者諸君は現在ここさらに未知の世界の開拓といふ冒險を敢てせなくとも、親子、兄弟、親戚、友人のゐる内地の身近の重要産業に從事することが結局に於いて得策であると信ずる。南方進出は轉廢業者諸君の子弟にして、前途ある青年の行くべき所である。

（一七―六―二二記）

第九章　勞務者の生活

戰鬪機、戰車、銃砲、艦艇其の他の兵器類、其の兵器類を造る工作機械、それ等を運ぶ船舶と車輛、更にそれ等を造るに必要な鐵鋼と非鐵金屬、火藥及工業藥品等を製造する重要産業に、産業戰士として働くことが國家としても、また轉廢業者諸君にこつても最も有意義で且つ最善の途であると述べた。

ところが重要産業に産業戰士として働くにしても、將して轉業後轉廢業者諸君の生計を維持して行くことが出來るであらうか、といふ疑問を持たるるに違ひないと思ふ。此の問題は轉業といふことが念頭に浮んだ當初から、就職直後までつきまとふ問題である。國家のため、戰勝のためとはいひながら、轉業は一時的な現象ではなくて終生の仕事であるた

めに、そう簡單に片付けてしまふことが出來ず、種々想ひ煩ふことは當然のことである。

そこで現在重要産業に從事してゐる勞務者の生活の一部を轉廢業者諸君に紹介して其の參考に供したいと考へる。元來勞務者の生活といふものは、既に冒頭にも述べた如く、一般社會人は今日まで極めて冷淡に取扱つて來てゐる。また勞務者自身も其の社會的地位及生活の向上に努力するところが少なかつた故もあらうが、低級な生活に甘んじてゐるかの如き觀を呈したのである。然し現在に於いて斯る考へは根本的に改めなければならないのである。收入の增大は必らずしも社會的地位及品位の向上を意味せないので、例へば富裕の商工業者の中にも教養の不足した而して社會的地位のない人々が大勢居つて、薄給の俸給生活者中に却つて教養と品位の高い人々が多いのを見る如く、地位と生活の向上は收入と比例しないのである。隨つて斯る意味から、勞務者の收入が中小商工

業者と比較して少ないからこいつて、生活の内容が豊富でないこはいへないのである。企業主は別こして殊に中小商工業者の商業使用人は平均して勞務者の收入と對比して低く、而も其の反對に邊幅を飾らなければならない收支の不均衡があり、更に誘惑に陷り易い境遇にあるのである。然るに勞務者生活には虛飾、虛禮の必要がなく、生活を單純化、簡易化することが出來る。

次に終生勞務者こなつて働かなければならぬかどうかの問題である。資金調整令こか、或は企業許可令こいふ法令によつて、獨立して企業を營み、若くは發展する可能性は現在のこころ鎖されてはゐるやうであるが、それも絶對的なものでなく、國防または國家社會に有用な産業であれば許可される場合もあり、將來嚴しい制限が緩和されて、有能人士の進出を認められる時代が來るに違ひないのである。更に現在數百萬圓數千萬圓の大會社の社長、または專務こして重職の地位にある人の中にも

元は一介の勞務者であつた人々が多いことは、結局勞務者こなつて働くも、また中小商工業者こして殘留するも要は人物次第—殊に運命こ努力こ誠實が完全に一致した者のみが高き地位に登り得るのである。偉大なる成功者こして大成するには、むしろ中小商工業者よりも、重要産業の勞務者の方が惠れてゐる。即ち企業の規模、活動の範圍、事業の將來性等から考へても重要産業には無限に發展の可能性があるが、我邦の中小商工業には、例へ大東亞戰爭が終結しても、經濟組織から見て發展の餘地がないのである。

見習工—熟練工—伍長—職長—技手—技師—技師長—工場長—取締役—專務取締役—社長こ累進して行く。或は技師の時に他の新設會社の專務に迎へられる場合もある。要するに誠實に努力することによつてのみ發展の機會を摑み且つ運命を打開することが出來るのである。數年後に轉廢業者諸君は今日を顧みて廢業することを惱み、而して轉職に苦勞を

某金屬工場勞務者の收入勞銀

基本給賃銀	割　増　金	家族手當	諸手當	合　　計
15141	7873	1200	3722	27936
12393	6444	300	3103	22240
12092	6287	600	926	19905
10102	5253	600	792	16747
12578	6540	300	998	20416
6926	3773	ナシ	1206	11905
5032	2616	300	853	8801
7033	3657	1200	1693	13588

したが、轉職して見れば仕事も却つて才能に適し、且つ生活も今までの中小商工業者としての當時よりもよかつたと思ふ人もあらうし、更に數十年後には偉大なる人物が其の中から出現すかも知れないと想像すると實に愉快である。希くば轉廢業者諸君が全部さうなることを望む。

例の一　汽罐工　元來勞務者の生活は最初ごく僅かな勞金收入から始められるのであるが、長年勤務して收入が增加し現在では世間から產業戰士とまで謳はれ、中には高等官位の收入を得て相當の貯蓄もなし、子女の教育も立派に出來る身分になつてゐる勞務者のあることを聞くとき、實に勞働の神聖と汗の尊さを、まさ〳〵と感ずるのは誰しも同じ思ひであらう。この現實を物語る一例として、某金屬工場に於ける二

某金屬工場勞務者の收入勞銀

職　種	年　齡	勤續年數	扶養家族	作業日數	日　　給
汽罐工	52才	26	4	25	496
倉庫係	54	26	1	26	351
鑄物工	51	23	2	28	323
倉庫係	45	16	2	23	241
機械工	55	22	1	28	359
鑄物工	27	9	ナシ	26	200
製鋼工	37	5	1	20	172
製鋼工	36	1	4	25	177

三の勞務者の月收を揭げて見ると、年齡五十二才で、扶養家族四名、勤續年數は二十六年、日給四圓九十六錢、一日の實勤時間が殘業を合して十一時間、一ヶ月の作業日數二十五日、皆勤して基本賃銀が百五十一圓四十一錢になる。それに割增金が七十八圓七十三錢と諸手當三十七圓二十二錢、家族手當十二圓あるから合計二百七十九圓三十六錢になるのである。長男は大學へ、長女は高女へ、次男は中學へ十分に出せる位の生活程度の收入と稱してさしつかへがない。

例の二　機械工　次に勤續年數二十二年、年齡五十五才扶養家族一名で日給は三圓五十九錢で皆勤すれば基本賃銀が百二十五圓七十八錢、割增金六十五圓四十錢、諸手當九圓九十八錢、家族手當三圓等がつき合計二百四圓十六錢になるのもある。夫婦二人の生活としては羨ましい位の收入で、心がけ次第では貯蓄も相當に出來、また貸家の數軒も持ち得て老後を安樂に暮し得る人達である。

例の三　製鋼工　次に年齡三十六才で勤續一年、扶養家族

四名、日給一圓七十七錢の者で皆勤して、基本賃銀七十圓三十三錢、割増金三十六圓五十七錢、諸手當十六圓九十八錢、家族手當十二圓、合計百三十五圓八十八錢になるのである。その上に數々の福利施設があるから、一流の工場で眞面目に勤務して居れば、大船に乘つた心地で安心の出來る生活をなし、日々を愉快に精勵してゆけるのである。

例の四　請負制度　また世上傳ふるところによれば、多くの工場の中には熟練工に對して、その仕事を請負制度で働かすので、作業能率のよい時は月收數百圓に上り、ために九尺二間の棟割長屋にソファーが持ち込まれたり、電氣蓄音機が鳴り出すと云ふ異變振りで、子供が燒芋買ひに百圓紙幣を持ち出すなどゝ、新聞の三面記事の種になつたこともあるが、まんざらでも無い話である。それほどまでに持てはやされる現在の勞務者は、全く時代の寵兒であるといはねばならぬから、調子外れの行狀は大いにつゝしんで、堅實に國策の線に添つてその惠まれし職分を果すべきである。職に貴賤の別なしと訓されてゐた過去の勞務者達は、なほ一抹の陰を殘した生活のやうでもあつたが、現在重要産業に從事する産業戰士は最も生甲斐のある然も忠實なる陛下の赤子として有意義なる職分であることは、もはや蔽ふことの出來ぬ事實となつたのである。

例の五　生計費　中小商工業者が勞務者に轉職しても、最初から前記の如き高額の收入を期待することは出來ない。隨つて轉廢業者諸君は轉職と同時に、生活を更新し、今までの習慣や惰性に囚はれずに生計費の支出豫算を組立てる必要がある。そこで主人夫妻に老母と國民學校初等科五年生の長女、同一年の長男の五人家族の一勞務者を例にして、其の支出豫算を編成して見ると次の如くである。

月收百三十五圓八十八錢、家賃は十七圓、玄關二疊の外に三疊に四疊半の三間であるが、老母と長女は三疊に、夫妻と長男は四疊半に寢ることになり、小じんまりした住居、工場の近くにあるので交通費がいらぬ。食料費として米代十八圓、副食物費は一日一圓として一個月三十圓、多い日と少い日とあるが平均してゆく。住居費として電燈、瓦斯、水道、衞生費等にはどうしても十圓は入るので、瓦斯は出來るだけ注意して使用する。塩、醬油、味噌、砂糖、經節等の調味料にも三圓位はかゝる。主人は酒は飮まぬことにしたが、煙草代に五圓、子供の菓子代と果物代に五圓、入浴料、散髮代等に三圓、教育費に十圓、交際費に五圓、衣服費として子供の身の廻り品等を加へると十圓は入る。町會費貯金と隣組の常會のある都度在鄉軍人會費、警防團費、青年團費等の會費とを合して五圓、債券も十圓の割當は引請ける。娛樂費として、子供を伴れてハイキングに出かけるのが月に二回である、一回五圓として二回で十圓、外に雜費十圓、計百五十一圓となるから、差引して十五圓十二錢の赤字になる。轉廢資金が貯金してあるから、當分の間は其の中から補充してゆくことにして、漸次生活を改善すると共に、收入も增すことに努力し、妻も手內職なり、裁縫をすれば、餘裕を生じて來ることになる。何れにしても借金と、やりくり算段に苦んだ時代よりは氣樂であり、安易な生活になることは事實である。寢れば一疊、座れば半疊と云ふことがあるが、働くことが少しでもお國のために役立つと云ふことが何物にも代へがたい喜びである。

前記事例によれば轉廢業者から見た勞務者の生活なるものは、決して

悲觀すべきでなく、むしろ中小商工業者の激しき競業時代のことを想へば、安定性を持つだけ強味がある。外觀は一家の主であり、企業主こしての誇を持つてゐても、內部では企業經營の才能がないために四苦八苦してゐる中小商工業者が多數にゐるのである。唯世間態を繕ふ以外に現在の企業を固持する理由は認められない場合が多々あるのである。斯る人々は產業戰士に轉向することによつて、物心兩面の安定した而して幸福な生活を營み得られる。然しながら轉廢業に直面した人々が實際に今日から產業戰士になつた場合、差し當り收入は少く、從來の自由產業に從事してゐた時とは萬事に相違を來すことは當然であると思ふのである。そこで今一應考へねばならぬことは物質的方面でなく、矢張り精神的、內面的に自覺したところの、生活理念の是正が一番無理のない進み方であると思ふ。明治、大正、昭和と急速に外來思想を鵜呑みにして、一にも二にも拜金主義を謳歌する傾向に立ち至つたために、總てに金を尊んで

物を粗略にした生活―一合の米より金五十錢の方が有難いと云ふ間違つた思想に墮ちてしまつたのである。吾々の祖先は物資不足と、不作凶作の際の苦い經驗を度々嘗めてゐて、物の有難味をしみ〴〵と痛感して、物を尊重し物を生かす生活に於いては實に徹底したものであつた。大東亞戰爭は國民の生活をして、從來の拜金主義より一轉して、物の大切なることを大いに認識させたのである。巨萬の富を持つてゐても、寒風に曝され、街頭に堵列しなければ燒芋一つすら買ふことが出來ないのである。これを一時的現象として看過せないで、誤れる黃金萬能の世相に對する一種の天警と觀て、天物謝恩の念のもとに、かつて吾々の祖先の踏んで來た眞の人間生活に歸るべきである。斯くして勤勞の喜と生產の誇に滿ちた意義ある勞務者の生活が始るのである。

（一七―六―三〇記）

第十章　勞務者の保護

轉廢業者諸君が高度國防國家建設のために、其の一役を買つて産業戰士となり、或は興國農民となつて働く。而も生活は決して悲觀すべきでなく、從來の中小商工業經營時代の不自然且つ不規律な生活と比較してむしろ安定性があり、規律正しい生活を營むことが出來る點に於いて優れてゐることを理解されたであらうと信ずる。然し最後になほ一つの疑問を持つ。それは勞務者生活が安全であらうかといふことと、體力が衰微した老後の生活はどうなるかといふ不安である。これは尤もなことであつて、從來の中小商工業者としての生活から見れば、斯る不安の念を抱くことが當然である。

第一の不安は、折角産業戰士に轉換しても、重要産業は大東亞戰爭後

に於いてもなほ繁榮を持續するであらうかといふ疑問である。換言すると戰爭が終結すると大量に解雇されはしないかとの心配である。然し我邦の重工業は現在發展の初期段階にあつて、決して飽和狀態に達してゐない。若し假に戰爭が早急に終つたとしても、大東亞共榮圈内の尨大なる國土と其の民族を保護するに必要な兵器、運輸交通に必要なる船舶、車輛、自働車、航空機等は全部我邦が供給せなければならない。更に通信機關としての有線無線電信電話、道路、河川、港灣の土木工事に必要なる土木機械、鑛山、農業、漁業の資源開發に必要なる機械器具から東亞十億の民族の生活に必要なるラヂオ、蓄音器、建築用品、電氣器具、自轉車、裁縫機、印刷機、食料品製造機械器具、織機等を數ふるならば重工業の前途遼遠なることを知らるゝであらう。隨つて我邦の重工業が將來數十年の間にかつての自由經濟時代の如き恐慌とか、不況が來るのではないかといふ不安は、單なる危憂に過ぎないのである。

第二は勞務者の作業が危險ではなからうかと云ふ不安である。成る程作業場には數千馬力の電動機が唸を發して回轉し、怪物の如き巨大な機械が噪音を立てゝ運轉してゐる。眞紅の熔融鐵、灼熱の鐵塊等見る物、觸れる物、恐怖を感じる物ばかりの中で、將して落ついて仕事が出來るであらうかと經驗のない者はさう思ふであらう。無理のない心配である。だが作業をよく理解し、習熟すれば經驗のない素人が危險を感じるやうなことはなく、むしろ働く者にとつては怪物の如き機械にも一種の力強い構成美を感じ、噪音の中からも旋律的な音響を感じるものである。見た眼には黑色、褐色、灰色の作業場にも男性的、勢力的な美しさと頼しさを感得するものである。では危險が絶無かといへば不注意、怠慢、過勞、無理解、未熟、精神的弛緩等によつて死傷する場合がある。ごの程度の災害率になるかといふと昭和十三年度の統計によれば、全工業で死亡が一萬人の中二・七人、重傷が八七・四人、輕傷が二九九人の割合で

あつて、其の中機械器具工場では死亡三五人重傷一三三人、輕傷五六二人の割合になる。然し之は決して驚くに足りない數字であつて、我邦の結核死亡率は大體人口一萬人に對し一〇人の割合であり、また交通事故による死傷は一個年五萬人に達してゐることゝ、比較すれば、勞務者の作業が必ずしも危險だとはいひ得ないのである。即ち素人が危險を感じる作業でも、其の死傷率から見て、むしろ日常生活の不注意、不衞生或は無智による病死、若くは交通事故による死傷の方が却つて多いので恐れることはない筈である。

第三には疾病、傷害、死亡の場合、または老衰して働けなくなつた時にどうして呉れるかといふ心配である。定額の僅かな收入では傷害、罹病の手當も困難ではなからうかと考へる。だが斯る心配は無用である。國家は莫大な費用を投じて勞務者を充分に保護し、且つまた事業會社は優秀なる勞務者を集めるために、福利施設を完備してゐるのである。そ

こで國家の保護施設並に福利施設を以下簡單に紹介する。

府縣及び其の警察管下の各種工場に於いては、國家の定むるところの法規に從ひ、企業主と從業員との間に健康保險、退職積立金、勞働者年金保險等の積立金が爲されてゐるのである。以上の外に工場法に依る各扶助關係は夫々勞務者に對する有力なる保護施設であり、また總動員法に依る技能者養成令は機械、器具、金屬、化學方面の勤勞技能者に對する昇進の途を拓くものにして、其の他戰時災害保護法等殆んど枚擧に遑なき情態である。要するにこれ等幾多の福利、保護施設の有る所以は、今後の産業戰士がいかに國策に重大なる役割を持つものであるかを如實に物語つてゐるのである。

一、傷病保護施設―健康保險　健康保險は社會保險の一つであつて、少額の收入によつて生活する勤勞者に對し、其の傷病、死亡または分娩の場合等に、一定の給付を爲して其の保護を圖る施設である。

而して健康保險の目的及効果が何處にあるかと云へば、一般に勤勞者階級の人々は自己の勞働力即ち身體一つを資本として働き、此の收入に依つて自分は素より其の家族の生計を維持してゐるのであつて、此の資本たる勞働力を維持するには其の人の健康が最も大切なものである。殊に働く人達は普通一般の人達と異つて、機械や藥品や或は衞生上餘り良くない材料を取扱つたり、危險な作業に從はなければならないので、自然他の人達に較べて病氣に罹つたり、怪我をする機會が多いのである。而して是等の事故を起すと醫師の診療等が是非必要で、これに費用が仲々要るのであつて、なほ其の上業務を休むとそれ丈け賃銀や給料が減り、之がために澤山貯へのある人は兎も角、普通では自分は素より、一家全體の生活は非常に脅かされる結果となるのである。

そこで此の樣なことを防ぐにはどうしても之等の人々が多數一團となつて、平素から僅かな金を出し合ひ扶け合ふ仕組を作つて、いざと云ふ場合にはお互に何等の心配も不安もなく、十分な保護を受ける事が出來る樣にするのが最も良い方法である。健康保險は實に此の仕組に依つて多數の人々が一團となり、相互扶助の精神に基いて作られた勤勞者其の他少額所得者の保護施設であつて、之等の人の外にその事業主及政府が加はつて一つの組織體を作り、これに依つてその人々が前に述べた樣な事故が起つた場合に、無料で醫師または産婆の手當を受けしめ、また傷病、分娩のため業務を休み收入がなくなる樣な場合には、賃銀、給料に代る手當金を支給し、また死亡の際は、埋葬料を支給して生活に不安のない樣にすることを手段として、勤勞者其の他少額所得者の福利を增進し、一般的には能率增進に依り事業の振興を助成し、ひいては國家の圓滿なる發達を期する所の社會政策的制度である。

保險料は被保險者と事業主とが各二分の一宛負擔するが、保險料は極めて低率である。事業主は被保險者の賃金を支拂ふ際に其の保險料を控除して、其の前月分の保險料を、最寄健康保險出張所へ納金するのである。

被保險者が疾病に罹り、または負傷をした場合は、療養の給付を受ける。而して傷病の重きものであれば、病院に收容することもある。また被保險者が療養のために勞務に服することが出來ないときは、其の期間標準報酬日額の六割に相當する金額を傷病手當金として支給される。右に揭げた療養の給付及傷病手當金の支給は同一の傷病であれば、百八十日迄を限度として支給される。なほ療養の給付の期間が滿了した場合でも、例外として罹續診療と稱して被保險者が他の法律の規定に依り、事業主より扶助を受くべき者（例へば工場法に依

り事業主より扶助を受くべき者）である場合に於いて、其の事業主から、またこれ以外の場合に於いて療養の給付に要するところの費用を、後日返濟することを條件として、適當な擔保を保險者に提供するか、または其の返濟に付、他の確實なる方法を定めて、本人なりまたは第三者より、保險者に對し繼續して療養の給付をせられ度き旨の申請があれば、保險者は特別に之を承認し、繼續して療養の給付をすることがある。而して前述した前段の場合に要した費用は、保險者に於て事業主より之を徵收するのである。

分娩に關する場合の給付は、被保險者が分娩した場合には、分娩費として二十圓を支給する。現在では普通は助産の手當と云つて健康保險産婆をして、被保險者の分娩を無料で取扱はしめ、または難産の場合には産院に收容する。此の時には支給すべき分娩費の額は十圓である。また分娩前二十八日、分娩後四十二日の間に於いて休業した場合は、其の期間標準報酬日額の六割に相當する金額を出産手當として支給される。

二、退職積立金　退職積立金及退職手當法が、昭和十二年一月一日から實施されて居る。從來から我國の工場や鑛山では、勞務者の解雇、退職に際しては一定の手當を支給するといふ慣行が相當廣く行はれてゐる。この退職手當の制度は我國獨特の美風であり、これを法律化して其の普及を圖り、其の内容を合理的にして、支拂を確得しようといふのが、この退職積立金及退職手當法である。つまり平素から其の支拂準備のために積立をさせて置いて生活の安定を圖り、勞務者の福利を增進し同時に産業の健全なる發達を期さうとするのにある。

退職積立金といふのは、勞務者が賃金の百分の二を割いて、積立金として貯金して置くものをいふので、事

業主が勞務者に賃金を支拂ふ場合に、其の百分の二だけ差引いて置いて、之を勞働者の名義で郵便局や銀行に預け入れて置くのである。この貯金や預金は勞務者が退職した場合に、始めて其の金の拂戻を受けることが出來ると言ふ一種の强制貯金である。退職積立金の所有權は勞務者に在るのであるから、勞働者がどんな事由で退職しても、退職の際は金額の拂戻を受けることが出來るのである。

退職手當積立金といふのは、事業主が勞務者の退職の場合に與へる手當である。從つて勞務者の賃金の中から積立てる退職積立金とは全然別個に計算するのである。即ち事業主が、勞務者の賃金の百分の二だけの金額を積立てるのである。この法律が施行されてからは五十人以上の勞務者を使つてゐる事業主は、退職手當を與へなくてはならぬ義務があるので、其の退職手當の金額は同一の工場、鑛山に勤續した年限に應じて增加するのである。また同じ年限勤續して退職した勞務者でも、その事由で差別がある。事業の都合で解雇せられた場合が一番澤山の手當が支給せられ、病氣のために已むを得ず退職となる場合がその次に、また自分の勝手な都合で退職した場合には、事業主の考へで三年以上勤續した者は半額か三分の一の程度に減額せられる事もある、三年未滿勤續した者は退職手當の支給が無いこともある。また勞務者が惡い事をした爲めに、懲戒解雇となつた時は、勤續した年數の長短にかゝはらず手當は貰へないのである。

三、養老及遺族保護施設―勞働者年金保險　勞働者年金保險法は我國の劃期的勞働保護法として、關係各方面の多大の要望を擔つて、第七十六回帝國議會の協贊を經、昭和十六年三月十日法律第六十號を以て公布せられたのであるが、之が關係諸法令の制定公布と共に、愈々昭和十七年一月一日より其の一部が施行せられ、

また同年六月一日より其の全部を實施されたのである。

惟ふに勞務者は自己の勞力を以て、生活維持の唯一の手段として居るのであるから、老齢、癈疾及死亡等は其の勞力を減退せしめ、或は喪失せしめて、勞務者の生活を不斷に脅かすものである。從つて是等の事故に際して勞務者の生活を保障し、勞務者の明日の生活に對し安心と希望とを與へ、勞務者をして專心其の職域に奉公せしむるが如き國家的保護の施策を講ずることが最も必要である。

茲に於いて工場、鑛山等の勞務者を對象とし、其の老後及癈疾時に於ける生計を保障すべき目的を以つて、所謂年金制度を主眼とする勞働者年金保險制度が制定せられたのである。即ち勞働者年金保險制度は生産擴充のため懸命の努力を續けて居る全勞務者に對して、國家として其の生活に保障を與へ、一塊でも多くの石炭を、一台でも多くの機械を生産するやう努力して貰ひ、以つて高度國防國家の建設に寄與せしめやうとするのである。

保險給付及福祉施設に關しては、本保險の被保險者または被保險者であつた者の老齢、癈疾、死亡または脫退を保險事故として、養老年金、癈疾年金、或は癈疾手當金、遺族年金または脫退手當金等の給付を爲すことゝしてゐる。而して養老年金、癈疾年金及遺族年金の支給は、之を支給すべき事由の生じた月の翌月から始め權利消滅の月を以て終ることになつてゐる。而して保險料は、事業主と被保險者とが各保險料の二分の一を負擔することになつてゐて、前月の保險料を每月末日に各健康保險出張所へ納付することになつてゐる。例へば標準報酬月額百五十圓に對し、保險料は每月九圓六十錢を要し、內事業主は四圓八十錢、被保險者は四圓八十

錢の各半額を負擔する。此の勞務者が老齢に達して退職し、或は傭雇せられた場合に、被保險者であつた期間が二十年以上二十一年未滿であるとして、その全期間の平均標準報酬年額壹千貳百圓に該當するものと假定すると、其の年額の百分の二十五に相當する金額參百圓を養老年金として、健康保險出張所から年四回に別けて支給されることになるのである。支給期間は五十五才を超えたときから其の者の死亡に至る迄である。遺族年金は、死亡者が支給せられる金額の二分の一に相當する金額を十年間支給される。癈疾年金は、三年以上被保險者であつた者が癈疾となつた時に、其の癈疾の狀態により終身癈疾年金を支給し、或は一時金として癈疾手當金を支給するのである。また被保險者が養老年金を受くる資格を得ずして、中途で保險關係から離脫した場合には、一定の條件の下に脫退手當金を支給することになつてゐるのである。

四、待遇保護―榮養問題　人的資源保護の見地より厚生省が指導的方針を取つた問題は榮養問題である。我國の勞務者の衞生狀態の完全でなかつたこと、これが改善の急務なることは今更呶々を要せず、また其の最も重要なことは榮養の改善にあること、これも厚生省及び民間の調査に於いて明かにせられたところである。政府はこの點について左記の如き通牒を地方長官宛に出して居る。（勞務者榮養指導ニ關スル件厚生省發勞第七二號昭和十五年十一月四日厚生省勞働局長、同衞生局長通牒）

「標記ノ件ニ關シテハ夫々御配意中ノコトト存ゼラルルモ勞務者ニ必要ナル熱量、蛋白量ノ最少限度ハ男女別、作業ノ强度別ニ依リ別表ニ依ルヲ適當ト被認候條勞務者ノ榮養指導ニ當リテハ右表ヲ基準トシテ事業主ヲ指導セラレ以テ勞働力ノ保全增强上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

追テ本件ニ關シテハ勞務者ノ家庭ニ對スル指導ヲモ必要ト認ムルモ差當リ事業場ニ於テ給スル食事（事業主ガ飲食店業者トノ契約ニ依リ給スルモノヲ含ム）ニ付指導ノ重點ヲ置カレ度

尙此ノ際炊事施設ヲ有スル事業場ノ炊事係員ヲシテ榮養ニ關スル知識技能ヲ習得セシムル樣措置セラレ度

別表

勞務者一日所要熱量及蛋白量表

性別	男子		女子	
熱量及蛋白量 / 作業ノ強度別	熱量	蛋白量	熱量	蛋白量
甲作業	二、四〇〇カロリー	八〇瓦	二、〇〇〇カロリー	六五瓦
乙作業	二、六〇〇カロリー	九〇瓦	二、一〇〇カロリー	七〇瓦
丙作業	三、〇〇〇カロリー	一〇〇瓦	二、四〇〇カロリー	八〇瓦

備考

一、献立作成に際しては右熱量、蛋白量の外ビタミンA、B、C、D及無機質（カルシユウム、燐、鐵）等を含有する樣考慮すること

二、右表は成人男女を基準としたるを以て二十歳未滿の發育期に在る勞務者を多數使用する場合に於ては蛋白量を右表の約二割增とすること

三、事業場に於て朝食又は晝食のみを給する場合は右表の三分の一以上、夕食のみを給する場合は右表の百分の三八以上とすること

四、作業の強度例並にビタミン及無機質を比較的多量に含有する食品例は附表の通りに付參照のこと（附表略）

附記　作業の強度例

甲作業	乙作業	丙作業
仕上作業（小物）	旋盤作業	壓延伸張作業
組立作業（小物）	金屬プレス作業	鍛冶作業
檢査作業	ボール盤作業	鋲打作業
プレス作業（小物）	中グリ作業	撓鐵作業
分析作業	研磨作業	塡隙作業
寫圖作業	齒切作業	壓延伸張作業
調整作業	フライス作業	鍛冶作業

製圖作業	平削作業	鋲打作業	
試驗作業	形削作業	撓鐵作業	
實驗作業	熔接作業	塡隙作業	
光學ガラス作業	撚線作業	採鑛（採炭）作業	
	粗紡作業	支柱作業	
	織布作業	石切作業	
	織糸整經作業	掘鑿作業	
	撚合糸作業	運搬作業	

五、生活援護施設　職業轉換を要する中小商工業從業員に對する生活援護（厚生省發職第二七號昭和十七年二月十四日厚生次官）中小商工業の從業員にして、離職中生活困難を來す虞れある者に對し、其の者が就職を爲し得るまでの期間、生活援護を爲し、各國民職業指導所に於いて、其の援護期間內に轉職指導斡旋に努むることになつてゐる。支給の範圍は（イ）時局の影響に依り職業轉換を餘儀なくされた者（ロ）中小商工業の從業者に限る（ハ）離職中にして直に就職困難なるもの〻中、生活困難または生活困難の虞れある者（ニ）國民職業指導所に求職申込みを爲したる者に限る、扶養家族數が無き場合一世帶一日支給額五十錢、同一人ある者には八十錢、同二人ある者には一圓十錢、同三人ある者には一圓四十錢、同四人ある者には一圓七十錢同五人ある者には二圓、以上の外國民職業指導所長に於いて特に生活困難と認定したる者に對しては、扶養家族の有無、扶養家族數にかゝはらず一世帶一日貳圓以內支給することが出來るが、但し一世帶一日平均支給額（要生活援護者に對し給與したる額の平均を謂ふ）は壹圓參拾錢を超過せざる樣に留意することになつてゐる。また支給期間は一ケ月以內なるも特に國民勤勞訓練所の入所者に對しては入所中も支給し得ることになつてゐる。

六、勞務時間の制限　昭和十四年に公布せられた勞働保護法としては、國家總動員法に基く工業就業時間制限令、賃金統制令、賃金臨時措置令及廣義の勞働保護法的意義をも含むとみられる地代家賃統制令の諸法令が擧げられるのである。工業就業時間制限令は事變下の軍需産業に於ける勞働力維持の見地から、從來法的保護の外に放置せられた成年職工のうち、軍需産業部門所屬のものに對する勞働力保全策の一項として、就業時間は大體十二時間程度に止めることに指示されたが、其の後の實情は相當就業時間の延長に因つて、災害疾病の增加の傾向があるので、昭和十六年三月工場就業時間制限令が公布されたのである。同令は國家總動員法第六條に基く勅令であつて、その概要は左記の如くである。

一、この制限令の適用を受けるものは、機械、船舶車輛、器具及金屬品の製造業と金屬精錬業の五事業で、その工場は全國で約千七百、勞務者は約八十萬と推定せられる。

二、十六才以上の男子職工に、一日十二時間以上就業さすことを許さず、また月に少くも二回の休日を設けさ

せ、尙一日の就業時間が六時間を超える際は少くとも三十分、十時間を超える時は一時間の休憩時間を與へることになつてゐる。

七、賃金統制令　軍需關係產業の殷盛に伴ひ、勞務賃金が甚しく不統制、亂調、昂騰の傾向を示して、生產力の擴充に障害を來さんとする狀態に立ち至り、これを是正するため、其の對策として物價統制と相俟つて勞務賃金の統制の必要となつたのである。更に熟練工爭奪現象の發生に對し、勞働力配置と生產政策遂行に伴ふ從業者雇入制限令の實施となつたが、經驗勞務者の爭奪が一層激化され大戰勃發の新しい情勢に直面して、物價安定應急措置に照應せる賃金臨時措置令は、原價計算に基く適正價格を樹立するため、價格の構成要素として運賃、地代等と同樣な意味で賃金の引下げをなさんとの主旨で制定されたのである。本令の適用を受けるものは工場、鑛山の勞務者を初め土木建築業、交通運輸業、農林水產業等生產方面の事業に從事する勞務者及物品販賣業、銀行業、信託業、保險業、無盡業、倉庫業等商業方面の事業に從事する勞務者に限られてゐる。其の後賃金統制令の改正勅令が出て、賃金の一般水準の昂騰を抑制すると共に、賃金の凹凸を調製し、最低賃金、最高初給賃金、最高賃金が制定されたのである。

八、賃金臨時措置令　賃金統制令が專ら初給賃金標準額の決定を中心課題とするのに對して、第二次世界て來たので、その初仕給を一定規準を以て統制する必要が生じたわけで、かくて、賃金統制令が制定されるに至つたのである。同令の適用を受くる工業は、機械製造業、器具製造業、船舶車輛製造業、金屬品製造業並に金屬精鍊業の五種であつて、之に鑛業が加はるのである。

九、勞務者の住宅　工業都市に於ける住宅の不足に對處して、政府は勞務者住宅建設損失補償制度を制定した。これは地方公共團體が軍需產業、生產擴充產業及びその附帶事業に從事する勞務者のために、住宅を建設したことによつて損失を受けた場合に、政府がその二分の一に相當する金額を補償すると云ふ契約を締結なし得ることを內容とするものである。其の事業としては、東京府外十五府縣に於て勞務者住宅向のもの二萬二千五百九十二人分、共同宿舍五萬四千二十三人分、併せて七萬六千六百十五人の勞務者を收容する住宅を會社、工場、鑛山をして建設せしめ、小規模の工場に對しては、地方公共團體が住宅建設に當り、更に十六年度より五年間に三十萬戶の住宅建築を目標に、住宅營團と貸家組合を設立し、水道、瓦斯、電氣、市場、食堂、浴場保育所、授產場其の他の厚生施設を完備したる保健衞生に適する勞務者住宅が建設されつゝあるのである。

十、工場法　工場法は元來工場の作業が勞務者に及ぼす危害の豫防並に救濟するため、工場の設備及事業方法に取締を加へ、其の他勞務者保護に必要なる諸種の義務を事業主に負擔せしめる法律であつて、常時十人以上の勞務者を使用する工場、事業の性質上危險なるもの、または衞生上有害の虞ある工場に適用され、就業時間の制限、工場及附屬建物等の安全、衞生、風紀の取締、災害扶助、契約保護等を規定し、工場監督官が工場に臨檢して、嚴重に事業主を取締り、同法律の實施を勵行させてゐるのである。隨つて現在工場に於いては、以前の如く勞務者の作業が、電動機、機械等の危險にさらされたり、建物の不完全による危險、不衞生といふこともないのである。總て安全裝置、豫防裝置、衞生設備等整へられてゐて、心配なく作業が出來るやうに、官廳が保護監督してゐて呉れるのである。尤も工場法公布當時には、不心得な面して勞務者保護に無理解な事業

主もあつて、各地で檢擧されたこともあつたが、現在では斯る事業主は皆無といつて然りである。むしろ事業主が自覺して官廳から取締を受けるまでもなく、自ら進んで工場設備の改善に多額の費用を投じ、産業能率を増進してゐるやうな有樣である。殊に大工場に於いては競ふて模範的理想的設備を施して、工場參觀人に誇示するやうになつてゐる。

十一、福利施設　事業主が事業の合理化經營の一手段として、生産能率の增進並に勞務者生活の向上を計るため、企業採算の範圍内に於いて、工場内に設けたる保健衛生設備、醫療設備、危險災害豫防設備、教育設備、娯樂設備、住宅及寄宿舍設備、乳幼兒保護設備、食堂及物品供給設備等一切の福利施設を謂ふのである。然し將來福利施設なるものは、企業利潤の有無に拘はらず、工場設備の絶對條件として、如何なる工場にも設けられる時代が來るものと考へる。即ち事業主の溫情主義とか、また反抗運動の緩和政策としての一方的任意的な施設ではなくて、勞資一體となつて產業報國に邁進する共存共榮の新らしい精神から出發した施設が爲されるであらうと思ふ。事實事業主が斯る精神を持ち、勞務者の幸福を增進するのでなければ、優秀且つ善良な勞務者は集らないであらうと想像される。

某電氣工業株式會社の福利施設は、經濟施設として日用品廉賣所、直營食堂の經營があり、朝、夕、晝食を各十錢で供給し、教養施設として修養講習會、講演會を開催し、更に工長教育、職業教育、青年學校、技能者養成所、圖書室等を設け、且つ月刊雜誌を配布してゐる。體育施設としては體操、テニス、野球、陸上競技、相撲、武道、弓道、卓球等があり、慰安施設として運動會、祭典、クラブ、音樂隊、蓄音器、ラヂオ等の催し

と設備がある。また保健衛生施設として防火、防潮設備、非常事變訓練、安全裝置、健康診斷、豫防注射、健康相談、救急設備等の外に立派な全科の附屬病院がある。斯る完備したる福利施設が、何れの工場にもあるとは考へられぬが、轉廢業者諸君は高額の收入を望むよりも、むしろ斯る施設のある工場を選定されることが必要であると考へる。要するに事業主が勞務管理にどの程度の誠意と眞實を披瀝してゐるかを見る必要がある。換言すると事業主が勞務者を資本家、經營者、技術者と同等水準にある事業構成要素として認めてゐるか、若くは單に勞力として唯物的に取扱つてゐるかといふ點である。若し事業主が後者の場合には勞務者は不幸なる生活に甘じなければならないであらう。また前者の場合には勞務者として安住の世界である。

以上の勞務者保護施設は萬全であるとはいひ難いが、然し之等の施設は極く最近に設けられたもので、筆者の青年時代—自由經濟の華かなり し時代にはなかつた。實際當時の勞務者達は不安定な生活であつたのであるが、それから見れば現在は非常に改善されてゐる。なほ將來は勞務者の國家的重要性から更に一段と保護が加へられ、また事業主も科學的勞務管理の必要上福利施設の整備と勞務者保護に主力を注ぐことが、事業目的達成の最大要因となることを認識し、諸施設を益々完備するであ

らうから、此の點轉廢業者諸君は安心されてよいと思ふ。

また轉廢業者諸君は國家の保護政策は別として、就職前に於いて充分に事業主の福利施設、待遇方法其の他勞務者保護に關する諸施設を調査する必要があつて、目前の利害得失や感情に囚れることなく、冷靜な立場からよく事業主の營業政策を檢討せなければならない。即ち事業主が勤勞の尊さをどの程度理解してゐるか。勞務者に對しどのやうな情愛を持つてゐるかといふことを知る必要がある。金錢物質による優遇は一時的のものであつて、指導者（事業主）の精神的優遇は永續的のものである。之を簡單にいへば「勞務者全員が事業主を敬慕してゐる工場」が理想的であるといひ得るのである。

（一七―六―二記）

むすび

以上でもつて中小商工業者の轉廢業に關係ある諸問題を悉く網羅し、其の內容を漏れなく紹介したつもりであるが、轉廢業問題は實際現在は計畫準備時期であるから、將來の發展と情勢により、轉廢業諸施設も向後增設されるであらう。また重要法令の公布により政策の一部が變更される場合があるかも知れない。然し何れにしても中小商工業者の大部分が轉廢業することには斷じて變りはないのである。隨つて本書の內容も部分的には訂正せなければならぬことが生じても、一貫したる精神と全體的な目的には將來とも改變する必要はあるまいと思ふ。

◇　◇

大東亞戰爭下に於ける轉廢業の意義と其の目的、轉廢業施設の概觀、

轉業能力の判斷、金融、補導、斡旋の諸施設の利用方法、重要産業と滿洲開拓等廣範圍に亘つて轉廢業者諸君は豫備智識を持たるる必要がある。斯る意味で本書は充分とはいはないまでも、其の幾部分の役割を果したものと考へるが、以上は所詮紙の上での議論であつて、轉業するか、しないかは一に轉廢業者諸君の勇氣と熱意如何にある。また轉業轉職後成功するか、しないかは轉業者諸君の向後の努力と誠意如何にある。希くば轉廢業者諸君が、ためらふことなく、絶大なる勇氣を以つて潔よく轉業されんことを熱望するものである。

◇　◇

永い間の資本主義的自由主義的經濟機構と民主々義的個人主義的思想に災されて、吾々は指導者の指揮命令によつて集團的行動を爲すことを、あたかも個人の名譽を傷け、意志を蹂躙されるが如く考へて、斯る行動を忌避する習性があつたが、將來は如何なる行動も總て集團的に行はれ

るに違ひないから、轉廢業者諸君も個人單獨の行動を愼んで、飽まで團體として轉廢業を爲し、訓練を受け、諸施設を利用し、且つ就職するのが最善の方法であると信ずる。事業主の中には國家の重要産業に從事してゐるといふものの、まだ時局を認識してゐない舊體制の人々があることは事實である。隨つて誤つて斯る工場に就職した場合にも、團體として就職して居れば官廳其の他の交渉に際しても萬事に便宜が多いわけである。

◇　◇

中小商工業者の轉廢業を妨げる原因は第一に從來の生活程度が勞務者よりも高い——それは眞に文化的な價値ある生活といふ意味ではなく、生計費が嵩ばつてゐたこと、第二には勞務者の社會的地位が低いこと、第三には中小商工業者は事變と戰爭とにより、甚大なる打擊を被つたことはいふものの、事變の變態インフレにより相當多額の貯蓄をしてゐること、第四は轉廢業者の家族も勞務に從事してゐたために企業主だけでなく、

其の家族全部も同時に轉職する必要があること、第五は住宅拂底により移動が困難であること、第六に轉廢業者を採用する側—事業主と其の使用人に時局の認識を缺き且つ戰時下に於ける轉廢業問題の理解が不足してゐることなどである。之等の障碍となるべき原因の第一から第五までは、轉廢業者自身の反省と自覺により除き得るものであるが、第六の採用者側の無自覺に至つては最大の障害となるものである。

事業主にして眞に企業を愛し、且つ國家のために事業を營むことを望むならば、自己の工場内に住居を構へ、勞務者と起居飲食は勿論のこと、苦樂を共にしてこそ初めて、事業主としての指導的地位に立ち得る資格があるのであつて、若し然からざる場合—統卒する部下と共に榮枯盛衰苦樂を共に出來ないやうな指導者—事業主が多勢の「頭」として臨んでゐることは明確に時代錯誤である。斯る人々はすべからく、元氣に滿ちた新進の人に席を譲り、第一線から勇退すべきである。如何に莫大な費用を

かけて勞務者や轉廢業者を訓練しても、肝心「頭」であるところの事業主にして、衆に範を垂れることが出來ないやうでは無意味である。斯る意味で現下重大なる轉廢業問題に對しては、事業主が進んで國策に協力し、且つ自ら陣頭に立つて采配を振るのでなければ解決しないことを茲に斷言するものである。また世の識者に告げたいことは、中小商工業者は過去五箇年に渉る數次の經濟統制により試練を受け、他の如何なる職業の者よりも甚大な心的物的打撃を受け、既に國策に順應すべく決意し、國家の命令一下應召の氣持にて、轉業の用意あることである。然し遺憾に堪へないことは、一般社會人は勿論のこと、官廳と公共團體の人々に轉廢業問題に對する熱意と、轉廢業者に對する同情が缺如してゐることである。轉廢業者は決して無能者でも無力者でもないのである。何れも立派な陛下の赤子であつて、國防のため、戰勝のため國策の犧牲者として忍ぶべきは忍び、苦衷を默して語らぬだけである。爲政者、官吏、學者、

資本家等凡そ指導的地位にある諸賢に訴へたいことは、此の聲なき聲を聞きて、轉廢業者諸君が求むるところのもの—轉業能力に應じた適職を迅速に與へられんことである。（終）

（一七—六—三記）
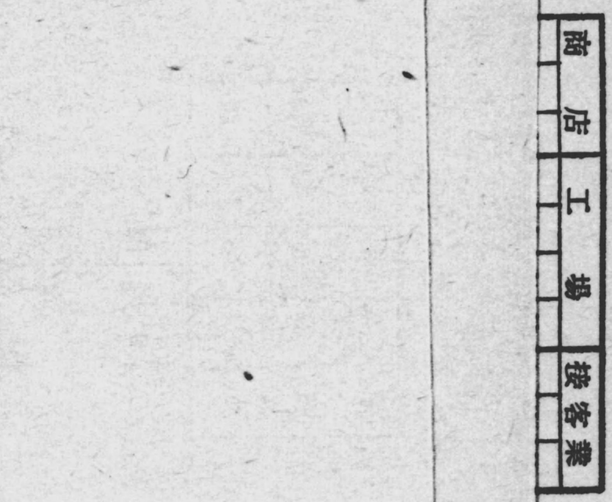
轉廢業者の進路圖解